

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	中核事業	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	拠拠法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整法見(概要等)
RI	1	03.医療・福祉	村	新羅津村	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法	自営業の子どもに係る保育認定基準の明確化等	子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業(特に農家の)の子どもの認定に關しての念慮(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例開示、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	当社は、自営業(農家)の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労上により家庭において必要な保育を受けることが困難であるのとして保育認定を行う判断に苦慮している。当社としても、不公平感のない、且つ留しつづつ認定作業を行っているのが、農家の作業時期や就労状況によっては、自宅に保護者がいる場合もあり、他の保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった問合せが寄せられたことがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>
RI	2	05.教育・文化	村	新羅津村	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法施行規則	保育士資格を有する者が幼稚園免許を取得する際の特例適用の明確化	幼稚園免許取得者も園に従事する保育教諭の資格は、保育士の登録を受けていること及び幼稚園教諭の普通免許状を保有していることが条件とされている。現在は普通幼稚園で、市の方の資格保有者がわずかに片方の資格を取得する際の特例が設けられている。(分権一括法により令和6年度まで延長予定)特例を受けるための要件として、一定期間の実務経験が課せられており、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際に考慮される実務経験については、教育職員免許法施行規則で規定されている。しかし、本施行規則は一見すると、へき地保育所での経験が含まれていないように誤解が生じるとも考えられる。文部科学省のQ&Aではへき地保育所での経験も実務経験と含まれるように記載されているが、明確にへき地保育所の経験を含む。と記載されておらず、地方自治体にとっては不明瞭と云わざざるを得ないため、本規定の明確化を求める。	当村では、へき地保育所が地域の児童の受け入れ施設として重要な機能を果たしている。今後の村の運営体制も考えると、幼稚園免許取得者も園への移行も検討の視野に上がっている。しかし、現状では保育教諭となるべき人材は限られており、資格の取得にあつては必要不可欠な状況である。そのような中、特例の実務経験の要件において、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際の、へき地保育所を含めることができるか明確にでき、移行しなくても人材をそのまま活用することが困難な状況となることが予想される。また、幼稚園教諭の免許保有者が保育士の資格を取得するには、へき地保育所での勤務経験を認められているため、事業者への説明にも苦慮している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>
RI	3	12.その他	中核市	徳島市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第22条、第23条、第24条、第25条、第30条の46、第30条の47、第30条の48、第52第2項	住民基本台帳法第52条2項に規定されている届出項目に関する届出項目の変更	住民基本台帳法第52条2項の届出に於ける届出項目の第24条転出に(転出先が国外の場合)という文言を加える。	住民基本台帳法第52条2項正当な理由がなくて第22条から第24条まで(以下略)の届出をしない者は、5万円以下の過料に処する。各条の届について変更があった日から14日以内に市町村長へ届け出なければならぬ。対象となる届出のうち、市町村を跨いだ住所変更をする場合は、「第24条転入届」、「第24条転入届」の双方を要し、新旧の各市町村に届出をしなければならない。その場合に異動日を14日以上過ぎていると、双方で重複して過料の対象となっている。しかしながら、同一市町村内で届出をしない第24条転居届、第25条世帯変更届については、過料を徴徴することは、住民にとっていづれも一取の引越し(変更)であるに過ぎず、一方は過料に重複して処せられ、他方は重複しないという不公平なものとなっている。また転出届は郵送による届出のみとされているため郵送の届出が増加傾向にあり、経過申書の提出の取り扱いに苦慮している。そこで、過料に処する届出の項目「第24条(転出)」に(転出先が国外の場合)の文言を加えることにより、重複が解消されるため、加えていただきたい。転出先が国外の場合は、転入届を行う必要がなく、一度の転出届届出で手続きが完了する。過料に処せられる項目に文言を加えることにより、国内間の転出が対象から除かれるため、現在発生している転出と転入の双方での過料の重複がなくなる公認取り扱いは解消される。	—
RI	4	10.運輸・交通	一般市	五條市	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第20条、道路運送法施行規則第9条	タクシーの営業区域の変更に関する市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設	以下の規定を、現行の道路運送法施行規則第9条に加えるよう求める。 ①市町村長は一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の営業区域(当該市町村の区域が含まれる部分に限る。)の変更をして、当該市町村のタクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において意見をを得た上で、国土交通大臣に対し、要請することができる。 ②国土交通大臣は、①の要請があった場合には、市町村長に対し①の要請についての回答をしなければならない。	本市は平成17年に一市二村(五條市、西吉野村、大町村)が合併した結果、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の営業区域が市内で2つにまたがることとなった。田五條市地域は金剛交通圏(1社が営業)、旧西吉野村地域及び旧大塔村地域は大台交通圏(1社が営業)に属することとなった。その後急激な人口減少の影響もあり、平成29年、本市の大台交通圏に属するタクシー事業者が消滅した。そのため、自家用車を持たない旧西吉野村地域の住民の旧西吉野村地域内を移動する交通手段の確保が生じている。(道路運送法第20条の規定により、金剛交通圏の事業者が発着ともに大台交通圏(旧西吉野村地域)での運行はできない)現在、旧西吉野村地域内の移動については、本市ではコミュニティバス西吉野コース及びダイヤモンド型乗合タクシーで対応しているが、いづれも特定の路線・経路しか運行することができず、また、こうした公共交通手段を用いるとしても、急峻な山間部に位置する自宅から各停留所までの移動手段がないことから、高齢者が多い旧西吉野村地域の移動をドァ、ツードアで担えるタクシーの運行が強く求められている。現行制度上、タクシーの営業区域の設定は地方運輸局長の専断事項であり、地域住民の移動手段の確保を担う地元市町村や当該市町村が主催する地域公共交通会議の意見を反映する仕組みが存在しない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>
RI	5	03.医療・福祉	中核市	船橋市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、生活保護法、生活保護法施行令	生活保護費返還金の徴収又は収納の私人委託	生活保護費返還金等(①生活保護法第63条返還金、②生活保護法第78条徴収金、③生活法第703条及び地方自治法施行令第159条による戻入金)について、コンビニ収納を可能とするべく、地方自治法第243条に定める私人の公益取扱いの範囲から除くため生活保護法及び生活保護法施行令に特別の定めを規定する。	【支援事例】生活保護費返還金等の納付手段は、一部金融機関での納付書払い、福祉事務所等での窓口納付、現金書留に限られているが、入院中、身体等が不自由で遠出が難しい、遠方に居住している、月中は就労している等の理由で手数料のつかない一部金融機関での納付書払いが困難な債務者が一定数いる。現金書留は手数料がかかる、福祉事務所等での窓口納付も交通費がかかるため、適正代替手段が存在せず、債務者にとっての利便性が低い。上記理由により納付困難であるということで、債権回収の折衝が上手くいかない例もあり、収納率が向上しない一因となっている。(現に、債権回収の折衝を行う際には債務者からのコンビニ収納の要望が多々ある。)また、福祉事務所等での窓口納付については、亡失等の事故のリスクが存在しているため件数を減少させる必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>
RI	6	10.運輸・交通	一般市	湯沢市、大館市、男鹿市、鹿角市、大田市、仙北町、小坂町、三種町、羽後町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、地域公共交通確保維持改善事業実施要綱	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の要件緩和	持続可能な地域公共交通を確保するため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の新規性要件を緩和する。	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金は、一定の路線再編が必要となっており、新たに運行する区間に対してのキロ要件がある。(新規性要件:既存系統と運行区間が重複していない)新たな区間のキロ程が当該系統のキロ程の20%を超える場合又はキロ以上の場合)しかしながら、山間部等においては、点状する集落を網羅する形で運行しているケースが多く、新たな路線を運行する方が非効率になる場合があり、現行のキロ要件を満たすことが困難である。湯沢市では、これまで利用実態や需要に応じ、運行経路等の見直しを進めてきたが、当該補助金の活用にあたっては、一定の路線再編が必須となっており、新たに運行する区間に対してのキロ要件があったため、これまで先行して効率的な路線の再編に取り組んだ地域においては、要件を満たすような今後の再編が見込めない。また、本市の乗合タクシーは、地域の山間部を中心に、点状する集落を網羅する形で運行しているため、現行のキロ要件を満たすほどの再編が困難であるほか、新たな路線を運行する方が非効率になる場合もあることから、当該補助金を十分に活用できない状況にある。大館市では、地域間幹線系統確保維持費補助金の輸送量要件を満たすことができず、補助対象外路線となった路線について、幹線バスとして機能し一定の需要はあるのにも関わらず、現行要件では、たとえ運行区間を短縮し効率化を図ったとしても地域内フィーダー系統に組み入れることができない状況にある。	—
RI	7	03.医療・福祉	一般市	三原市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医師法第8条、医師法施行令第64条等	医療従事者の籍(名簿)登録まっ消(削除)申請に係る手続の柔軟化	医療従事者(※)の籍(名簿)登録まっ消(削除)申請の必要書類について、死亡診断書あるいは死体検案書の写し(原本照合なし)が可能とする。 ※医師、歯科医師、保健師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、薬剤師については、死亡診断書または死体検案書の写し(原本照合なし)が可能	【支援事例】本市では、早くも事務移譲を受け、医師まっ消手続に係る事務を行っている。手続に必要な書類は法令に申請書と規定されている以外は、国が示す事務処理要領等に規定されており、死亡の理由による登録のまっ消(削除)申請の場合は、死亡診断書等の原本(写し)の場合は原本照合が必要、あるいは戸籍抄(謄)本等の写しが必要となっている。照合が必要、あるいは戸籍抄(謄)本等の写しが必要となっている。そのため、本市では、過去に遺族が医師まっ消手続に不慣れなまま、死亡診断書の写しを持参していたため、原本照合が必要である旨伝えた。しかし、既に原本は戸籍届出(死亡届)で提出済みであり、原本が手元になく苦情を言われたもの。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>
RI	7	03.医療・福祉	中核市	富山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第63条、第88条	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育や学校等を訪問先として認める。	医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応できる施設は少ない。当市の保育所等では、主治医の「保育所等での集団生活が可能」の判断があれば、受け入れ可能である。しかし看護師配置等の条件に対応することが困難な状況から、保護者が付き添い、医療的ケアを行っているケースがあり、保護者の負担が大きい。医療的ケア児の保護者が就労を希望しても、医療的ケアがあるため保育所に預けることが難しく、職場復帰できない等、保護者の就労に影響があるところ、保育所等での医療的ケアに対する訪問看護の利用については、健康保険法上、訪問先が「居宅」に限定されていることから、実質的にその利用が制限されている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>
RI	8	03.医療・福祉	中核市	富山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第63条、第88条	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育や学校等を訪問先として認める。	医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応できる施設は少ない。当市の保育所等では、主治医の「保育所等での集団生活が可能」の判断があれば、受け入れ可能である。しかし看護師配置等の条件に対応することが困難な状況から、保護者が付き添い、医療的ケアを行っているケースがあり、保護者の負担が大きい。医療的ケア児の保護者が就労を希望しても、医療的ケアがあるため保育所に預けることが難しく、職場復帰できない等、保護者の就労に影響があるところ、保育所等での医療的ケアに対する訪問看護の利用については、健康保険法上、訪問先が「居宅」に限定されていることから、実質的にその利用が制限されている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におよぼし)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (ii)保育士に対する幼稚園教諭免許状取得の特例(附則18項)については、へき地保育所で保育士として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明による在職年数が、最低在職年数(施行規則附則10項)に含まれることを関係機関に改めて通知するとともに、新たに免許状を取得しようとする者に周知する。 [措置済み(令和元年10月7日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]		保育士に対する幼稚園教諭免許状取得の特例については、へき地保育所で保育士として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者による証明の在職年数に最低在職年数が含まれることを関係機関に改めて通知し、新たに免許状を取得しようとする者に周知した。	【文部科学省】児童福祉法施行規則の改正に伴う幼保特例対象施設について(令和元年10月7日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_2">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_2</a>	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (ii)地方運輸局長が定める一般乗用旅客自動車運送事業における営業区域の単位(施行規則5条)の変更については、地域公共交通会議における協議事項に含まれることを明確化するため、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平18国土交通省自動車局長)を改正し、地域公共交通会議における関係者の意見も踏まえながら地方運輸局が営業区域を見直した事例と併せて、令和元年度中に地方運輸局及び地方公共団体に通知する。		「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平18国土交通省自動車局長)を改正し、地域公共交通会議において、既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直しを協議事項とすることができることを明確化した。	【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(令和2年3月31日付け自動車局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_4">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_4</a>	国土交通省自動車局旅客課
【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (ii)費用返還義務(63条)、費用等の徴収(78条)等に基づき生じる債権の取納の事務については、私人に委託することを可能とする。		生活保護法の改正を含む第10次分種一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(生活保護法改正の施行日は令和2年10月1日)。	【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について(令和2年6月10日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_5">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_5</a>	厚生労働省社会・援護局保護課
【厚生労働省】 (10)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64) 医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の死亡の理由による籍(名簿)登録の抹消(消除)申請書の添付書類については、原本と相違ない旨の証明を附さずとも死亡診断書及び死体検案書は写しの使用が可能となるよう、「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」(昭35厚生省医務局長)を令和元年度中に改正する。		医療従事者の死亡による籍(名簿)登録の抹消(消去)申請書の添付書類については、原本と相違ない旨の証明を附さずとも死亡診断書等の写しの使用が可能であることを通知した。	【厚生労働省】「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」の一部改正について(令和元年12月18日付け医政発1218第7号厚生労働省医政局長通知) 【厚生労働省】(別紙)新旧対照表(令和元年9月30日厚生労働省令第57号) 【厚生労働省】医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について(令和元年12月18日付け厚生労働省医務局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_7">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_7</a>	厚生労働省医政局医事課
【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 (1)健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 【文部科学省(1)】【厚生労働省(1)】 健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児の受入体制整備促進について、 ・訪問看護ステーションからの情報提供について、医療保険における算定対象・回数に拡充 ・医療的ケア児保育支援事業について、補助対象自治体を拡充 ・医療的ケアを実施する看護師の学校への配置に係る経費を拡充するとともに学校における支援体制の在り方について調査研究を実施 ため、以下の措置を講ずる。 ・訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供については、訪問看護提供費の算定対象や回数を拡充する。 [措置済み(訪問看護事業費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号))] ・保育所等については、医療的ケア児保育支援事業について補助対象自治体の拡充を行うとともに、補助基準額に喀痰吸引等研修を受講した保育士の施設改善費用を追加する。 [措置済み(令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局長通知、令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知)] ・学校については、医療的ケアを実施する看護師の配置に係る経費を拡充するとともに、学校における医療的ケア実施体制充実事業において、新たに地域の小・中学校等における医療的ケア児支援体制の在り方に関する調査研究を実施する。 [措置済み(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別	医療的ケア児の受入体制整備促進について、 ・訪問看護ステーションからの情報提供について、医療保険における算定対象・回数に拡充 ・医療的ケア児保育支援事業について、補助対象自治体を拡充 ・医療的ケアを実施する看護師の学校への配置に係る経費を拡充するとともに学校における支援体制の在り方について調査研究を実施	【厚生労働省】訪問看護事業費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号) 【厚生労働省】「多様な保育促進事業の実施について」の一部改正について(令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局長通知) 【厚生労働省】保育所等総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知) 【文部科学省】学校における医療的ケア実施体制充実事業(小・中学校等における医療的ケア児の受入れ支援体制の在り方に関する調査研究)の公募について(周知)(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_8">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_8</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 厚生労働省保険局医療課、子ども家庭局保育課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案募集の主体	関係府省	募集区分	拠出法令等	提案事項(申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における取組の概要(簡潔)		
RI	9	09_土木・建築	一般市	佐伯市、別府市、大分市、中津市、日田市、日田市、津久井、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後高田市、由布市、姫島村、日出町、萩町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路整備特別措置法第24条第1項(車庫、同法施行令第11条、料金を徴しない車両を定める告示第3号)	災害ボランティア車両の有料道路無料化措置に係る運用の明確化	災害ボランティアのために使用する車両に係る有料道路の無料化措置について、被災地の社会福祉協議会がボランティアセンターが発行するボランティア証明書を持参した車両であれば、全国の地方自治体が発行する災害派遣等従事車両証明書がなくとも有料道路の通行が可能となるよう、料金を徴しない車両を定める告示の改正または解釈及び運用の明確化を行うこと。	【現況】 災害ボランティアのため使用するものとして料金を徴しない車両は、告示において、地方公共団体等が申請したボランティア活動のため使用する車両で当該道路を管理する会社等が料金を徴取することが著しく不適当であると認められた対象としている。 【具体的な支援】 ・申請者は、最寄りの市役所の窓口でボランティア証明書を持参した上で、車両証明書の発行を受ける。窓口では被災地までの経路の確認等をして、発行を行っている。 ・車両証明書は、精算する料金所(出口IC)ごとに1枚の提出が必要であり、証明書に記載したIDでしか利用することができないため、被災地が遠距離になれば、証明書を往復分で何枚も発行する必要がある。 ・申請者がIDや経路等を熟知していないケースが多く、その都度、窓口職員が高速道路会社のホームページ等で経路を確認している。 ・被災地での往復間で急な経路変更等が発生した場合には、申請者は再度窓口に向歩き、新たに発行した証明書を料金所に届達しなければならない。 ・なお、被災自治体においても同様の事務が発生するため、復旧業務を行う上でも負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	10	05_教育・文化	都道府県	岩手県、盛岡市、一戸町、秋田県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	平成28年2月16日付事務連絡(文部科学省初等中等教育局長(高校修学支援室))	マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの運用	マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの運用に当たっては、マイナンバー情報の入力を全国一律に都道府県が処理する仕組みを見直し、都道府県の実状に応じて各学校において処理できる仕組みとする。	就学支援金制度に係る認定関係事務は、教育委員会としての認定権限を公立学校に委任していることにより認定関係事務が公立学校で完結している。しかし、文部科学省初等中等教育局長(高校修学支援室)からマイナンバー利用による就学支援金支給手続きの方針(平成28年2月16日付事務連絡)が示され、認定権限を公立学校に委任している場合も含め、いかなる場合も公立学校で関係事務のマイナンバー情報のシステム入力が行えず、都道府県のみが行えることとなっていることから、本県の実態と大きな隔たが生じている。なお、特別支援就学奨励費の事務は、各学校でマイナンバー制度を利用した事務処理が可能であり、専用端末も配備されている。類似制度でありながら、取扱いが異なる。	—
RI	11	07_産業振興	都道府県	岩手県、盛岡市、吉古市、陸前高田市、西和賀町、洋野町、一戸町、秋田県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	仮設施設有効活用等事業に係る助成金交付規程第4条第4項	仮設施設有効活用等事業の助成対象要件	完成5年経過後の仮設施設について、客観的に仮設施設としての役割を終ったことを理由とする撤去等を当該助成対象とはならないの見直しを求める。	独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置し、市町村に譲渡された仮設施設は、東日本大震災津波で被災した事業者が仮設復旧のために措置されたものであり、非常に有意な事業である。当該仮設施設を市町村が撤去等した場合中小機構から助成を受けることができる。また今後、令和2年度末まで助成期間が延長された。この一方、県内において、例えば、多くの仮設住宅が撤去されたことにより商店等に使用していた仮設施設が空になる等、その後の活用方法が見込めない仮設施設も増加しており、県内市町村からは、まちづくりの観点から仮設施設の撤去助成を望む声が多くある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka_yoson.html
RI	12	03_医療・福祉	都道府県	岩手県、盛岡市、一戸町、陸前高田市、西和賀町、一戸町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別添第1号(第2通則8)	転院に係る診療報酬の算定方法の見直し	・転院に係る診療報酬の算定方法の見直し(地域の実情に応じて、開設者が同一の病院間で転院した場合でも、病院ごとの入院を区別しとして取扱い)こと。 ・地域医療支援病院の承認要件である紹介率・連絡比率に、同一開設者による病院間での紹介も含めて算定すること。	広大な風土を有し、医療資源の乏しい地域を抱える岩手県では、県が開設者となって26県立病院等(20病院及び6地域診療センター)及びPHリハビリテーションセンターなどを設置し、各二次保健医療圏における診療の役割や、交通事情や医療資源に恵まれない地域における、地域の初期医療等の役割を担っている。これらの県立病院等においては、各医療圏域内で診療機能を分担し、地域医療連携(病病病)の役割を担っている。現行の診療報酬の算定方法において、患者が転院した場合、通常は入院期間がリセットされるが、同一の開設者など「特別の関係」の場合は、入院期間が通算される取扱いとなっている。このため、基幹の県立病院から入院患者を受け入れた後支援の県立病院は、実質的には新規患者であるも関わらず、基幹病院分も含めた入院期間となり、入院基本料の下記加算が低額又は算定不可になる。 ・14日以内の期間(1日あたり4500円(1点=10円)で4,500円) ・15日以上30日以内の期間(1日あたり192点) また、地域医療支援病院の承認要件である紹介率・連絡比率について、同一開設者間での紹介を含めることができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	13	08_消防・防災・安全	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉介護を含む。）」を、同法第7条の「救助に従事させることができるもの」に「福祉介護関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者の福祉的支援が災害救助の基本施策の一つであることを明確化	【現況】 災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉介護を含む。）」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。 【現況】 東日本大震災津波では被災者の避難生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設置に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震については経費のみが対象)。	—	
RI	14	08_消防・防災・安全	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、一関市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成23年2月7日付厚生労働省告示(生活保護受給者等労働支援事業等の円滑実施)について(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱)	「災害派遣福祉チーム」の制度化及び派遣・調整システムの構築	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者等の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行い、要配慮者にとって良好な避難生活を確保し、調整や介護、相談支援などを担う「災害派遣福祉チーム」(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)を制度化するとともに、全ての都道府県において当該チームを派遣・調整するシステムを早急に構築	【現況】 災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉介護を含む。）」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。 【現況】 東日本大震災津波では被災者の避難生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設置に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震については経費のみが対象)。	—
RI	15	03_医療・福祉	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、一関市、遠野市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	自殺対策費補助金(地域自殺対策推進センター運営事業)交付要綱 地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱	自殺対策費補助金の早期の交付決定	本県の事業(自殺対策事業費)の財源となっている国の自殺対策費補助金については、例年12〜1月頃の交付決定となっており、平成30年度も1月の交付決定となっている。地域自殺対策推進センター(県精神保健福祉センターに設置)の運営費については、同補助金を財源として、同補助金の交付決定が遅れると計画的な事業執行が困難となることから、年度当初の早期の交付決定が必要である。 (参考)平成30年度の交付決定日 平成31年1月8日	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html	
RI	16	12_その他	町	北栄町	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務」に関する民間事業者への委託等とすることができる範囲について(平成20年3月31日総務省告示第75号(事務)) 「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務」に関する民間委託に関する質疑応答について(平成20年9月9日事務連絡(総務省)) 「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務」に関する官民競争入札又は民間競争入札により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲等について(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室) 「戸籍事務を民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲について(通知)」(平成25年3月28日官一警(法務省))	住民基本台帳関係事務等 住民基本台帳関係事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について(平成20年9月9日事務連絡(総務省)) 「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務」に関する官民競争入札又は民間競争入札により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲等について(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室) 「戸籍事務を民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲について(通知)」(平成25年3月28日官一警(法務省))	平成27年度に支所の総合窓口業務、平成30年度には本庁舎の総合窓口業務を民間に委託したが、審査業務等のための職員が休暇を取得できるための職員数の配置に必要があり、窓口業務を少人数の職員で行っていた規模の小さい自治体は、委託前と比較しても大幅な職員削減につながらず、民間委託の効果も薄い。	—	
RI	17	12_その他	町	北栄町	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公営企業法(第94条の2)	地方公営企業の出納事務等 地方公共団体が経営する企業における出納事務等については、管理者が行う事務となっている。(法第94条)第34条の2 地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者が行わせることができる。	【根拠条文一部抜粋】 財務規定等が適用される場合の管理者の権限 第34条の2 地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者が行わせることができる。 【制度改正要旨の内容】 財務適用企業は、地方公共団体の長が出納事務の責任者となる。出納事務に熟識している会計管理者が行わせるのが事務処理の簡便化になると考えられると認めるが、法の全部を適用する企業の中には少数で経営している企業もあり、本規定を財務適用企業に限らず、全部適用企業にも適用できるようにしていただきたい。 【支障事項】 本町では、特別会計(職員2名)で行っていた事業を平成31年4月から法全部適用の準備を進めてきた。出納事務は、特別会計では普通会計と同様に会計管理者が行っていたが、法適化に伴い出納事務の独自処理が事務効率を悪化させると懸念された。そのため、普通会計において出納事務を行っている職員に対し公営企業への併任を申し出納業務を行わせることとした。しかし、本町の普通会計部門では、会計管理者と事務職員の2人で分担して出納事務を行っており、事務職員のみに出納業務を行わせても、もう一方の(会計管理者)が持つ出納事務のノウハウが活用できない。	—	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
			【国土交通省】災害ボランティア車両に対する災害派遣等従事車両証明書の発行方法の見直しについて(令和元年7月1日付け国土交通省道路局高速道路課長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken=sushin/teianbosyu/2019/r1tu_tsuchi.html#r1_9">https://www.cao.go.jp/bunken=sushin/teianbosyu/2019/r1tu_tsuchi.html#r1_9</a>	国土交通省道路局高速道路課
【厚生労働省】 (32) 自殺対策基本法(平18法85) 自殺対策費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の実施が可能となるよう、令和2年度から可能な限り早期に交付決定を行う。			自殺対策費補助金の交付決定について、令和2年度は10月29日に行った(なお、令和元年度は11月22日に交付決定を行った)。		厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請分野	提出主体の属性	関係府省	要区分	根拠法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における取組的な進捗状況(概要等)	
RI	18	05_教育・文化	都道府県	東京都	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第6条及び別表第8 小学校専科教員に対する授与要件の緩和	【現況】 中学校教諭普通免許状の所持者が、教育職員免許法別表第8に定める在職年数と修得単位数により小学校教諭免許状を取得する場合、在職年数については基礎となる免許状の学校種におけるものとされている。このため、中学校教諭普通免許状の所持者が小学校専科教員として勤務した期間を別表第8第2項に定める在職年数に算入できない。このため、中学校での3年以上の勤務経験がないものの、小学校において長年にわたり専科教員として活躍してきた者が容易に小学校教諭免許状を取得できない状況にある。 【制度改正の必要性】 学習指導要領の改訂により2020年度から小学校5、6年生の外国語科及び3、4年生の外国語活動が導入されることから、中学校教諭普通免許状(外国語(英語))を持つ教員の、小学校教育における必要性が増している。 また、平成31年1月25日付け中央教育審議会答申(※1)において、「学校における働き方改革」の観点から小学校の教科担任制の充実が挙げられたことに加え、平成31年4月17日付け文部科学大臣から中央教育審議会への諮問(※2)においても、教科担任制に関する検討を依頼するなど小学校における教科指導の充実が求められている。 ※1「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」 ※2「新しい時代の初等中等教育の在り方について」	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html	
RI	19	03_医療・福祉	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合も、国及び地方公共団体以外からの貸与を受けた場合の要件緩和について	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合も、国及び地方公共団体以外からの貸与を受けた場合の要件緩和について 近年の女性就業率の上昇等により、さらなる働き盛りの児童数の増加が見込まれる中、「1人1壁」を打破すると同時に待機児童を解消するため、全国的に放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況にある。本市においても、年々利用ニーズが増加しており、それに伴い、待機児童も増加傾向にある。待機児童の解消は喫緊の課題であり、市が設置する施設だけでは増加する利用ニーズに対応することが困難な状況であることから、社会福祉法人等による事業参入の促進を図っている。 一方で、社会福祉法人の認可に関する基準では、社会福祉法人が通所施設を設置する場合、保育所等については、設置に必要な不動産を国または地方公共団体以外の者から貸与を受けて行うことができるよう要件緩和がされているが、放課後児童クラブは、この要件緩和の対象施設に含まれていない。そのため、本市では、市内の社会福祉法人から放課後児童クラブを新設したいとの相談を受けたが、民有地を借り受けて整備を行う計画であったことから、事業実施を断念せざるを得ない事例が生じたところである。今後さらに増加する利用ニーズの対応に必要な施設の整備を進めるに当たって支援が生じている状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html	
RI	20	06_環境・衛生	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法第4条第4項の変更 平成14年6月11日付健康発局第0611001号厚生労働省健康局健康課長通知 0611001号厚生労働省健康局健康課長通知	犬の登録情報の取扱いの変更 狂犬病予防法に基づき養育で、犬の所有者から死亡届が提出されない登録原簿について、平成14年6月11日付健康発局第0611001号厚生労働省健康局健康課長通知にある転居先不明原簿と同様な取り扱いとし、一定の条件を満たすものは登録頭数に含めないものとする。 (例) 登録頭数に含まないもの:年齢が20歳を超える犬であって、直近5年間狂犬病予防注射済票の交付を受けていないと認められるとき	所有者が、義務である犬の死亡届を出さないことが多く、市は登録を削除することができないため、現行の規定では、正確な犬の登録頭数を把握することが困難になっており、適正な登録原簿の管理に支援を求めている状況である。 また、登録原簿を管理するための電算処理費、予防注射通知ハガキの郵送費等の経費がかかっている。登録頭数が実際より多い場合は、予防接種の接種率にも影響がある。登録を削除するためには、所有者に直接確認する必要があるため、時間を要する。 <参考> 年齢が20歳を超える犬で直近5年間注射済票の交付がない頭数 217頭(令和元年5月27日現在) (1)当該犬に係る経費 85千円 【内訳】 郵送費:12千円 電算処理費:6千円 臨時職員雇用費:67千円 ※死亡犬確認作業 (2)接種率 69.7%(平成30年度末時点) 71.5%(登録頭数に含まない場合)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	21	06_環境・衛生	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法第4条第4項の変更 (例) 職権削除できるもの:年齢が25歳を超えるもの	犬の登録情報の職権削除等ができる権限の付与 一定期間経過した犬については、その犬の登録を職権削除等ができる権限を付与すること。 (例) 職権削除できるもの:年齢が25歳を超えるもの	所有者が、義務である犬の死亡届を出さないことが多く、市は登録を削除することができないため、現行の規定では、正確な犬の登録頭数を把握することが困難になっており、適正な登録原簿の管理に支援を求めている状況である。 また、登録原簿を管理するための電算処理費、予防注射通知ハガキの郵送費等の経費がかかっている。登録頭数が実際より多い場合は、予防接種の接種率にも影響がある。登録を削除するためには、所有者に直接確認する必要があるため、時間を要する。 <参考> 年齢が25歳を超える犬の頭数 75頭(令和元年5月27日現在) (1)当該犬に係る経費 34千円 【内訳】 郵送費:5千円 電算処理費:2千円 臨時職員雇用費:27千円 ※死亡犬確認作業	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	22	06_環境・衛生	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法 平成7年2月6日付衛乳第16号厚生省生活衛生局局内衛生課長通知	狂犬病予防法に国外転入の届出を義務化 狂犬病予防法に、登録を受けた犬の所有者は、その犬の所在地を国外へ変更する場合、その犬の所在地を所轄する市町村長に届け出なければならないという旨の条文を追加する。	現行法では変更届は新所在地を所轄する市町村長へ届け出ることとなっているため、国外の場合、飼い主は変更届を提出することはできない。また、平成7年2月6日付衛乳第16号厚生省生活衛生局局内衛生課長通知の中で、犬の登録原簿の管理について、変更届が適正に行われていない場合においては、届出書の提出を求める等登録原簿の適切な整理を行うこととしているが、提出を求める届出書が提出されていないため、犬の所在を正確に把握できず、所在不明犬として管理することになる。 <参考> 本市には外国籍住民が4,986人(平成31年4月30日現在)在住しており、外国籍の住民から、自国に戻原の犬の手続きについて問い合わせがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	23	03_医療・福祉	中核市	豊中市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法31条・43条、子ども子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確保に係る留意事項について、子ども子育て支援新制度における事業所内保育事業所の取扱いについて	特定地域型保育事業の確保の効力の拡大について 特定教育・保育施設の確保と同様に、特定地域型保育事業の確保の効力が全国に及ぶよう制度の改正を行っている。	本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を超えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用が一般的に行われている。現行では、地域型保育事業の確保の効力が確認を行う市町村の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る必要がある。そのため、本市で事業所内保育を実施している事業所に、本市以外に居住している従業員で事業所内保育を利用している者が複数いた場合、当該事業者がその従業員が居住している全ての自治体に確認申請を行う。それを受け各自治体が当該事業者が所轄する市町村から確認について同意を得る。これら事務は、事業者にとっても自治体職員にとっても大きな負担となっている。また、事業所内保育事業については事務負担を考慮され通知により簡便な方法が示されているが、他自治体からの取扱いの事務が煩雑である。通知による簡便な方法を実施したとしても、各市町村と調整の上、同意を要する旨の届出書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する事務が発生し、市町村間で調整書類(届出書の内容)についての確認、修正等が大きな事務負担となっている。あわせて、事業所内保育事業だけでなく、利用調整により本市の児童が他市の小規模保育事業を利用する事例もあり、同様の事象が発生している。また、本市の児童が他市の施設を利用する際、その他の施設が地域型保育事業に該当する旨の届出書を作成しているかをその都確認する必要がある大きな事務負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	24	09_土木・建築	一般市	東松島市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法43条、都市計画法施行令第36条第1項第1号イ、第3号イ、都市計画法施行規則第34条、開発許可制度運用指針	市街化調整区域内にお空家である農家住宅を一般住宅へ用途変更する際の許可については、市町村が周辺の土地利用への影響の有無を確認した場合は、許可申請書の添付書類等、申請手続の簡素化を行うことが可能としている。	市街化調整区域内に立地している空家となった農林漁業住宅に一般住宅が入居し、活用するためには、農林漁業住宅から一般住宅への用途変更許可が必要となるが、その許可の申請に当たっては、都市計画法施行規則第34条の規定に基づき、許可申請書、付近現況図(方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を示す)、敷地現況図(敷地の境界、建築物の位置並びに排水施設等の位置、種類、水の流れの方向、排水の経路等)を添付し提出しなければならない。 当該書類を作成するに当たっては、専門の見地を有する事業者(土地家屋調査士等)に作成を依頼し、現地調査測量などを行ってもらう必要があるため、貸し手である当該空家の所有者にとって大きな負担となり、当該空家を空き家バンクに登録する意欲を削ぐ要因になっている。 用途変更の前段で、当該建築物が住宅であることと変わらなく、かつ改築を伴うものでないため、排水能力は変わらないものと考えられる。市町村において、周辺の土地利用への影響や地盤のくずれへの支障がなく、地盤活性化につながることを確認できれば、都市計画法施行令第36条第1号の技術基準を適用除外とし、申請資料の簡素化を図ることが可能である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	25	12_その他	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	総務省自治体行政局選挙部管理課長通知(平成29年10月6日付け総行第333号)	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(総務省)と協議した上で、事業の事前審査を認めることとする。(次期選挙執行時に、必要経費として計上可とする。)	【制度の概要】 国会議員の選挙等の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)等に基づき都道府県及び市町村の選挙管理委員会が行い、これによる経費(以下「執行経費」という。)は、国が負担することとされている。執行経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)において、投票所経費等の経費の種類等について基本額が定められている。なお、執行経費の実績報告等は、選挙ごとに提出される(国会総務省自治体行政局選挙部管理課)との通知に基づき実施している。 【支援事例】 本市では、民間企業が開発した「選挙速報システム」を導入し、投票開始時に市町選管から報告される投票票データの集計に活用している。このたび、サーバーOS等のサポート期間満了や元号改正等に伴い、システムの改修が必要である。(履行期間約数ヶ月)当業務は、選挙執行前に業務発注せざるを得ないが、国の通知より、備品の事前発注等は認められておらず、対応に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	26	12_その他	中核市	下関市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第206条第2項、第209条第2項、第231条の第7項、第238条の第2項、第243条の第211項、第244条の4第2項	審査請求を全部認容する場合における地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の第7項、第238条の第2項、第243条の第211項、第244条の4第2項の各規定は、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略である旨の規定に倣って、本市では、議会において、諮問の日から20日以内に委員会での審査及び本会議での意見の表決を行い、さらにその議決結果を受けて、審査庁で裁決を行っているところだが、本件のように審査請求が不適法であり、却下する場合に加え、「申請に対する地方に関する審査請求を全部認容する場合」を追加する。	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の第7項、第238条の第2項、第243条の第211項、第244条の4第2項の各規定は、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略である旨の規定に倣って、本市では、議会において、諮問の日から20日以内に委員会での審査及び本会議での意見の表決を行い、さらにその議決結果を受けて、審査庁で裁決を行っているところだが、本件のように審査請求が不適法であり、却下する場合に加え、「申請に対する地方に関する審査請求を全部認容する場合」を追加する。 加えて、保育料に限って言えば、子ども・子育て支援法の施行により公立と私立の保育料で法的性質が異なる仕組みとなることから、本件が仮に私立保育所の保育料の審査請求であった場合は、行政不服審査法の規定に基づき行政不服審査会への諮問を省略でき、救済手続に相違が生じることが、保育所の利用者にとって理解しづらく、また、制度上不均衡が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (修正案における注)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【文部科学省】</p> <p>5【教育職員免許法(昭24法147)】</p> <p>(イ)中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する方向で検討し、中央教育審議会での議論も踏まえ、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;各3&gt;</p> <p>5【教育職員免許法(昭24法147)】</p> <p>(イ)中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数(別表8)については、小学校における専科教員としての在職年数を算定することとする。</p>	<p>令和4年5月11日に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が成立した。</p> <p>閣改正法は令和4年7月1日に施行され、中学校教諭免許状所有者が小学校専科教員として勤務した年数についても、小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数として算入することが可能となった。</p>	<p>【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(抜粋)(令和4年法律第40号)</p> <p>【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_18">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_18</a></p>	<p>文部科学省総合教育政策局教育人材政策課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(19)社会福祉法(昭26法45)</p> <p>(ii)社会福祉法人の資産要件(25条)について、既設法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととし、令和元年度中に国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について(平12厚生大臣官房障害者保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長)を改正する。</p>	<p>既設の社会福祉法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととした。</p>	<p>【厚生労働省】国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について(の一部改正について)(令和2年1月23日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_19">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_19</a></p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>	
<p>【厚生労働省】</p> <p>(18)狂犬病予防法(昭25法247)</p> <p>市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実施及び公衆衛生に関する専門家の意見を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;各3&gt;</p> <p>5【厚生労働省】</p> <p>(23)狂犬病予防法(昭25法247)</p> <p>(i)市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、令和3年度中に政令を改正し、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除を可能とするともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における事務の円滑な実施に資するよう、当該要件を整理した上で、市町村に令和3年度中に通知する。</p> <p>(ii)犬の所在地が国内外に変更される場合については、出入国の際に国から市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に情報提供が可能となる仕組みを構築し、その運用方法について市町村に令和3年度中に通知する。</p>	<p>狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から犬の所在が不明である場合等に市町村長が職権により犬の登録を削除できることとした。(令和3年政令第338号・令和4年厚生労働省令第24号・令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)</p>	<p>【厚生労働省】狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱いについて(令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)</p> <p>【厚生労働省】狂犬病予防法施行規則新旧対照表(令和4年2月24日公布)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_20">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_20</a></p>	<p>厚生労働省健康局結核感染症課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(18)狂犬病予防法(昭25法247)</p> <p>市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実施及び公衆衛生に関する専門家の意見を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;各3&gt;</p> <p>5【厚生労働省】</p> <p>(23)狂犬病予防法(昭25法247)</p> <p>(i)市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、令和3年度中に政令を改正し、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除を可能とするともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における事務の円滑な実施に資するよう、当該要件を整理した上で、市町村に令和3年度中に通知する。</p> <p>(ii)犬の所在地が国内外に変更される場合については、出入国の際に国から市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に情報提供が可能となる仕組みを構築し、その運用方法について市町村に令和3年度中に通知する。</p>	<p>狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から犬の所在が不明である場合等に市町村長が職権により犬の登録を削除できることとした。(令和3年政令第338号・令和4年厚生労働省令第24号・令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)</p>	<p>【厚生労働省】狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱いについて(令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)</p> <p>【厚生労働省】狂犬病予防法施行規則新旧対照表(令和4年2月24日公布)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_21">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_21</a></p>	<p>厚生労働省健康局結核感染症課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(18)狂犬病予防法(昭25法247)</p> <p>市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実施及び公衆衛生に関する専門家の意見を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;各3&gt;</p> <p>5【厚生労働省】</p> <p>(23)狂犬病予防法(昭25法247)</p> <p>(i)市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、令和3年度中に政令を改正し、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除を可能とするともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における事務の円滑な実施に資するよう、当該要件を整理した上で、市町村に令和3年度中に通知する。</p> <p>(ii)犬の所在地が国内外に変更される場合については、出入国の際に国から市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に情報提供が可能となる仕組みを構築し、その運用方法について市町村に令和3年度中に通知する。</p>	<p>狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から犬の所在が不明である場合等に市町村長が職権により犬の登録を削除できることとした。(令和3年政令第338号・令和4年厚生労働省令第24号・令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)</p>	<p>【厚生労働省】狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱いについて(令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)</p> <p>【厚生労働省】狂犬病予防法施行規則新旧対照表(令和4年2月24日公布)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_22">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_22</a></p>	<p>厚生労働省健康局結核感染症課</p>
<p>【内閣府(11)(ii)】【厚生労働省(33)(iii)】</p> <p>子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。</p>	<p>地域型保育事業者を行う者に対する事業所ごとの「確認」の効力について、事業所の所在する市町村の「確認」の効力が他の市町村にも及ぶものとし、教育・保育施設と同様に他の市町村による更なる「確認」は不要とした。</p>	<p>地域型保育事業者を行う者に対する事業所ごとの「確認」の効力について、事業所の所在する市町村の「確認」の効力が他の市町村にも及ぶものとし、教育・保育施設と同様に他の市町村による更なる「確認」は不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>【内閣府】子ども・子育て支援法(平24法65)</p>	<p>—</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請分野	分野	提案団体の属性	提案主体	関係府省	区分	拠出法令等	提案事項(申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な趣意(公募要綱)
RI	27	12.その他	指定都市	京都市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	自転車等の安全利用の促進及び自転車等の関係費用の徴収・収納事務の私人委託 自転車等の安全利用の促進及び自転車等の関係費用の徴収・収納事務の私人委託 地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条	市町村が「自転車の撤去及び保管」に生じた費用を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として「手数料」に該当するか否かが不明確であり、向条に基づいて私人に徴収・収納の事務を委託することができる。このため、自転車の保管・運送業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務のみ市職員が実施しなければならず、非効率である。		https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html	
RI	28	09.土木・建築	都道府県	奈良県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第29条、第32条 地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条	公営住宅の明渡し請求 公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不正に占有する賠償金の回収 収容事務を私人に委託できるように求める制度改正	県営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の条例では「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日まで」の期間については、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金額を徴収することができる(奈良県営住宅条例第30条第2項第38条第4項及び第40項)と定めており、更に規則において「近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額(奈良県営住宅条例施行規則第19条)と決している。この条例・規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)」について(平成8年10月14日住総第153号)を参考に定めている。「近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金額」とについては、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)することで明渡し義務を退去者が履行しないことによる債務不履行に係る損害賠償金であり、規則で定め、入居時に説明を行うことで、民法第420条における損害賠償額の予約としている。当該入居については、県営住宅の退去者への滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、当該損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で徴収にあつたままの滞り、家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html	
RI	29	02.農業・農地	都道府県	奈良県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施交付金交付要綱(平成28年11月20日付)27条 畜産第1572号農林水産事務次官(畜産部通)	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に 関係する事業者の早期化	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業について、事業者の早期化が可能なよう、事務手続の簡素化や執行フローの見直しを行う。	畜産クラスター事業(施設整備事業・機械導入事業)は、必要な事務手続が多く、時間を要している。 【施設整備事業】 本事業は、交付決定が6月頃であるため、契約・着工は7月頃になることが多いところ、施設整備に十分な工事期間をとることができず、軽微なトラブルでも年度内の完成が危ぶまれることもあり、実際に年度内に完成せず、事業進捗に支障を発生している。 国土でも、交付決定前の工事の契約・着工を可能とすることや個別案内の入れ込みを可能とすることによって十分な工期の確保に向けた取組を行っているが、この場合、交付決定までのあらゆる損失は協議会の責任とされてしまわないか懸念がある。 要望調査と計画提出・承認の事務手続を一本化するなどの事業フローの見直しによって、事業者手続を早めることが可能ではない。 【機械導入事業】 本事業についても、要望調査から事業者手までに数ヶ月を要し、年度初めの要望でも着工が秋以降となる場合がある。本県では、近年の家畜の豊熟被害への対応策として、本事業を活用して豊熟対策用の機械整備を行うおとしたが、秋以降になってようやく機器が整備されることがあり、タイムリーな機械導入ができないに補助の申請を諦める事例も出ている。 要望調査を前倒しすることや要望調査の審査期間の短縮等の事業フローの見直しによって、事業者手続を早めることが可能ではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	30	03.医療・福祉	都道府県	奈良県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4の3、認定 ことし園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	認定ことし園施設整備交付金の早期化	認定ことし園施設整備交付金及び保育所等整備整備交付金の交付決定及び資金交付を早期化すること。	認定ことし園施設整備交付金は文部省、保育所等整備整備交付金は厚生労働省の整備に係る費用の一部を補助するが、国からの資金交付が年度末まで創設、当該費用について事業者が立替え払いする必要がある。施設整備に係る経費は事業者として負担が大きく、立替え払いが資金繰りに負担となっている。このことが事業参入や事業拡大の障壁となり、創設や増築等必要な施設整備が進まない原因となつている。 また、両省は理由内明示後に事業者手として良いこととしているが、整備事業を年度繰越する際、明示後から交付決定前までの事由(地元との協議等)による年度繰越は財務省が認めていないため、繰越事由による年度繰越は認められない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	31	12.その他	市区長会	特別区長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)	住民基本台帳事務関係様式からの性別欄削除	住民基本台帳事務における各種申請様式から、可能範囲で「性別」欄を削除すること。	【例：住民基本台帳カード関係様式】 住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について(平成24年6月4日付総行住第47号)で示された住民基本台帳事務関係様式は、「性別」欄が設けられている。 ※当該通知は関係団体であるものの、様式は「住民基本台帳カード」がからない場合は、生年月日と性別を記載していただく。といった記載が付けられていることを踏まえ、通知を受けた地方自治体側としては当該様式は性別欄があることを前提としたものと解するのが一般的だと考えられる。 ※様式に性別欄があると、「住民基本台帳上の性別」と「性別(性自認)」と異なる場合などに申請者へ心理的負担を強いることが懸念される。 当区を含む複数の地方自治体においては、申請書等の様式を点検し、性別欄を削除する等の取組を進めているところであるが、地方自治体へ統一的に示された各通知等によって、様式に性別欄への記載が規定されているため、取組の遅れが生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	32	12.その他	市区長会	特別区長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第26条、第27条 電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認定業務に関する法律施行規則第13条、第49条	マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間相違によるトラブルの回避策	マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上の場合、発行の日から10回目の誕生日であるのに対し、マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間は、一律、発行の日から5回目の誕生日となっているため、電子署名の有効期間到来による更新に際し、有効期間の相違によるトラブルが生じないよう対策を講ずること。	20歳以上の場合、マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しないため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。しかし、所有者の有効期間の不一致を認識していない場合、更新申請が行われず、電子証明書が有効期間切れにより失効するおそれがある。この場合、マイナンバーカード本体が有効であるにもかかわらず、e-TAXや電子署名のコンビニサービス等を利用できない状況となり、利便性の点で問題がある。また、利用できないことに対する問い合わせが多数寄せられることが予想される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	33	12.その他	市区長会	特別区長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱第4条	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱において、再交付がやむを得ないと認められる場合の返戻率等に「有効期間到来による再交付が対象に含まれる」とを明確化すること。	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱により補助金の対象となる場合は、手数料の対象外(無料)としており、補助金の対象とならない場合は、手数料が定められている。 そのため、申請者の責にせよ再交付であっても国庫補助の対象とならない場合は、自治体としては手数料を徴収せざるを得ない。今後、有効期間到来によるマイナンバーカード更新の際に手数料が生じること、更新意欲の妨げとなり、カード普及率の低下につながる懸念がある。ひいては、今後、マイナンバーカードの活用を推進していく上で、支援に必要と見られる。	—	
RI	34	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	企業主導型保育事業費補助金実施要項、企業主導型保育事業補助金交付要綱	平成28年3月31日以前に設置された院内保育施設に対する、企業主導型保育事業による助成の対象の拡大	平成28年3月31日以前に設置された院内保育施設に対する、企業主導型保育事業による助成の対象の拡大	出産や育児は、医師や看護師など、病院に勤める女性の離職理由として大部分を占めている。 各病院では、離職防止のため、他の産業に先駆けて院内保育施設の整備を進め、女性の働きやすい職場づくり努めている。 一方で、企業主導型保育事業は、新たな保育の受け皿を基本としていることから、制度創設前に設置された施設への補助は認められていない。 保育所の必要性が特に高い制度創設前から設置されている保育所が、制度創設前に設置されたという理由でこの制度を活用できず、制度後に設置された保育施設との格差が生じている。 病院からも「近年設置された院内保育施設は国から手厚い支援があるのに、設置時期が古いことを理由に、国の支援対象外となるのはおかしいのでは？」と意見を寄せている。 認可保育施設は、認可保育所と比べて公的な補助が乏しいが、医療従事者確保のためにも、病院は保育施設の運営を続けていかなければならない。 医療従事者の確保は行政課題であるため、そのための支援策はあらゆる角度から検討していく必要がある。	—
RI	35	12.その他	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「住民基本台帳制度におけるDV等被害者への支援措置」(1)住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2〜第20条 (2)被害者保護法第1条第1項第2項 (3)ストーカー規制法第7条 (4)児童虐待防止法第2条 (5)番号利用法第19条第7号 (6)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について(平成29年7月13日事務連絡) (7)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について(平成29年7月14日事務連絡) (8)マイナンバー「お知らせ機能」の利用における留意事項について(平成29年8月9日事務連絡)	各市町村の「住民記録システム」に登録されているDV等被害者の情報、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人確認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させることで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにすること。	【高松】 市町村では、「住民記録システム」を活用して、被害者情報と同一市町村内で共有し、マイナンバーの把握対応を実施している。(市町村間での情報共有はなされていない) 一方、都道府県では、市町村のような情報共有システムがないため、DV等被害者が窓口で申し出てもらうことになっているが、被害者が申し出を行わなかった場合は把握対応がきかず、加害者に避れ先の都道府県が判明する恐れがある なお、DV等被害者からの申し出の情報については、文書で関係課等と共有を行っているものの、申請が多い業務では逐一、文書を確認することは煩雑であり、完全な対応をとることが難しい実情である	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka_yosun.html	
RI	36	08.消防・安全	都道府県	島根県、中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第4条、第6条の3	災害復旧事業における事務の簡素化	災害復旧事業における国庫負担金の申請の際に提出する資料について、事務費(工事費)の記載を省略し、国庫負担対象経費のみを記載する取扱いの見直し	災害復旧事業における国庫負担申請において、申請から災害発生(架入後)まで、工事費を含めた額で、国土交通省へ申請することとなっているが、事務費に対する記載がなされているが、手続上国庫負担金に含められない取扱いのままとなっている。工事費を含めて申請する国庫負担額が必要となる場合があり、申請の際にも整ったため取り扱いを定める。申請時に農林水産省所管の農地等災害復旧事業においては、国土交通省所管の公共土木施設等の災害復旧事業においても、同様に事務費の取扱いの見直しをお願いするもの。	—
RI	37	03.医療・福祉	都道府県	島根県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「管理者の常勤しない診療所の開設について(昭和29年10月19日医収第403号厚生労働省通知) 「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化	中山間地域や離島においては、開業医の高齢化が進み、後継者もない状況で閉院の危機がある。 その理由を維持するためには、周辺の病院から複数の医師が交代で代診すれば良いが、都道府県では誰も診療時間の8割を勤務することができます(常勤性)、管理者に代われない=診療場が存続できないという認識である。 平成29年度の地方分権改革に関する提案募集において「厚生労働省からは「現行、診療所等の開設許可、管理者変更、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等に権限が移譲されている。(中略)管理者の常勤性については、個別事例の判断については都道府県等の判断にのまるとしている。」との見解が示されたが、通知等がないため、この見解を把握している団体は少ないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (議案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
<p>【5】内閣府(10)【総務省(11)】 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭55法87) 市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用(6条5項)の徴収又は収納の事務については、放置自転車等の返還を求める者から、当該自転車等と引き換えに、その撤去及び保管等に要した費用に係る対価として料金を徴収又は収納する場合には、私人に委託することが可能である旨を、その根拠等を整理した上で、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年12月5日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)】</p>		<p>市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用(6条5項)の徴収又は収納の事務については、放置自転車等の返還と引換えに、撤去等に要した費用を徴収等する場合は、その事務の私人委託が可能である旨を通知した。</p>	<p>【内閣府】自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用の徴収又は収納の事務の私人への委託について(令和元年12月5日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_27">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_27</a></p>	<p>内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)  総務省自治行政局行政課</p>
<p>【5】総務省(7)【国土交通省(11)】 公営住宅の明渡請求後 公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金については、当該損害賠償金の徴収事務の円滑かつ効率的な実施に資するよう、当該事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした上で、その運用について留意事項とともに、地方公共団体に令和元年度中に通知する。</p>		<p>公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金の徴収事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を整理した旨通知した。</p>	<p>【国土交通省】公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないことに基づく損害賠償金の徴収事務の委託について(令和2年3月24日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_28">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_28</a></p>	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>
<p>【5】農林水産省 (14)畜産・酪農収益力強化対策基金等事業 畜産・酪農収益力強化対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業については、事業計画等の策定手続の迅速化に資するよう、講習会の開催や計画の策定に係る留意事項の周知等必要な支援を令和2年中に実施する。</p>		<p>①講習会を開催し、行政、事業実施団体の実務者に対し、事業の改正点等の説明及び手続に関する留意事項の周知を図った。 ②基金管理団体の他、新たに公募で選定した1団体を事業実施主体に加え、機械導入事業の実施体制の強化を図った。 ③事業計画の策定や事務手続きにおける留意事項を纏めたQ&amp;Aを公表し周知を図った。 ・講習会を開催し、行政、事業実施団体の実務者に対し、事業の改正点等の説明及び手続に関する留意事項の周知を図った。</p>	<p>【農林水産省】畜産クラスター関連事業Q&amp;A(令和2年3月24日版 農林水産省生産局畜産部 畜産企画課・畜産振興課 公益社団法人中央畜産会)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_29">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_29</a></p>	<p>農林水産省生産局畜産部畜産企画課</p>
<p>【5】内閣府(15)【文部科学省(11)】【厚生労働省(39)】 (15)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、事業の一層の早期着手を推進する観点から、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 【5】内閣府(13)【文部科学省(14)】【厚生労働省(43)】 (13)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。</p>	<p>引き続き、年に複数回の内示を行うとともに、前年度に内示スケジュールの事務連絡を発生し、各市区町村の整備計画に対応できることとした。</p>	<p>【厚生労働省】令和2年度予算案における保育所等整備交付金の協議募集(予定)等について(令和2年1月20日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務調整係、保育課予算係事務連絡) 【文部科学省】令和2年度認定こども園施設整備交付金の事業募集(予定)等について(令和2年1月14日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課関係事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_30">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_30</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支</p>
<p>【5】総務省 (12)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期限満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)】</p>		<p>個人番号カード等の有効期限満了に伴う更新については、地方公共団体情報システム機構が個人番号カード等の更新対象者に通知した留意事項等の内容を再周知した。</p>	<p>【総務省】個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(依頼)の周知について(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡) 【総務省】別添1.01.個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(令和元年9月11日付け地方公共団体情報システム機構事務連絡) 【総務省】別添1.02.個人番号カード及び電子証明書有効期限切れ通知に関する業務概要及びスケジュールについて1.1版 【総務省】別添2.01.個人番号カード又は電子証明書有効期限通知書の送付に関する資料の送付について(通知)(令和元年10月23日付け地方公共団体情報システム機構事務連絡) 【総務省】別添2.02.有効期限通知書の送付に関する説明資料(令和元年10月23日付け地方公共団体情報システム機構) 【総務省】別添2.03.パンフレット.有効期限通知書の説明</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_32">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_32</a></p>	<p>総務省自治行政局住民制度課</p>
<p>【5】厚生労働省 (1)診療所の管理者(10条)については、原則として、当該診療所で定めた医師の勤務時間の全てにおいて勤務する者とするとしているが、医師が不足している地域等でのような医師を確保することが困難な診療所においては、そのような医師でなくとも、連絡体制の確保等に上管理者責務の確実な履行を前提に、例外的に都道府県等が管理者と認めることができる旨を都道府県に通知する。 【措置済み(令和元年9月19日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長通知)】</p>		<p>医師が不足している地域等で管理者(10条)を確保することが困難な診療所については、診療所で定めた勤務時間の全てにおいて勤務する医師でなくとも、診療所の管理者と認めることができる旨を通知した。</p>	<p>【厚生労働省】診療所の管理者の常勤について(令和元年9月19日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_37">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_37</a></p>	<p>厚生労働省医政局総務課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請期間	分野	提案団体の属性	関係府省	審査区分	拠出先等	提案事項(申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概算的経費(単位:万円)	
RI	38	12.その他	都道府県	秋田県、青森県、岩手県、山形県、福島県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	総務省、外務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年指授事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR-ALIT)の配置要望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一題の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入にあたっては、連絡事項等について、関係省庁とクリアから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわかりづらいほか、管内市町村への連絡取りまとめを行う都道府県の立場として、事務が進めづらいつい状況におかれている。 具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規配置要望調査(①)について、クリアからJETプログラムの概略資料等がないままに照会が届き、その9日後、関係省庁(総務省、外務省、文科省)からJETプログラムの概略を活用促進する通知(②)が届いている。 県では、①の到着後速やかに管内市町村へ照会していたため、②が届く前にJETプログラムを活用しないと回答している団体もあり、調整調整に苦慮し、制度活用の妨げとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2019/teianbosyuu_jekka.html	
RI	39	12.その他	都道府県	秋田県、青森県、岩手県、山形県、福島県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	総務省、外務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年指授事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR-ALIT)の配置要望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一題の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長) ③平成30年9月12日付け自国整第375号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年指授事業(JETプログラム)」に係る新規指授者・再任用教員及び配属先選定調査について	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも5月(新年度体制が整い、早期に準備が始められる時期)までは通知等の文書を送付すること。 発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のクリア等を示した活用促進に関する文書と、クリアが送付された新規編成に係る文書等双方の連携した早期化が望ましいが、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していたきたい。	県内では、平成31年度からの新規導入を検討している2団体がいずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。 平成31年度の導入に向けては、新規配置要望に係る調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(②)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は平成31年度1月(③)で発出されているところだが、各団体において、新たに活用するための調査や手続きを進める期間を確保することができ、断念することなく要望できた可能性が非常に高い。 なお、現在ところJETプログラムを活用している市町村の多くは教育委員会(ALITのみ)のみであり、近年では、首長部局によるCIRの活用検討に係る問い合わせが増えつつあり、導入実績のない部署で新規に活用する場合は、検討しゼロからのスタートとなるため、今後はさらに予算や議会の調整期間が必要となる場面が増えるとも想定される。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2019/teianbosyuu_jekka.html	
RI	40	12.その他	都道府県	秋田県、青森県、岩手県、山形県、福島県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	総務省	B 地方に対する規制緩和	①平成30年9月24日付け総行国第140号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うJETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行について、制度の特殊性を考慮し、会計年度について、任用手続きと条件付き採用手続きが取り替わったことにより、次のいずれかの運用手続きを定めること。 ①会計年度任用職員制度の例外とし、取扱は地方の運用に任せること。 ②会計年度任用職員制度に適合させるため、特に、初めて任用された年度の翌年度以降も継続して任用する場合の任用期間については、来日日を基準とする任用期間ではなく、4月1日～3月31日とすることを認める等、事務の簡略化に繋がる運用手続きに変更すること。	JETプログラムの任用期間は、年度途中から1年間となることから、会計年度任用職員制度に移行することにより、年に2回の任用手続きとその年度の条件付き採用及び正式採用の判断が必要となる。 例えば、春採用の場合、4月15日～3月31日、4月1日～4月14日の2回となり、同一職員を2年目以降に採用する場合も同様になることの手続きが必要となる。こうした運用は非合理的であり、不要な事務負担である。 なお、制度の詳細は、次のとおり。 ①平成30年9月24日付け総行国第140号「三省通知」が、クリアからは報酬額を変更した際は、「再度の任用(新たな職への採用)手続きしなければならない」と考え方が示されている。 ②つり、4月1日に新設法に基づき「再度の任用」を行い、次に、来日から1年経過する時点で、報酬額の変更に伴い「再度の任用」手続きが必要となり、結果として任用期間が2回に分かれることになる。		
RI	41	12.その他	都道府県	秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	法務省	B 地方に対する規制緩和	平成30年2月13日「外国人受入環境整備交付金(整備)交付金」を要領として、「外国人受入環境整備交付金(整備)公募要領」	外国人受入環境整備交付金の運用改善	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、 ・交付申請等のスケジュール ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。	同交付金については、1月中旬に初めて国から説明があり、要綱案等の提示があったのは1月末であった。本案の場合、当初予算の編成及び2月補正予算については、2月議会では提案するために作業を進める必要があり、その庁内の調整は年内に完了している。このようなスケジュールでは、交付金を活用した事業の実施は非常に困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2019/teianbosyuu_jekka.html
RI	42	12.その他	都道府県	秋田県、山形県、福島県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	総務省	B 地方に対する規制緩和	①平成30年6月7日付け事務連絡「平成28年度決算における自治体情報システム構築改革推進事業に関する調査について(依頼)」(総務省自治行政局地域情報政策室)及び同調査要領 ②平成30年8月14日付け事務連絡「平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム経費に関する調査について(依頼)」(総務省自治行政局地域情報政策室)及び同記入要領 ③平成31年2月4日付け総行情報第13号「改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査について(照会)」及び同記入要領	総務省から市町村に対する調査・照会業務について、県・経由事務を廃止することによる県経由事務の廃止	現在、総務省からの調査・照会、各市町村からの回答を県で一度取りまとめ、総務省へ報告する方法となっている。取りまとめについては、調査趣旨と趣旨が異なる、調査趣旨と市町村回答を県で一度突き合わせ、必要に応じて回答内容について問合せのうえ、回答修正を依頼する必要がある。このほか、市町村からの回答に係る問合せに対しては、県が判断することができます。国へ問合せを行う必要がある。 ①平成28年度決算における自治体情報システム構築改革推進事業に関する調査 ②平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム経費に関する調査 ③改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査		
RI	43	02.農業・農地	都道府県	秋田県、山形県、福島県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	養蜂振興法第4条(転飼)の規制及び同法第8条第1項(蜂配置)の適正を図るための都道府県の措置等 平成24年11月1日付付24生第55号「養蜂振興法の施行について(農林水産省生産局長通知)」 平成29年8月24日付付29生第55号「養蜂振興法の適正な運用について(農林水産省生産局長通知)」	養蜂振興法に基づく転飼許可及び蜂群配置に関する調査について、国の通知に示す「畜舎に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい」という基準の趣旨や解釈等を明確化すること。 また、地方が許可判断を明確に行うことが可能となるよう、当該基準の趣旨や解釈等に即して必要となる科学的知見(適正蜂数、適正蜂群間距離)の算出方法、実測調査方法等の提供を行うこと。	〔現行制度〕 養蜂振興法第4条において、養蜂業者が他の都道府県区域内に転飼するときは、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、平成24年の生産局長通知では、「畜舎に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい」としている。本案でもこれらに対し、蜂群配置における適正蜂数や適正蜂群間距離の算出方法、実測調査方法等の提示を求めたが、平成31年1月に示されたQ&Aでも「科学者においても統一の見解を示すことは困難」とし、許可判断に資する具体的な情報はこれまでに示されていない。 〔改定案〕 平成27年、本県が不許可とした転飼許可申請事案に対し、不許可処分取消請求が地方裁判断所へ提訴された。裁判途中で取り下げとなったため判決に至らなかったが、「著しく過剰な状態」と判断する基準が明確となっていないと裁判官から指摘された。当該事案が明確になっていないため、不許可とした事案に対して不許可処分取消請求等が提訴された場合に取捨する可能性があり、許可事務や転飼調整に支障が出ている。取捨した場合には県の措置の实效性が失われる事態も想定される。県内の転飼許可申請件数は毎年250件程度は4件だった。県内での配置調整についても合わせたトータルは毎年10件程度ある。養蜂業者から「空港用地」に該当しないのは基準が必要ではないと訴えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2019/teianbosyuu_jekka.html	
RI	44	10.運輸・交通	都道府県	秋田県、小坂町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空港法第9条第1項、第10条第1項、第3項 空港法施行令第4条 空港施設等整備費補助金等交付要綱第2条第1項	国土交通省空港施設災害復旧事業費(補助)について、補助対象及び補助採択要件の明確化を求める。	平成29年7月の大雨で秋田空港及び大館近代空港内の法面(滑走路外周の管理用道路の法面)が陥落した際、電話にて補修要望を打診したが、「空港用地」に該当しないとの理由で、電話での打診段階で対象外とされた。 法令上、本事業の対象となるのは「滑走路等又は空港用地」や「排水施設等」の災害復旧工事とされている。今回のケースでは、直接「滑走路」や「排水施設」が崩れたのではなく、また、「空港用地」は「平らな空地」と定義されているため、対象にならないと判断された。しかし、法面崩落により排水施設である側溝が土砂で埋まったことから、更なる被害拡大も懸念される状態であった。その後、急を要する案件であったため再度相談したところ、今度は、大雨被害であることも証明できるよう、日常点検のなかで法面を掘り上げて地面がどのような状態となっているのか確認し、施設のすみずみまで点検している記録があるかといった厳しい補助採択条件が提示された。 当該国土交通省から示されている指針に基づき策定した空港施設の維持管理に関する要領や計画に基づく点検以上のことは実施していたため、結果的に別事業(県災害復旧事業)として執行せざるを得ない状況となった。 補助要綱等にも明記されていない厳しい採択条件ではなく、通常の点検によって柔軟に採択することが可能となるよう、採択要件を明確化していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2019/teianbosyuu_jekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省(22)】【外務省(1)】【文部科学省(13)】 語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。</p>		<p>関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付け事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出した。</p>	<p>【総務省】【外務省】【文部科学省】JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付け総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_38">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_38</a></p>	<p>総務省自治行政局国際室 外務省大臣官房人物交流室 文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室</p>
<p>【総務省(22)】【外務省(1)】【文部科学省(13)】 (22)語学指導等を行う外国青年招致事業 (5)外国人受入環境整備交付金については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。</p>		<p>関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付け事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出した。</p>	<p>【総務省】【外務省】【文部科学省】JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付け総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_39">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_39</a></p>	<p>総務省自治行政局国際室 外務省大臣官房人物交流室 文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室</p>
<p>【法務省】 外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、令和2年度交付分から、前年度の12月までに事業の概要について事務連絡等により地方公共団体に周知する。 【措置済み(令和元年11月29日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡)】</p>		<p>外国人受入環境整備交付金の交付対象となる経費、スケジュール等については、対象年度の前年度の12月までに通知することとした。</p>	<p>【法務省】令和2年度の外国人受入環境整備交付金の概要について(令和元年11月29日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_41">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_41</a></p>	<p>出入国在留管理庁在留支援課</p>
<p>【農林水産省】 (6)養蜂振興法(昭30法180) 転飼の許可(4条1項)及び蜂群配置の適正等を図るための措置(8条1項)については、都道府県における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、有識者、関係団体及び都道府県の参加を得て調査等を行い、転飼の許可及び措置の実施に当たって参考となる科学的知見等を令和3年度中を目途に都道府県に情報提供する。</p>		<p>令和3年度当初予算において、蜂群配置調整の適正化に向けた関連データの蓄積・活用等を支援するため、養蜂等振興強化推進事業の予算額を大幅に拡充。当該事業の活用により、全国段階では蜜源関連データの収集や地図情報データの作成に向けた調査が行われ、地域段階では蜜源植物の植栽や実態把握に向けた植栽状況調査が行われた。 令和3年度の事業により得られた科学的知見等について、令和4年3月24日に「養蜂関連データの蓄積・活用に関する情報交換会」を開催し、都道府県に情報提供を行った。</p>	<p>【農林水産省】養蜂関連データの蓄積・活用に関する情報交換会資料(令和4年3月24日)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_43">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_43</a></p>	<p>農林水産省畜産局畜産振興課</p>
<p>【国土交通省】 (16)空港法(昭31法80) 空港施設災害復旧事業費補助金については、「空港内の施設の維持管理指針」(平26国土交通省航空局)に基づき地方公共団体が策定した維持管理計画に沿って空港施設の維持管理を適切に実施している場合には、災害復旧工事の対象外である「ただし維持管理の義務を怠ったことに基づいて生じたものと認められる災害に係るもの(施行令4条5号)」に該当しないことを含め、採択要件等を明確化し、地方公共団体に令和2年中に周知する。</p>		<p>空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱の補足として、別添「空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱について～補助事業採択要件の補足等～」を、関係地方公共団体あて、令和2年4月9日に配布した。</p>	<p>【国土交通省】空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱について～補助事業採択要件の補足等～(令和2年4月9日)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_44">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_44</a></p>	<p>国土交通省航空局空港計画課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請	分野	提案主体の属性	関係府省	区分	拠拠法令等	提案事項(申請書名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整状況(留意点)	
R1	45	12.その他	都道府県	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、滝沢市、西和賀町、軽米町、一戸町、男鹿市、鹿角市、田代町、大仙市、小坂町、羽後町	内閣府省	B 地方に対する規制緩和	地域再生計画に係る地方創生推進交付金を活用する事業に関する申請(期限)の見直し	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請の時期については、同交付金の内示後とするよう見直し。	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の作成に当たっては、大部分が地方創生推進交付金に係る実施計画から転記で作成することとなっているが、両計画の申請期限がほぼ同時であり、交付金実施計画作成後、短期間で地域再生計画の作成となるため、集中的な事務作業となり負担が大きい。(参考:交付金の実施計画は1月24日までメール提出、地域再生計画認定申請書は1月25日までメール提出(届は知事印を押印の上、郵送出が必要)) また、地域再生計画は地方創生推進交付金申請時点での作成のため、同交付金の採択状況(内示後)により修正や取り下げ処理が発生している。 取り下げとなる、地域再生計画の作成・提出、また提出後に指摘を受けて行った修正に係る作業について、不要な作業を行ったことになる。	—	
R1	46	08.消防・防災・安全	中核市	倉敷市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法	「借上型仮設住宅」の借り換えの柔軟な運用	引越し費用、敷金礼金、仲介手数料などは被災者負担、かつ、現在より家賃が低い物件への転居については、自己都合によるものでも「借上型仮設住宅」の借り換え(特に被災地域である真備町内)を可能とできるような運用を望む。	昨年の平成30年7月豪雨では、借上型仮設住宅の入居申込みが短期間に集中し、申し込み世帯も非常に多かった(3,000世帯超)ため、不動産業者は物件の内覧等にも応じられない状況で、結果として、不備な物件を契約する被災世帯が数多くあった。 生活がある程度落ち着いてから、通商・通学や買物の利便性を求め転居したいという声が上がっている。また、被災から1年近く経過し、被災地域である真備町内のアパートも復旧してきており、より自宅に近い場所への借り換えを希望する声も上がっている。 現在、方々に散らばった借上型仮設住宅の被災者の小中学生をスクールバスで真備町内の小中学校に送迎しているが、バスの運行にかかる費用は年間10億円にのぼり財政的な負担が非常に大きい状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka_yosan.html
R1	47	03.医療・福祉	中核市	福井市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉士及び介護福祉士法、同施行規則	医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大	保育士の対応が可能な医療的ケアに療養療法の管理を拡大する	都道府県知事が行う研修を修了し、認定証の交付を受けることにより、保育士ができる行為(特定行為)はたんの吸引と経営営業に限定されている。そのため、当該行為以外の行為が必要となる医療的ケア児の保育園等への受入れについて、相談の段階で断る例が生じている。本来であれば看護師を雇用し対応するが理想的であるが、看護師の確保が困難な中、児童の社会的発達に資する集団保育を経験する機会を奪うことにつながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
R1	48	03.医療・福祉	中核市	福井市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第63条、第88条	医療的ケア児に対する訪問看護サービスの利用範囲拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所等を訪問先として認める。	医療的ケア児の受入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上難しい。 健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、保育所等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限され、保育士等だけの対応に限界がある中、医療的ケア児の受入れが進まず苦しんでいる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
R1	49	01.土地利用(農地除く)	中核市	福井市	総務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付第23林整計第26号)、固定資産課税台帳(森林所有者に関する情報の利用)について(平成24年3月26日付第23林整計第34号)	森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するにあり、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に限らず、登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。	【現行制度】 行政機関内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務局が調査した結果知り得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされている。 【支障事例】 森林法第10条の8第1項の役員名簿について、役員等が立木を買い受けて伐採する場合に役員等と所有者が共同で届出書を提出することとされている。当該届出書の記載内容と森林局側で把握している情報と不一致があった場合、固定資産課税台帳により確認を行うおいても上記のような制限が妨がるため、受理等の作業の遅延や、受理自体ができない事態が発生している。また森林経営管理法において、経営管理意向調査を行う際に調査が円滑に進まないことが懸念されるなど、当該法律に基づく制度の適切な円滑な運用にも今後支障が出る可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html	
R1	50	07.産業振興	都道府県	福井県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(第2条)、同法施行令(第3条)	農村地域につき、人口20万人以上の市であっても人口流出が著しい地方都市については農村地域の対象とするなど、人口要件を緩和すること	人口26万人の福井市は、農村産業法による農村地域の対象から除外されるため、農工団地の整備ができず、結果的に企業進出が進まない。	—	
R1	51	12.その他	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、高知県、香川県、伊予市、西予市、東予市、久万高原町、松前町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	平成30年12月21日付 内閣府地方創生推進事務局「移住・起業・就業支援」マニフェスト(移住・起業・就業タイプ)に関するQ&A	国において「移住・地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)のうち、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とする。	地方創生移住支援事業の事業主体は都道府県と市町村の両方とされ、財政負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされている。このため、県が管内全市町村の移住支援金の給付要望人数に応じて事業を執行することは、県の財政負担が大きく、厳しい財政状況の中では困難であり、当該制度を活用して移住支援に取り組むとする市町村を支援しきれないこととなる。また、広域行政を担う県と住民との距離が近い市町村ではそもそも役割が異なることから、施策の優先順位や財政措置に自ずと差異が生じるため、積極的に本事業を実施したい市町村は、県との考え方が違ふことにより本事業に申請できない場合がある。(なお、本県では令和年度、移住支援金を給付する移住者の目標人数を5人(世帯)に設定し、求人対象企業を平成30年7月豪雨災害で被害が大きくたった3市に事業所が存在する企業としている。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html	
R1	52	12.その他	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、高知県	環境省	B 地方に対する規制緩和	地域環境保全基金質疑応答集No.12	地域環境保全基金事業	職員旅費は、県内各地で普及啓発イベント等の基金事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、環境省が示した地域環境保全基金質疑応答集において、基金事業の対象経費として認められないとされ、基金事業の対経費として認められないこととなる。また、広域行政を担う県と住民との距離が近い市町村ではそもそも役割が異なることから、施策の優先順位や財政措置に自ずと差異が生じるため、積極的に本事業を実施したい市町村は、県との考え方が違ふことにより本事業に申請できない場合がある。(なお、本県では令和年度、移住支援金を給付する移住者の目標人数を5人(世帯)に設定し、求人対象企業を平成30年7月豪雨災害で被害が大きくたった3市に事業所が存在する企業としている。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html	
R1	53	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西国中央市、西予市、喜多郡市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン(平成23年3月厚生労働省)	ビッグデータを活用した生活習慣病対策推進のためのデータ提供体制の構築	同一市区町村内においても、都部市、農山村、島嶼山、山間部等生活習慣の相違により健康課題も異なることが想定されるため、個人が特定されないよう十分に配慮した上で、詳細な地区分析を踏まえた健康課題を住民に公表・周知し、注意喚起が可能なようレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインの地区区分の集計単位の制限を廃止し、地域の健康課題に応じた施策を展開するためのデータ提供体制を構築すること	保健医療分野のビッグデータ活用については、国において、平成29年9月に示された「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関する改革推進計画」に基づき、2020年度に健康・医療・介護の総合的な保健医療データプラットフォームを本格稼働すべく準備が進められていることである。そうした中、平成30年度から、国民健康保険の保険者に都道府県が加わったことにより、国民健康保険の被保険者については、国保データベースシステム等により市区町村内の小地区での詳細な分析が可能となったが、他保険者を含む地域の健康課題の全体像を把握し、効果的な生活習慣病対策を展開するためには、都道府県・市区町村において、医療保険者の区別別分析を進め、地域別の生活習慣と健康課題等を把握する必要がある。しかしながら、左記ガイドラインにおいて、「特定健診等情報に係る受診者の住所地については、原則として公表される研究対象物における最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏または市区町村とすること」と規定されていることから、他保険者から提供される匿名加工データについては、地区区分が平成大合併後の現行市区町村単位となっており、詳細な地区分析に必要なデータが入手することが困難となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【厚生労働省】 (29)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (30)保育士等が行うことができる喀痰吸引等の特定行為(施行規則1条)の対象に在宅酸素療法の管理を追加することについては、専門的見地や現場の実情、必要性等を踏まえた保育所における医療的ケア児の受入れに係る調査を行った上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;各3&gt; 5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(1)】 健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 ・訪問看護ステーションから医療的ケア児に関する情報提供について、医療保険における算定対象・回数に拡充 ・医療的ケア児保育支援事業について、補助対象自治体を拡充 ・医療的ケアを実施する看護士の学校への配置に係る経費を拡充するとともに学校における支援体制の在り方について調査研究を実施 のため、以下の措置を講ずる。 ・訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供については、訪問看護情報提供医療費の算定対象や回数を拡充する。 【措置済み(訪問看護情報提供医療費の算定対象や回数を拡充する件(令和2年度厚生労働省告示第62号))】 ・保育所等については、医療的ケア児保育支援事業について補助対象自治体の拡充を行うとともに、補助基準額に喀痰吸引等研修を受講した保育士の処遇改善費用を追加する。 【措置済み(令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局長通知、令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知)】 ・学校については、医療的ケアを実施する看護士の配置に係る経費を拡充するとともに、学校における医療的ケア実施体制充実事業において、新たに地域の小・中学校等における医療的ケア児支援体制の在り方に関する調査研究を実施する。 【措置済み(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別</p>	<p>医療的ケア児の受入体制整備促進について、 ・訪問看護ステーションからの情報提供について、医療保険における算定対象・回数を拡充 ・医療的ケア児保育支援事業について、補助対象自治体を拡充 ・医療的ケアを実施する看護士の学校への配置に係る経費を拡充するとともに学校における支援体制の在り方について調査研究を実施</p>	<p>【厚生労働省】訪問看護医療費に係る指定訪問看護の費用の算定方法の一部を改正する件(令和2年度厚生労働省告示第62号) 【厚生労働省】「多様な保育促進事業の実施について」の一部改正について(令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局長通知) 【厚生労働省】保育知識総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知) 【文部科学省】学校における医療的ケア実施体制充実事業(小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究)の公募について(周知)(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1h1_tsuchi.html#r1_48">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1h1_tsuchi.html#r1_48</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 厚生労働省保険局医療課、子ども家庭局保育課</p>
<p>5【総務省(8)】【農林水産省(5)】 森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。</p>		<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)により森林法(昭和26年法律第249号)が改正され(令和2年6月10日施行)、第191条の4第2項に、市町村が森林の土地の所有者を把握するための調査を行う旨が明記されるとともに、当該調査により得られた情報を林地台帳へ反映できることとなった。 【農林水産省】「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について」(平成23年4月22日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用上の留意事項について」(平成29年3月29日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【農林水産省】「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報</p>	<p>【総務省】「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」(令和2年6月15日付け総務省自治税務局固定資産税課長通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について」(平成23年4月22日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用上の留意事項について」(平成29年3月29日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【農林水産省】「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1h1_tsuchi.html#r1_49">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1h1_tsuchi.html#r1_49</a></p>	<p>総務省自治税務局固定資産税課 林野庁森林整備部計画課</p>
<p>5【内閣府】 (14)地方創生推進交付金(移住・起業・就業・就学タイプ)の交付対象事業のうち、地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合をそれぞれ原則4分の1としているが、地域の実情等に応じてその割合を変更することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)】</p>		<p>地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合を地域の実情等に応じて変更可能である旨を通知した。</p>	<p>【内閣府】地方創生移住支援事業の地方分の財政負担割合について(周知)(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1h1_tsuchi.html#r1_51">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1h1_tsuchi.html#r1_51</a></p>	<p>内閣府地方創生推進事務局</p>
<p>5【環境省】 (4)地域環境保全基金事業 地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に令和元年度中に通知する。</p>		<p>地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に通知した。</p>	<p>【環境省】地域環境保全基金事業における対象経費について(令和元年12月23日付け環境省大臣官房環境計画課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1h1_tsuchi.html#r1_52">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1h1_tsuchi.html#r1_52</a></p>	<p>環境省大臣官房環境計画課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における政策的な調整結果(概要等)	
RI	54	12.その他	都道府県	山梨県	警察庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法附則第16条	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金の都道府県への交付を、現状の3月下旬から3月上旬に前倒しすることを求める。	交通安全対策特別交付金については、国から、年2回(9月、3月)都道府県に交付される。このうち、3月の交付については、例年3月20日前後に交付されるが、年度末の繁忙期とも重なり、当該交付金の県における受け入れ及び市町村への支払い業務に支障をきたしており、事務処理ミスも発生しやすい状況である。平成26年度においては、国の交付金と市町村への支出まで中3開庁日しかなく、その間に歳入歳出処理と市町村への交付額確定通知を作成・決裁を行う必要があり、特に各市町村への交付額決定通知の起案と、「支出負担行為届出決定決議書」に時間を要している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html</a>
RI	55	06.環境・衛生	都道府県	山梨県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公費紛争処理法第18条1項	公費審査委員候補者の委嘱期間の条例委任	公費審査委員候補者の委嘱期間について、現在は公費紛争処理法により毎年とされているが、地域の実情に応じて条例により、1年よりも長い期間委嘱することができるようにする。	公費審査委員候補者の委嘱期間については、公費紛争処理法第18条第1項により毎年と定められている。しかし、実際には、1年を超えて再任される候補者が多く、直定では13名中12名が再任されている状況がある。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されるか、短期的に改選手続きが発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた運営が可能となるよう見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html</a>
RI	56	12.その他	指定都市	広島市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第157条の2	地方自治体が独自に設けているポイント制度の取扱いの明確化	地方公共団体の公金の納付方法については、現金による方法以外では、証紙、口座振替、クレジットカード、電子マネー等によることとされている。近年、民間企業では、1取引当りの金額に応じて独自のポイントを付与し、次回以降の取引でポイントによる値引きや商品交換を実施するという決済手段が急速に普及している。こうした中、本市では、地域経済及び地域住民の活動の活性化を図るため、ICカードを活用した「広島広島都市圏ポイント」を導入しており、電子マネーと同様の指定代理納付者制度を活用し、ポイントによる公金納付者制度の活用により可能となるよう、法制度上の取扱いを明確化するよう求める。	地方公共団体の公金の納付方法については、現金による方法以外では、証紙、口座振替、クレジットカード、電子マネー等によることとされている。近年、民間企業では、1取引当りの金額に応じて独自のポイントを付与し、次回以降の取引でポイントによる値引きや商品交換を実施するという決済手段が急速に普及している。こうした中、本市では、地域経済及び地域住民の活動の活性化を図るため、ICカードを活用した「広島広島都市圏ポイント」を導入しており、電子マネーと同様の指定代理納付者制度を活用し、ポイントによる公金納付者制度の活用により可能となるよう、法制度上の取扱いを明確化するよう求める。また、ポイントによる公金収納が可能となれば、本市独自のポイント制度の効用が高まり、圏域市町への更なる普及も期待できると考えられるが、現状では、法令や国の通知等において明確な規定がされておらず、実現への妨げとなっている。	—
RI	57	05.教育・文化	指定都市	広島市、広島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校給食法第9条 学校給食衛生管理基準-第3(4)-①	学校給食における前日調理の規制の緩和	学校給食衛生管理基準において、「給食の食品は、原則として、前日調理を行わず」と定められているが、前日調理を規制している根拠(リスク)を明確に示した上で、このリスクを排除することができる場合は前日調理が可能とするよう求める。	本市では、平成29年度に最大1万2千食/日を調理できる民設民営の学校給食センターを開設し、献立も工夫を加えながら、より多様な給食の提供に取り組んでいる。こうした中、食材として多くの種類を使用する献立の場合、その下処理(泥落としややわめき)に時間を要することから、これらの作業を給食の提供前日に処理することの可否について文部科学省に確認したところ、学校給食衛生管理基準で原則禁止されている「前日調理」に当たるとの見解であった。本市の民設民営の学校給食センターは、HACCP支援法の認定を受けた高度な衛生管理体制を有する施設であり、前日調理による衛生上のリスクを排除するための取組(冷凍保存等)を行うことができるにもかかわらず、このリスクが具体的に示されていないため、前日の下処理を認められない状況にあり、多様な野菜を使用した給食の実現の妨げとなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html</a>
RI	58	05.教育・文化	指定都市	広島市、広島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法第37条第2項、第13項 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の拡大	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準に、民設民営の学校給食センターを加えるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。しかしながら、食育等に際して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数は関係なく、給食調理施設が公設であるか民設であるかによって分けられており、著しく合理性欠くものとなっている。こうした中、本市では、現在、民設の給食調理施設を含めて、児童生徒へ給食を提供できる体制をとっており、配置基準の対象とされていない民設民営の学校給食センターやデリバリーの受配に対しては、単独財源により栄養教諭や嘱託の栄養士を配置し、食育の指導等を行っているが、栄養教諭が学校給食を活用して食に関する実践的な指導を行うことを定めた学校給食法の規定や食育の推進、食物アレルギー対応における栄養教諭の必要性を踏まえれば、早急に改善が必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html</a>
RI	59	05.教育・文化	指定都市	広島市、広島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法第37条第2項、第13項 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の一本化	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法、自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。食育等に際して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数は関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく合理性欠くものとなっている。平成17年度に食育基本法が施行されたときに栄養教諭制度が創設され、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられ、栄養教諭は、従来は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったにもかかわらず、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、従前の学校栄養職員の配置基準を踏襲することとされた。学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対応した業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実施に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものとなっており、改善が必要である。	—
RI	60	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障害1106002号各都道府県知事、各指定都市市長、各中核都市市長、各中核都市市長あて厚生労働省社会・援護局障害福祉部庁通知) 有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)	有料道路における障害者割引制度の改善	有料道路における障害者割引制度について、割引を適用する車両の指定及び申請日以降2回目の誕生日ごとの更新手続を省略し、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるIRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自転車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日まで市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることと、障害者支援の多様化や障害者の重度化など、現在の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。また、ETC割引手続で「ETC利用者対象者証明書」を添付し、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付すれば利用手続が行える方法に改めるよう求める。	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障害1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核都市市長あて厚生労働省社会・援護局障害福祉部庁通知)」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるIRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自転車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日まで市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることと、障害者支援の多様化や障害者の重度化など、現在の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用者対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ向かうことが負担となっている。	—
RI	61	03.医療・福祉	指定都市	広島市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱(ほか)	幼保連携型認定子ども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相部分と幼稚園相部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相部分と幼稚園相部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>5【警察庁(1)】【総務省(9)】</b>  <b>(1) 道路交通法(昭35法105)</b>  交通安全対策特別交付金(附則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。</p>		交通安全対策特別交付金の交付決定について、令和元年度の交付分(令和2年3月)から前倒しした。 (実額)令和元年度交付決定 :3月12日(木) (参考)平成30年度交付決定 :3月22日(金)			警察庁長官官房会計課 総務省自治財政局交付課
<p><b>5【総務省】</b>  <b>(10) 公審紛争処理法(昭45法108)</b>  公審審査委員候補者(18条1項)の委嘱期間については、1年を超え3年を上限として都道府県が条例で定める期間とすることを可能とする。</p>		公審審査会を置かない都道府県において、公審審査委員候補者について、1年を超え3年以下の期間で、都道府県が条例で定める期間ごとに委嘱することができるようになり、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となった。 (公審紛争処理法の改正を含む)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)が第201回国会において令和2年6月3日に成立。同月10日に公布・施行。なお、上述の施行に関する規定の整備のため、公審紛争処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第59号)が令和2年6月10日に公布・施行。)。	<b>【総務省】</b> 公審紛争処理法等の一部改正について(令和2年6月10日付け公審等調整委員会事務局総務課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_55">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_55</a>	総務省公審等調整委員会事務局
<p><b>5【文部科学省】</b>  <b>(7) 学校給食法(昭29法160)</b>  (1) 学校給食における前日調理については、学校給食衛生管理基準(9条1項)において、食中毒予防の観点から原則として行わないこととしているが、当該基準は、学校設置者の責任において安全性を確保した上で前日調理を実施することを一律に排除しているものではないことを明確化するため、都道府県教育委員会等に通知する。  【措置済み(令和元年12月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)】</p>		学校給食における前日調理については、学校設置者の責任において、安全性を確保した上で行うことを一律に排除するものではない旨を通知した。	<b>【文部科学省】</b> 学校給食衛生管理基準に照らした適切な衛生管理について(令和元年12月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_57">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_57</a>	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
<p><b>5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】</b>  <b>(5) 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金</b>  保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  【措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)】</p>	< 令2 > <b>5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】</b> <b>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金</b> については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 【措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)】	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のもとの統一した。	<b>【文部科学省】</b> 認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) <b>【厚生労働省】</b> 保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働事務次官通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_61">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_61</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請期間	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	拠拠法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整法見(概要等)
RI	62	03.医療・福祉	一般市	伊佐市、鹿児島県市町会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者等の取組の標準、設備及び運営に関する基準	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び職員数等の標準の見直し	福祉型児童発達支援センターにおいての従業員及び職員数等の標準について、主として重症心身障害児を運営しているセンターにおいても、看護師を定数参入するなどができるようにしたい。	福祉型児童発達支援センターに、医療機関や保護者等との目の連携・相談や、体調急変時に適切に対応を行うためには、医療・保健に精通した看護師等資格者の存在が不可欠で、必要性が極めて高い。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通所センターとして指定を受けなければ、求められる従業員数に看護師を含めることができない。小規模主体で重症心身障害児の数が少ない当市のセンターは、独自の看護師2人を配置している。また、看護師を配置している当市のセンターの需要は高く、他市町在住の保護者から受け入れ相談が寄せられるが、定員を満たす状態にあるためお断りしている。このことは、全国的にセンター設置を進め障害児が推進される中、医療的ケアの対応が出来ないことを理由に居住する地域でのセンター受け入れを断られ、児童発達支援を希望するにも関わらずサービスを受けられない乳幼児が存在することを嘆息しており、看過できない問題である。障害者を持つ子ども及びその保護者であっても、地域全体で子育てを支援し、安心して子育てができる環境を構築する上で児童発達支援は重要なサービスであり、その中核的施設である児童発達支援センターにおける看護師配置は必須条件である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html
RI	63	12.その他	都道府県	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣保護管理法43条、51条1項、56条1項1号、60条 鳥獣保護管理法施行規則48条1項2号及び3項、58条1項2号及び同項4号、60条3項、65条1項3号及び同条5項、66条1項	狩猟免許状及び狩猟者登録証の統一化	狩猟免許の種類ごとに申請を受け交付している狩猟免許状と狩猟者登録証を、属人的に1つの様式でまとめることができるよう制度改正を求める。	現行制度においては、狩猟免許状と狩猟者登録証は狩猟免許の種類ごとに交付を行う必要がある。また上記制度と整合性を取るため、本県では申請書を各種類別に提出をお願いしている状況にある。そのため複数の免許や登録証を受けている者にとっては、それぞれ複数の狩猟免許状や狩猟者登録証ごとに異なる申請はもちろん、交付された狩猟免許状や狩猟者登録証も複数枚所持することになる。こうしたことから狩猟者の負担は大きく、1つの狩猟免許・1つの狩猟者登録証にまとめることができない要望を受けたい。また本県の事務においても、上記の状況から各種類ごとに申請書を受け付け、それぞれ免許状や登録証を提出していることから、事務負担を軽減の観点で、狩猟者と同様の問題意識を持っている。求める内容とおお、県人でそれぞれ1つにまとめることができれば、本県では狩猟免許状の発行枚数を約40%削減、また狩猟者登録証の発行枚数を約20%削減が期待でき、それに付随する行政事務を軽減・簡素化できると考えている。また狩猟者にとっても、免許や登録証の管理がしやすくなるだけでなく、申請の煩雑さや、仮に紛失した際の再発行手数料の負担の軽減になると、そのメリットはあるものと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html
RI	64	01.土地利用(農地除く)	都道府県	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、茨城県、豊後市、香美市、大豊町、佐川町、梓原町	総務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の7の2、第191条の2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報が活用について(平成24年3月26日付け23林整計第342号)	固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年4月1日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報に関する情報の内部で利用できるものとする。	固定資産課税台帳記載情報の内部利用については、平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登録簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができることとする。	【現行制度】 固定資産課税台帳記載情報の内部利用については、平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登録簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができることとする。 【支援事例】 森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積簿を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになり、当制度を適切に運用していく上で支障に及びかねない。また、森林法第193条の規定に基づき、補助事業(森林環境保全整備事業等)で行う林道の整備にあたり、その際に必要な用地(林道用地、残土処理場等)は、森林所有者から無償で使用するための「土地使用承諾書」を提出してもらっている。所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を促すことで上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、結果としてやむを得ず一部ノルマを変更する事例もあるなど、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html
RI	65	12.その他	都道府県	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	環境省	B 地方に対する規制緩和	災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)	海ごみに対する財政支援	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海浜関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者と沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高設定されていることから、補助制度が活用できない。本県においては昨年7月豪雨災害等により、施設別に10～数百m3の漂着物があつたが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	—
RI	66	12.その他	都道府県	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(農林水産省、国土交通省)	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海浜関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者と沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高設定されていることから、補助制度が活用できない。本県においては昨年7月豪雨災害等により、施設別に10～数百m3の漂着物があつたが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	—
RI	67	02.農業・農地	都道府県	青森県、青森市、八戸市、黒石市、おがる市、平川市、平内町、郷ヶ沢町、深浦町、西目黒村、森崎町、大崎町、西倉館村、板柳町、中泊町、野辺地町、七戸町、六甲町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、玉戸町、陸上町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業人材強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経農第3543号農林水産事務次官依命通知)	農業次世代人材投資事業(経営開始型)	農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、経営開始直後の新規就農者に対して、「経営・技術」、「資本金」、「農地」に関する課題を相談対応する「高農メン」を交付対象者ごとに選任し、就業状況確認や訪問指導について、それぞれ年2回ずつ直接訪問により実施するよう指導されている。これを、地域の実情に即応的かつ効果的なサポートを実施するため、交付対象者の状況に応じて、抱きかかっせで実施するなど訪問回数を減らす、電話等での対応するなど、弾力的な運用ができるようにしてほしい。	農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、経営開始直後の新規就農者に対して、「経営・技術」、「資本金」、「農地」に関する課題を相談対応する「高農メン」を交付対象者ごとに選任し、就業状況確認や訪問指導について、それぞれ年2回ずつ直接訪問により実施するよう指導されている。これを、地域の実情に即応的かつ効果的なサポートを実施するため、交付対象者の状況に応じて、抱きかかっせで実施するなど訪問回数を減らす、電話等での対応するなど、弾力的な運用ができるようにしてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html
RI	68	04.雇用・労働	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、高知県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業能力開発促進法、職業能力開発促進法施行規則 委託訓練実施要綱	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められている委託先機関の定める卒業要件を修了要件とする(これを、大学又は短大の課程にも認めると、これにより、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等だけでなく大学等においても受講可能とする)。	【制度概要】 長期高度人材育成コースは、1年以上2年以下の訓練期間であって、「資格の取得」がその修了要件とされている。そのほか、原則として、入校から国家資格等の合格発表までの期間が2年を超えざるを得ない場合(例:自動車整備士等)は、委託訓練の対象外となる。しかしながら、委託訓練実施要綱第4章第7(1)において、専門学校又は専門職大学院の課程については、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とする」ということが例外として認められており、自動車整備士等の資格取得に係る委託訓練を実施することが可能である。他方、大学又は短大においては、修了要件の設定に係る例外が認められておらず、専門学校等と同様のカリキュラムによる訓練を行う場合であっても、自動車整備士等の資格取得が困難な状況である。結果として、本県の一部地域のように、専門学校等がないエリアにおいては、受講者が選択可能な国家資格等が限られている。県としては、委託訓練実施要綱の目的にも掲げられている「多様な職業訓練の受講機会を確保したい」と考えられているが、上記が支障となり、阻害されている状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html
RI	69	03.医療・福祉	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	労働者派遣法第4条、労働者派遣法施行令第2条	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能な労働者派遣法の規制緩和	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能な労働者派遣法の規制緩和	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能な労働者派遣法の規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案におよぶもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (4)児童発達支援(6条の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (目)児童発達支援(6条の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的ケア児に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定において、以下の措置を講ずる。 ①各令を改正し、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合であって、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員の数を、人員基準上必要となる児童指導員及び保育士(以下この事項において「児童指導員等」という。)の員数に含めることを可能とする。 〔措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号))〕 ②看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設する(看護職員を人員基準上必要となる児童指導員等の員数に含める場合を除く。) 〔措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年度厚生労働省令第87号)、令和3年3月30日付け厚生労働省令第10号)〕</p>	<p>児童の発達支援の質を担保する上で、児童指導員や保育士を確保することは重要であり、児童福祉事業に従事した経験が2年以上あり、児童の発達に精通してよい看護職員まで児童指導員等と同じ扱いにすることは、児童の発達支援の質を担保する上で基本的な課題があると考えられるため、医療的ケア児には該当しない児童に対し、看護等を行うための看護職員を配置基準上必要となる従業員及び員数に含めるという提案内容自体の対応は困難である。 一方で、閣議決定に基づき、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定対象チームの議論を踏まえ、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員については、配置基準上必要となる従業員として員数に含めることを可能とした。 また、基本報酬において、看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設した。</p>	<p>【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年3月23日厚生労働省告示第87号) 【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第10号) 【厚生労働省】児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に関する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1tu_tsuchi.html#r1_62">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1tu_tsuchi.html#r1_62</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害者児・発達障害者支援室</p>
<p>【環境省】 (3)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)を各1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、免許等の統合を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (目)狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、令和3年度中に省令を改正し、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)をそれぞれ統合することを可能とする。 また、免許等を発行するための補償情報収集システムについて、統合した免許等を発行することが可能となるよう、都道府県の意見を踏まえつつ、令和3年度中に改修を行う。</p>	<p>免許等の統合を可能とするための改正省令を令和4年3月31日に公布した。狩猟免許等を発行するためのシステム改修についても令和3年度に完了。</p>	<p>【環境省】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月31日付け環境省令第12号) 【環境省】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省第2203313号環境省自然環境局野生生物課長通知) 【環境省】鳥獣法施行規則の改正による狩猟免許及び狩猟者登録証の様式の変更について(令和4年3月31日付け環境省自然環境局鳥獣保護管理室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1tu_tsuchi.html#r1_63">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1tu_tsuchi.html#r1_63</a></p>	<p>環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室</p>
<p>【総務省(8)】【農林水産省(5)】 森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の長をその他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。</p>	<p>—</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)により森林法(昭26年法律第249号)が改正され(令和2年6月10日施行)、第191条の4第2項に、市町村が森林の土地の所有者を把握するための調査を行う旨が明記されるとともに、当該調査により得られた情報を林地台帳へ反映できるとされた。 本改正を受けて、地方税法上の守秘義務の対象である固定資産税情報について、市町村内部での利用が可能となった。</p>	<p>【総務省】固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて(令和2年6月15日付け総務省自治務局固定資産税課長通知) 【農林水産省】林地台帳制度の運用について(平成29年3月29日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について(平成23年4月22日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】林地台帳制度の運用上の留意事項について(平成29年3月29日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【農林水産省】固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1tu_tsuchi.html#r1_64">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1tu_tsuchi.html#r1_64</a></p>	<p>総務省自治務局固定資産税課 林野庁森林整備部計画課</p>
<p>【農林水産省】 (13)農業者人材強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業(経営開始型)に係る就業状況の現地確認及びサポートチームの訪問については、現状のサポート体制に関する実態調査を行った上で、適切な指導等が確保されることを前提に、現地確認及び訪問の回数や方法の見直しを含め、効率的かつ効果的なサポート体制の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 【農林水産省】 (19)農業者人材強化総合支援事業 農業者人材強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業で求められている就業状況の現地確認等については、資金の交付を受けた者の状況に応じた効果的な方法で就業状況を確認することを可能とするともに、サポートチームの訪問活動を必須のものとしなくとする。 〔措置済み(令和3年3月30日付け農林水産事務次官依命通知)〕</p>	<p>令和3年3月30日付けで「農業者人材強化総合支援事業実施要綱(平24農林水産事務次官)を改正し、年2回市町村より現地確認が必要とされていた就業状況の確認について交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施することを可能とする」とし、年2回実施していたサポートチームの訪問活動を不要とした。</p>	<p>【農林水産省】農業者人材強化総合支援事業実施要綱(令和3年3月30日付け農林水産事務次官依命通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1tu_tsuchi.html#r1_67">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1tu_tsuchi.html#r1_67</a></p>	<p>農林水産省経営局就農・女性課 農林水産事務次官依命通知</p>
<p>【厚生労働省】 (25)職業能力開発促進法(昭44法64) 委託訓練(15条の7第3項)のうち、長期高度人材育成コースについては、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、一定期間に限り、訓練を設定可能とする。具体的には、国交省が自動車整備士資格の見直しが進められており、新たな養成課程においては合格発表日も含めて2年間の間に収まるスケジュールに変更となるよう調整中であり、当該調整のため令和3年度に限っては訓練を設定可能とする予定していること、の周知をした。</p>	<p>—</p>	<p>訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、一定期間に限り、訓練を設定可能とする。具体的には、国交省が自動車整備士資格の見直しが進められており、新たな養成課程においては合格発表日も含めて2年間の間に収まるスケジュールに変更となるよう調整中であり、当該調整のため令和3年度に限っては訓練を設定可能とする予定していること、の周知をした。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室</p>
<p>【厚生労働省】 (38)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 【厚生労働省】 (44)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、政令を改正し、へき地の医療機関への派遣を可能とする。 〔措置済み(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第40号))〕</p>	<p>「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年2月5日)を公布し、令和3年4月1日より施行し、へき地の医療機関への看護師等の派遣を可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令(新旧対照表)(令和3年政令第40号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1tu_tsuchi.html#r1_69">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1tu_tsuchi.html#r1_69</a></p>	<p>厚生労働省医政局医事課、看護課、医業・生活衛生局総務課、職業安定局簡給調整事業課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案募集方式	提案募集方式の属性	関係府省	事業区分	根拠法令等	提案事項名(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整結果(概要)	
RI	70	01_土地利用(農地除く)	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、京都府、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法第2条、地籍調査作業規程第23条、第30条、地籍調査作業規程運用基準第15条の2	地籍調査における境界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、境界線の測定や定量的測定を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	山村部において、土地所有者の「高齢化」「不在村化」などにより、境界確認に時間を要している。時間を要すだけでなく、最終的に確認が得られない結果、境界未定として処理せざるを得ないケースもある。(例①登記簿に氏名の記載のみで、所在地不明により本人確認ができず、個人情報保護の観点から戸籍調査等でも対応できず、境界未定となるケース。例②山間部の土地で、所有者が都市部在住の高齢者のため現地立会を拒否され、土地周辺に委任できる親戚・知人もないことから、境界未定となるケース。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>	
RI	71	03_医療・福祉	都道府県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」	放課後児童支援員に係る「都道府県等認定資格研修ガイドライン」に定められた放課後児童支援員認定資格研修修了証(携帯用)の交付の見直し	保育士証や教員免許証には携帯用形式がないにもかかわらず、放課後児童支援員に修了証の携帯を求めるとは不自然である。また、なにより、様式第2号-I(賞状形式)と合わせて2種類の修了証を交付しなければならぬことが、都道府県等の業務を増大させている。	—	
RI	72	12_その他	中核市	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	総務省	B 地方に対する規制緩和	「個人番号カードの運用上の留意事項」及び「デジタルPMOの過去の問い合わせ20180629案件ID11054」	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合に、追記欄へのシール添付対応の実施	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合は、現行では再交付手続が必要だが、交付までに約1ヶ月以上の期間がかり、即時対応ができない。再交付手続を行わなければ、表面記載が旧内容のままであるため、現行カードでは本人確認書類として認められない。転入者の場合、表面記載のみならず、継続した利用の手続きもできないことから、継続利用を行わず、カード機能を廃止となってしまう所持者も多い。再交付手続は、再度の写取が必要であり、再交付までの期間が長い等の理由により、写取の用意が不備で、比較的短時間の手続で自宅での受取りが可能な通知カードに切り替える所持者もいる。再交付手続中や、旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>	
RI	73	12_その他	中核市	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、西予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	マイナンバーカードに通知カードと統一された事務処理マニュアルの作成及び統一元管理	通知カード及びマイナンバーカードに関する事務については、これまで事務処理要領などの各種通知や、質疑応答集の追加の中で補足的に示されているが、事務処理(例:市区町村が窓口で受付する手続き「券面記載事項変更」に関する必要手順など)についての、個別具体的な内容について一体的に示されたものがなく、対応に苦慮している。マイナンバー制度関連事務は、全国的に統一して行うべきものであると考えるが、事務処理内容の改正等について、各市区町村で確認し、蓄積している状況。市区町村において事務を円滑に行うため、統一的な事務処理マニュアルを作成し、各通知等の格納場所を一本化することとしてほしい。	—	
RI	74	12_その他	中核市	松山市、八幡浜市、西条市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(厚生省社会局長通知 昭和29年5月8日 社発第382号)」、生活保護事業におけるマイナンバー導入に関する留意事項について(厚生労働省社会・援護局保護課長通知 平成27年9月16日 社援保第0916第1号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二	番号法での情報連携対応に外国人生活保護情報を追加	国の通知により生活保護事務で外国人のマイナンバーの取扱い、マイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが紐付かないようにシステム改修でアクセス制御するか、独自利用条件で外国人のマイナンバー利用を規定する必要がある。独自利用条件を策定した場合は、生活保護法又は番号法が改正される度に、当該条件を改正する必要がある。外国人と日本人が同居している世帯の場合は、生活保護では世帯単位で保護を行うため、世帯単位で支給する生活保護費の情報や、世帯の保護決定情報が外国人の情報も含むことから、情報連携ができず支障が生じている。日本人と日本人が同居する世帯のみ法定化した場合は、日本人が死亡すると外国人のみの世帯となり、日本人が死亡してから情報連携の制御を行うまでの間は、違法に情報連携した状態が発生する。日本人と外国人が同居する世帯の場合、日本人の生活保護関係情報は情報連携の対象となるが、外国人の生活保護関係情報は情報連携の対象外であるため、実務に支障が生じる。	—	
RI	75	01_土地利用(農地除く)	一般市	舞鶴市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	【制度改正の必要性】 ①主体的なまちづくりと市民への説明責任 区域区分の設定に関するまちづくりについて、意見を持った市民がいるとしても、区域区分の決定は京都府が行うため、市としてはそうした意見に限定的な回答しかできない場合もある。 ②時間短縮による事務の簡素化と効率化 京都府に決定権限があるため、公聴会を経て市民意見を取り入れた原案を府の都市計画審議会に付議する前に、府の関係部管との事前協議や調整に多くの時間が必要とされる。 ③地形的特性 舞鶴市の様に、一市一郡計であり、隣接市町村と市街化区域が接していない場合、広域的な見地から区域区分の決定は必要ないと考える。 【現の舞鶴市における区域区分見直しの取組】 平成29年6月に、区域区分の見直し基準を策定した上で、市街化区域から市街化調整区域への編入を検討すべき候補地を公表し、同年7月から編入の要望を受け付け、地域と協議を進めている。	—	
RI	76	03_医療・福祉	一般市	苫小牧市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、同法施行規則	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準、支給量設定の基準について、一定の判断の基準や認定の事例等の周知を求める。	障害児通所給付決定に際しては、申請に基づき市町村が通所の要否を判断し実施している。保護者や本人との面談や障害児支援利用計画案、必要に応じて実施する専門家からの意見聴取等に基づいて、通所の要否を決定しているが、発達障害者等多様な児童への対応が明確でなく、判断に迷う場面が多々ある。支給量の設定についても基準が不明瞭であることで適切な支給量設定に苦慮している。 また、近年の「預かり」ニーズの高まりを受け、本来の「療育」としての利用が主目的ではない「利用希望」への対応が増えており、利用者や事業者の意識と制度とのギャップを感じている。そのほか、利用者数の増加によって、事務処理負担が増加し個別対応がますます難しくなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>	
RI	77	08_消防・防災・安全	一般市	苫小牧市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害に係る住家の被害認定基準運用指針	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化を求める。	地震による住家の被害認定について、災害に係る住家の被害認定基準運用指針で判定方法が定められており、住家の構造については、「木造」と「非木造(鉄骨造又は鉄筋コンクリート造)の2種類が定義されている。しかし、1階が鉄筋コンクリート造、2階が木造などの「混構造」については定義されていない。 平成20年北海道厚岸郡東部地区において苫小牧市が行った被害認定調査では、「混構造」の住家が6件あったが、判定の出し方が不明瞭であることから対応に苦慮したところである。「混構造」の判定方法を確立するため北海道庁にヒアリングを行い、県内協議を経て判定方法を決定したことから、通常の住家より5日程度多く日数を要した。「混構造」の住家は判定方法が明確化されていないため、市町村ごとで判定方法が異なることが予想される。これにより、半壊か半壊に至らないかの判断が市町村に委ねられ、判定にバラつきが多くなるのが想定される。公平かつ迅速に被災証明書を発行するため、「混構造」の住家における判定方法を明確化することが必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>	
RI	78	03_医療・福祉	一般市	米子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省通知(障害児通所給付費に係る通所給付決定手続等について(平成30年4月1日))	放課後等デイサービス基本報酬算定指標と障害児の通所給付決定時の調査項目の統一	障害児の通所給付決定時の調査項目(5領域11項目)の調査のうち、「⑤行動障害及び精神症状」の設問について、放課後等デイサービス基本報酬算定指標と同一の内容とした上で、放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標として用いている。	平成30年度の報酬改定により、放課後等デイサービスの基本報酬については、厚生労働省が示す指標に基づいて、基本報酬を算定することになった。この指標は、放課後等デイサービス利用児童の状態(障害の程度)に基づいたものであるため、放課後等デイサービスの利用希望があった場合、指標に基づいた調査を行っている。一方、従来より、障害児通所療育事業の利用を希望する児童には、市町村が当該障害児の心身の状態を調査することとなっており、当該調査項目も厚生労働省により定められている。上記2点の調査は、同様の項目も多く、二度手間となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>【国土交通省】</b> (8)国土調査法(昭26法180) (4)地籍調査における境界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、境界案の郵送等を含めた土地所有者等の境界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; <b>【国土交通省】</b> (5)国土調査法(昭26法180) (1)地籍調査における境界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、境界案の郵送等を含めた土地所有者等の境界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う。</p>	<p>「土地基本法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第12号)により、国土調査法等を改正し、地籍調査の内務化・迅速化のための調査手続の見直し等を行った。 また、地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第62号)を令和2年6月30日付で公布・施行し、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるよう、境界案の作成及び公告による調査手続を導入する等、改正を行った。</p>	<p>【国土交通省】地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令の施行に当たったの留意事項について(令和2年7月1日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_70">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_70</a></p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課</p>
<p><b>【総務省】</b> (16)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請(行政手続)における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)29条1項)については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバナメント関係会議)において検討することとされている券面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担軽減を図るための方策について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令5&gt; <b>【総務省】</b> (19)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請(行政手続)における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する省令(平26総務省令85)29条1項)については、令和5年度中に、市町村長(特別区の長を含む。)の適切な管理下において、交付申請者の本人確認や交付決定以外の事務について外部委託を可能とし、「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者への委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」を各都道府県及び各指定都市の社会保障・税番号制度担当部局宛てに通知。</p>	<p>市町村長(特別区の長を含む。)の適切な管理下において、交付申請者の本人確認や交付決定以外の事務について外部委託を可能とし、「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者への委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」を各都道府県及び各指定都市の社会保障・税番号制度担当部局宛てに通知。</p>	<p>【総務省】「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者への委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_72">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_72</a></p>	<p>総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室</p>
<p><b>【内閣府】</b> (8)災害対策基本法(昭36法223) 木造と非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査(90条の2)については、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを、「主たる構造」の考え方も含め、令和元年度中に地方公共団体に通知するとともに、災害に係る住家の被害認定に関する内閣府ホームページに掲載する。また、住家の被害認定調査業務に関する説明会等において周知する。</p>		<p>木造と非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査について、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを、「主たる構造」の考え方も含め、地方公共団体に通知し、住家の被害認定調査業務に関する説明会において周知した。</p>	<p>【内閣府】災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月内閣府(防災担当)) 【内閣府】災害に係る住家の被災認定及び罹災証明書の交付について(令和2年6月)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_77">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_77</a></p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者生活再建担当)</p>
<p><b>【厚生労働省】</b> (5)児童福祉法(昭22法164) (4)障害児通所給付決定時の調査(21条の5の6第2項)と放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、障害児通所給付決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に活用可能であることを地方公共団体に周知した。</p>		<p>障害児通所給付費等の支給決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に活用可能であることを地方公共団体に周知した。</p>	<p>【厚生労働省】障害児通所給付決定に係る調査項目(5領域11項目)と放課後等デイサービス報酬区分を決定するための児童の状態の判断指標の取扱いについて(令和2年2月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_78">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_78</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	年別 案数	分野	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	地区 区分	根拠法令等	提案事項 (申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整法見(概要)
RI	79	03.医療・福祉	一般市	米子市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	児童発達支援及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる場合以外)事業所における、従業者の人員基準について、看護職員に従業者の基準に含め、医療的ケアが必要な障害児の受け入れ体制を整える。	重市における児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所においては、重症心身障害児ではないものの、医療的ケアが必要な障害児の利用相談が増えている(重市にある医学部付属病院は本県のみでなく、地域の高度医療の中心となっていることも要因)。このような事業所においては、サービスを維持する上で看護師の配置が効果的であるものの、基準で定められている配置すべき職員(児童指導員、保育士等)の負担を軽減することができないため、たとえ看護師を配置したとしても、別途児童指導員等を配置する必要がある。しかしながら、児童指導員の確保は人材不足のため困難であり、事業所の安定的な運営に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html	
RI	80	03.医療・福祉	一般市	米子市	内閣府、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援法、児童福祉法、子ども・子育て支援交付金交付要綱	一時預かり事業における補助区分の細分化	一時預かり事業について補助区分を細分化する等より受入実施に即した制度とすること。	一時預かり事業一般型は、利用児童数に応じて補助基準額が適用されるが、その利用児童数の区分や補助基準額の区分幅が大きく、地方の実情に合っていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka_yosam.html
RI	81	08.消防・防災・安全	施行時特別市	茅ヶ崎市	内閣府、総務省	B 地方 に対する 規制緩和	地方自治法第232条の5	普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加することで、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施につなげたい。	地方自治法第232条の5に限定列举されている普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加することで、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施につなげたい。	過去の大規模災害発生時に、庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となった。また、地域も被災し、行政活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急的に現金での購入の必要に迫られた。しかし、購入するための現金が無い状況であり、資金前渡しようにも金融機関も被災しているため、災害応急対策活動に支障が生じていた。南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、これらの地震による被害が想定されている重市においても具体的な災害応急対策を検討する上で、同様の事例への対応が検討の支援となっている。なお、常時資金前渡のような方法では、いつ、どこで発生するか分からない災害に備えて職員が公金を常時携帯しておくことはできず、またインフラの寸断等により連絡が十分に取れない中で公金を配分することは、現実的でない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html
RI	82	03.医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	生活保護法による医療機関の指定更新に係る手続きの簡素化	生活保護法(以下「法」という。)による医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定更新手続きにおいて、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)の指定更新があったとは、その保険医療機関等は指定医療機関としての指定更新があったものとみなす措置。	医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。 一方、法第49条の2第2項第1号において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保健医療機関等でないときは、指定をしなければならない」と規定し、また、法第52条第1項において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬も、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もおり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護法による医療扶助を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護受給者の規定ではないこととは明らかである。 【参考(千葉市)】 ・平成30年度の指定件数:243件(内訳)指定:48件、更新:195件 ・令和元年5月末日時点の市内保険医療機関の指定率:100.1% (内訳)市内保険医療機関数1,718 うち指定医療機関数1,549	—
RI	83	12.その他	都道府県	三重県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	老朽管更新事業及び水道管緊急改善事業の採択基準の変更	老朽管更新事業及び水道管緊急改善事業の採択基準である平均水道料金は、直近に行われた水道統計を基にしているため、例年11月に見直しされているが、前年度に行われた水道統計を基とするよう運用を直し、予算編成時期前である8月等できるだけ早い時期に公表すること。	A市においては、平成25年度から老朽管更新事業を実施している。平成30年11月に次年度の採択基準(平均水道料金)が見直し、A市は採択基準を満たせず、平成31年度は老朽管更新事業を実施することができなくなり、次年度の事業予定を急ぎ見直す必要に迫られた。	—
RI	84	12.その他	都道府県	石川県	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	行政不服審査法第85条「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」(平成28年1月29日付総務省第6号通知)	行政不服審査裁決・答申検索データベースの改善について	「行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、PDFファイルの記載内容についても検索の対象とすること。	【規制制度】 不服申し立てとする者の予見可能性を高めるために、不服申し立てつき裁決等を有する行政庁は、裁決等の内容を公表する努力義務があり(行政不服審査法)、総務省は、地方公共団体に対して、総務省が構築した「行政不服審査裁決・答申検索データベース」を活用した公表を促している(総務省通知)。 【支障事例】 データベースの検索方法は、「処分根拠法令」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、「裁決等の内容」の検索対象は文字入力された概要のみで、裁決書本体(PDFファイル)は検索対象外となっているため、事例の絞り込みが困難となっている。 具体的には、不服申し立てがなされた際の審判員としての意見書作成にあたって、データベースを活用し、過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を参考にしているが、データベースのキーワード検索の対象は、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄に記載されている場合のみであり、「裁決内容」欄に記載されていない場合は、「処分根拠法令」欄等により検索することになるが、該当数が多くなることから、求める事例などより着くまで添付ファイルを一一つ開く必要があり、時間を要する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html
RI	85	12.その他	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 行旅病人及び行旅死人取扱法	墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)において行旅病人及び行旅死人取扱法(行旅法)における調査権限の明文化	市町村が支出した費用の充当が必要となる事項(遺留金や相続人調査)に係る調査権限を創設すること。	【問題の所在】 墓理法第9条第1項では、火葬を行う者がいないときは、死亡地の市町村長が行う旨規定されており、この場合は、同条第2項により行旅法の規定を準用して、その費用を充当することとされている。行旅法では費用の充当に関しては規定があるものの、死亡人についての程度遺留金があるか等の調査権限が規定されておらず、そもそも充当すべき金額等について、法の担保を受けた調査ができない。 具体的には、調査権限の規定がないために、死亡人の住居等に立ち入り遺留金等があるか調査することが困難な状況にある。また、行旅法の規定に基づき、相続人に対して未充分の費用弁償を求める際、埋葬費を行った市町村内で相続人調査を完了させることができない問題として、「相続人が自市町村外に転出している場合や(被相続人又は相続人の)本籍が自市町村以外であり、戸籍謄本を市町村外へ取り寄せる必要がある場合は、その権限が法定されていない」と、それ以上調査が進まないということになる(相続人に限らず扶養義務者に関しても同一)。 よって、費用の充当の可否について判断が困難になり、前述埋火葬費用について市町村が負担せざるを得ないことがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html
RI	86	12.その他	都道府県	宮城県	金融庁、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 行旅病人及び行旅死人取扱法	埋火葬費用に充当するため、市町村担当者による死亡人の銀行預金払戻しに関する権限の明文化	行旅病人及び行旅死人取扱法(行旅法)において、市町村が繰り替えた埋火葬費用について死亡人の遺留金銭を充当できると定めがあることから、銀行預金有価証券等について、相続財産管理人を選任せずに充当が可能であることを明確にすること。	【問題の所在】 墓地、埋葬等に関する法律第9条に該当する死亡人の遺留金銭として銀行預金がある場合、行旅法の規定に基づき遺留金銭、有価証券を当該埋火葬費用に充当することとなるが、一般の銀行の場合、死亡人の相続財産管理人でなければ払い戻しができない。しかし、相続財産管理人の選任については1件、数十万円から数百万円と多額の費用がかかる。このため、貯金の額と比較して相続財産管理人の選任費用が多額である場合は相続財産管理人の選任を行えないことから、当該埋火葬費用を回収できず不納欠損をしている市町村が存在する。なお、ゆらちも銀行においては、市町村担当者が死亡人の預金を払い戻すことを可能としている。	—
RI	87	12.その他	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 行旅病人及び行旅死人取扱法第11条	DV等特殊事情がある場合における費用弁償先としての適用除外	DV等特殊事情がある場合における費用弁償先としての適用除外	【問題の所在】 行旅法の規定では、場合によっては扶養義務者または費用弁償を求める旨規定されているが、扶養義務者がDVの被害者だった等の特殊な事情がある場合にと、必ずしも費用弁償の請求先としてその者を含むことが必要とは言えない場合がある。 一方で、行旅法では費用弁償の請求先規程を付して規定されており、上記のような事例においても請求をしない、次の請求先に対して費用弁償を求めることができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
<p>【厚生労働省】  (5)児童福祉法(昭22法164)  (4)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt;  【厚生労働省】  (2)児童福祉法(昭22法164)  (目)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的ケア児に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定において、以下の措置を講ずる。  各令を改正し、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合であつて、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員の数を、人員基準上必要となる児童指導員及び保育士(以下この事項において「児童指導員等」といふ。)の員数に含めることを可能とした。  〔措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)〕  ・看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設する(看護職員を人員基準上必要となる児童指導員等の員数に含める場合を除く。)  〔措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年度厚生労働省令第87号)、令和3年3月30日付け厚生労働省令第10号)〕</p>	<p>児童の発達支援の質を担保する上で、児童指導員や保育士を確保することは重要であり、児童福祉事業に従事した経験が2年に満たず、児童の発達に精通してない看護職員まで児童指導員等と同じ扱いにすることは、児童の発達支援の質を担保する上で本能的に課題があると考えられるため、医療的ケア児には該当しない児童に対し、看護等を行うための看護職員を配置基準上必要となる従業員及び員数に含めるという提案内容自体の対応は困難である。  一方で、閣議決定に基づき、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論を踏まえ、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員については、配置基準上必要となる従業員として員数に含めることを可能とした。  また、基本報酬において、看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設した。</p>	<p>【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年3月23日厚生労働省告示第87号)  【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第10号)  【厚生労働省】児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に係る実施上の留意事項について(令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_79">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_79</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室</p>
<p>【内閣府(2)】【総務省(1)】  地方自治法(昭22法67)  普通地方公共団体の支出の方法(232条の5第2項)については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。</p>	<p>--</p>	<p>「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け行総務第4号各都道府県総務部長・各都道府県議会事務局長・各指定都市総務局長・各指定都市議会事務局長あて総務省自治行政局行政課長通知)を发出した。</p>	<p>「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け総務省自治行政局行政課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_81">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_81</a></p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
<p>【総務省】  (17)行政不服審査法(平26法68)  行政不服審査裁決・答申検索データベースについては、事例の検索を容易にするため、地方公共団体等の事務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  また、同データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体等の利用実態や支障等を踏まえ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令4&gt;  行政不服審査裁決・答申検索データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体における運用実態及び支障等の把握に努めるとともに、行政不服審査法の改訂に向けた検討会における最終報告等を踏まえ、所要の機能改修を行い、その旨を地方公共団体に通知する。</p>	<p>令和3年5月28日から同年12月21日までの間、「行政不服審査法の改訂に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げ、検討を行い、令和4年1月に最終報告が取りまとめられた。  最終報告等を踏まえ、フリーワード検索の対象範囲にPDFファイル中のテキストの追加や表示項目の見直し等の機能改修を行い、令和4年4月1日に「行政不服審査裁決・答申データベースの令和3年度末機能改修について」(令和4年4月1日付け事務連絡)により周知を行った。</p>	<p>【総務省】行政不服審査裁決・答申データベースへの裁決内容の人力等について(協力依頼)(令和2年3月26日付け総務省行政管理局行政手続室事務連絡)  【総務省】行政不服審査裁決・答申データベースの令和3年度末機能改修について(令和4年4月1日付け総務省行政管理局調査法制課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_84">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_84</a></p>	<p>総務省行政管理局調査法制課</p>
<p>【厚生労働省】  (1)行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)  市町村長(特別区の長を含む。)が行方火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt;  【厚生労働省】  (2)行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)  (目)市町村長(特別区の長を含む。)が行方火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	<p>市町村長が行方火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務について、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、令和3年3月31日付け事務連絡において、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【厚生労働省】身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引について(令和3年3月31日付け厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_85">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_85</a></p>	<p>厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課</p>
<p>【厚生労働省】  (1)行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)  市町村長(特別区の長を含む。)が行方火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt;  【厚生労働省】  (2)行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)  (目)市町村長(特別区の長を含む。)が行方火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	<p>市町村長が行方火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務について、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、令和3年3月31日付け事務連絡において、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【厚生労働省】身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引について(令和3年3月31日付け厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_87">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_87</a></p>	<p>厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整状況(概要等)	
RI	88	03.医療・福祉	都道府県	宮城県、三重県、広島県	B 厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)附則第3条	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)附則第3条	経過措置の期限を「平成33年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に延長する。	平成30年4月の介護保険制度改正に基づき、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所における管理者の要件が「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に変更され、当該要件に関する経過措置として平成33年3月31日までは介護支援専門員を管理者とすることができる旨規定された。 一方で、主任介護支援専門員になったのは主任介護支援専門員研修を終了する必要があるが、当該研修を受講するための要件の一つに「介護支援専門員として従事した期間が満算して5年以上の者」と定められており、令和2年度末までこれらに該当しない管理者の事業所が廃業に追い込まれる可能性がある。(当県の確認では現時点で全674事業所のうち65事業所で主任介護支援専門員が確保できない恐れがある。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>
RI	89	02.農業・農地	都道府県	宮城県	B 農林水産省	B 地方に対する規制緩和	平成21年改正前の農地法(旧農地法)第78条	都道府県が管理する国有地に関する通行認可	農地法に基づき農家が管理する国有農地については、一般住民による自由な立ち入りは認められないが、地元住民が公共の用に供されている公衆用道路であると認認して通行している例が散見されている。現在の制上、一般住民が自由に通行できるようにするためには、使用者に対する転付条件を行うが、市町村等へ譲与する必要があるが、住民が応じるケースはほとんどなく、譲与についても市町村において、受け入れたための条件を満たしていないといった理由で譲与を断られるケースが多い。また、国有農地等の処分には、財務省へ引き継いだ後、売り払い等の手続きを行うという制度となっているが、財務省においても、引き受け後の処分先の自らがつかない財産については引継ぎを受けてくれないというが実情となっており、処分が進まない状況となっている。よって、一般住民の通行については「不法占用」扱いとなってしまうため、それを防止するために進入禁止柵の設置等を行わなければならないが、地元住民の生活に支障が出てしまうことが予想されるため、非常に対応に苦慮している。	—	
RI	90	02.農業・農地	都道府県	宮城県	B 財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理要領について別紙第5(2)(平成12年6月1日12機改(第04号))、農地法関係事務処理要領の制式について4-ア	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに長期間を要するため、手続きの簡素化を求める。 また、国に返還せず、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一般に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還とできるような適用の見直しを求める。	【現況】 旧農地法第74条の2の規定により「国から市町村等に譲与された土地について、地元住民から市町村等にて払い下げの要望があった場合等、当該土地を処分するに当たっては、譲与条件に基づき国へ返還する。または、国へ返還せず都道府県知事の承認を受けて、用途廃止する必要がある。 【支援事例】 国(農林水産省)へ返還し、払い下げには、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最低でも2～3年の期間を要している。また、国への返還不要の場合についても、国の事務処理要領において、譲与を受けた者による代替道路の整備等が条件として規定されているが、代替道路整備も最低でも2～3年程度掛かる。当該土地は元々農業用道路等、農業用に供すべきものとして譲与されたものではあるが、現実には、譲与対象地周辺地域ではもはや営農が行われていない山林野化しており、今後は開墾の予定もないといった地域も散見されていること、迅速な処分が困難となっていることよって、地域における土地利用の促進に支障が生じている。また、公共事業用地に当該譲与対象地が含まれてしまう場合も上記の手続き上を踏まえ、返還時の処分までの手続きの簡素化、及び、代替道路を整備せず、かつ国へ返還しないで手続を進められるよう運用の見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>	
RI	91	02.農業・農地	都道府県	宮城県	B 財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	旧農地法第78条第1項、第2項、第80条第1項	旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかわる運用の見直し	旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣が必要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直しを求める。	旧農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より不要地認定された案件については、国有財産法第8条により原則農林水産省から財務省へ引き継ぐこととされているが、引継後の処分先が見つからないものについては、財務省に引継ぎを断られている。現状では財務省に引継ぎされない案件については、継続等が必要であったため、事業が進まない原因となっていることよって、地域における土地利用の促進に支障が生じている。また、公共事業用地に当該譲与対象地が含まれてしまう場合も上記の手続き上を踏まえ、返還時の処分までの手続きの簡素化、及び、代替道路を整備せず、かつ国へ返還しないで手続を進められるよう運用の見直しを求める。 なお、平成14年3月末時点で県が管理している国有農地は59筆、そのうち不要地認定済みが16筆あるが、なにも、平成23年8月に不要地認定されたものの引継ぎ処分がされないままとなっているものもある。現在、管理内容としては見回りなどの現地確認、隣接地権者等への境界確定の依頼への対応、草刈り、不法占有に対する対応、毎年度の台帳価格改定作業といった事務処理等を継続して行う必要があるが、人員不足の状況において、県の事務と直接関係のないこれらの事務を他の業務と併せて実施していくのはかなりの負担となっているため、見直しいただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>
RI	92	05.教育・文化	都道府県	愛知県	B 財務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	登録免許税法4条2項、同別表3-12の第3欄1号、登録免許税施行規則4条1号、昭和54年4月5日国税庁資産課長回答	登録免許税を非課税とすべき境内地、境内建物について詳細な基準や、具体的な事例集を作成するなど、非課税とすべき範囲を明確にする。	宗教法人が専ら自己又はその被包括宗教法人の宗教の用に供する境内地、境内建物については、所有権取得登記に伴う登録免許税は非課税とされており、「専ら」宗教の用に供する」か否かに基づき、宗教法人からの申請を受けて、都道府県知事が証明することとなっている。しかし、従来は別の用途に充てられていた土地を宗教法人が新たに買増す場合に、どの程度の利用形態を予定していれば足りるかなど、非課税要件を満たすか否かの判断は困難な場合が多い。このことについて「国税庁からは詳細な判断基準や事例集などは示されておらず、都道府県は手探りで判断せざるを得ない状況にある。このため、国税であるところの登録免許税の課税について、都道府県によって判断が分岐しない他、恣意的に事務を進める事が困難である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>	
RI	93	05.教育・文化	都道府県	愛知県	B 文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師法第9条、看護師法第10条、第12条、13条、17条、診療放射線技師法第8条、9条、13条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、12条、16条、理学療法士及び作業療法士法第10条、11条、15条、視能訓練士法第11条、12条、16条、歯科衛生士法第3条、4条、8条の2、歯科技工士法第10条、11条、16条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第2条、3条、7条、柔道整復師法第3条、4条、8条	文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県を経由する業務の廃止	看護学部等の大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等については、各大学が直接、文部科学省に申請しているが、看護学部等の場合は、都道府県を経由して申請することとなっている。看護学部等の場合も、実効的な審査やそれに基く認可等は文部科学省が行っており、当該学部等のみ都道府県を経由する必要性はない。また、申請者にとっては、都道府県を経由することにより、認可等までの手続きに時間がかかっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>	
RI	94	12.その他	都道府県	愛知県	B 内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域女性活躍推進交付金交付要綱第3、第17	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付方法の見直し	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業については、希望調査や交付申請等の上りまとはこれまで通り都道府県が行うとしても、県の予算計上を要することなく、国から市町村へ直接交付金の支払いをできるようにすること。	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付金については、都道府県から交付することとしている。そのため、市町村の交付金活用希望を把握した上で、当初予算へ計上している。しかしながら、予算要求時点での市町村事業に係る交付金額を正確に把握することは難しく、また、年度途中で国から交付金の追加募集があった場合、県においては補正予算等での対応となり、議会開催時期の制約から、迅速に対応することができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>
RI	95	06.環境・衛生	都道府県	愛知県	B 経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	工業用水法第25条第2項、大気汚染防止法第26条第3項、水質汚濁防止法第22条第4項、農用地の土壌汚染防止等に関する法律第13条第2項、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第3項、自動車から排出される有害な物質及び軽金属物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第41条第5項、ダイオキシン類対策特別措置法第27条第5項、第34条第3項、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第2項、土壌汚染対策法第14条第4項、土壌汚染対策法第14条第7項、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第5項、温泉法第28条第2項、第35条第2項、自然公園法第17条第2	環境省等所管法令に基づき、地方自治体職員が立入検査を行う際の身分証明書については個々の法令で定められている。このため、地方自治体において一人の職員が複数法令に基づく立入業務を行うことが殆どであるにもかかわらず、職員一人について約20種類もの身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期に身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。また、立入先の事業所においても複数法令による規制を受けることが多いため、職員に適正な立入権限があることを確認するには、一つ一つ立入証を示す必要があり、迅速な立入検査の妨げとなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>		
RI	96	06.環境・衛生	都道府県	愛知県	B 厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	クリーン工法業法施行規則第3	クリーン工法業法施行規則第3	クリーン工法業法施行規則において、クリーン工法業法の受験書類に添える写真については、「手札形(約11×8センチ)」とするよう規定されている。手札形は一般に流通する写真規格より大きく、透明写真真像等でも対応していないこととなり、受験者からはなぜこれほど大きいサイズの指定なのか、という声が出ている。また、立入先の事業所においても複数法令による規制を受けることが多いため、職員に適正な立入権限があることを確認するには、一つ一つ立入証を示す必要があり、迅速な立入検査の妨げとなっている。	クリーン工法業法施行規則において、クリーン工法業法の受験書類に添える写真については、「手札形(約11×8センチ)」とするよう規定されている。手札形は一般に流通する写真規格より大きく、透明写真真像等でも対応していないこととなり、受験者からはなぜこれほど大きいサイズの指定なのか、という声が出ている。また、立入先の事業所においても複数法令による規制を受けることが多いため、職員に適正な立入権限があることを確認するには、一つ一つ立入証を示す必要があり、迅速な立入検査の妨げとなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
<p><b>【厚生労働省】</b>  <b>(30)介護保険法(第9法123)</b>  (4)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長することを社会保険審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt;  <b>【厚生労働省】</b>  (30)介護保険法(第9法123)  (4)指定居宅介護支援事業所における管理者要件については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、当該要件に係る経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることを可能とする。  〔措置済み(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号)〕</p>	<p>事業所の管理者を主任ケアマネとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとしない取扱いを可能とすることを内容とする省令改正について、令和2年6月5日に公布した。</p>	<p>厚生労働省]指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年6月5日厚生労働省令第113号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_88">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_88</a></p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>
<p><b>【農林水産省】</b>  (1)国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229)  (2)市町村等が国から譲与を受けた道路等の一部を改正する法律1条による改正前の農地法74条の2第1項について、公共的性格があると認められる道路等の設置は、農業用以外であっても、農業も利用できるものである場合は、代替道路等の設置に該当し、国への返還を要せずに用途廃止が可能であることを地方公共団体に通知する。  〔措置済み(令和元年11月29日付け農林水産省経営局長通知)〕</p>		<p>市町村等が国から譲与を受けた道路等については、農業用以外の代替道路を設置する場合であっても、国への返還を要せずに用途廃止可能であることを周知した。</p>	<p>【農林水産省】農地法関係事務処理要領の制定についての一部改正について(令和元年11月29日付け元経営第1835号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_90">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_90</a></p>	<p>農林水産省経営局農地政策課</p>
<p><b>【財務省(1)】【農林水産省(1)(1)】</b>  <b>国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229)</b>  都道府県が一部の管理事務を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、農林水産大臣が土地の農業上の利用の推進の目的に供しないことを相当と認めたとき(同法1条による改正前の農地法80条1項)は、財務大臣への引継ぎ(国有財産法28条)が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講じ、財務局、地方農政局及び都道府県に通知する。  「引継ぎに当たって、処分先の見処がしているか否かにかかわらず財産の引継ぎを受けること及び境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などの都道府県が行う事務を明確化する。  ・地方農政局は、引継ぎの対象となる財産について、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などの状況を確認した後、速やかに財務局と調整を開始する。その調整が当たっては、地方農政局が主体的に行うこととする。  ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の推進の目的に供しないことを相当と認めるときは、地方農政局における都道府県からの引継ぎ調査の受理までの期間(都道府県が行う事務に要する期間を除く。)について、都道府県の意見を踏まえつつ、標準処理期間を設定する。  ・地方農政局における都道府県からの引継ぎ調査の受理から、財務局における地方農政局への引継ぎの受領書の送付までの期間について、標準処理期間を設定する。  ・その他引継ぎを円滑に進めるために必要な措置を講ずる。  〔措置済み(令和元年11月29日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長通知、令和元年11月29日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)〕</p>		<p>都道府県が管理する国有農地については、不要地認定後、財務大臣への引継ぎが迅速かつ円滑に行われるよう、処分先の見処にかかわらず財産の引継ぎを受けることや都道府県が行う事務を明確化するなど、必要な措置を講じ、通知した。</p>	<p>【財務省】国有農地等の引継ぎについて(令和元年11月29日付け財務省理財局国有財産調整課長・国有財産業務課長事務連絡)  【農林水産省】国有農地等に係る財務大臣への引継ぎ等の取扱いについて(令和元年11月29日付け元経営第1833号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_91">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_91</a></p>	<p>財務省理財局国有財産調整課、国有財産業務課  農林水産省経営局農地政策課</p>
<p><b>【財務省(2)】【文部科学省(6)】</b>  <b>宗教法人法(昭26法126)及び登録免許税法(昭42法35)</b>  宗教法人が受ける登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じることとした。</p>		<p>令和元年12月23日閣議決定により、宗教法人が受ける登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じることとした。</p>			<p>目視庁課税部資産課課  文部科学省文化庁事務課</p>
<p><b>【文部科学省(4)】【厚生労働省(9)】</b>  あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び機能訓練士法(昭46法64)  文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt;  <b>【文部科学省(4)】【厚生労働省(11)】</b>  あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び機能訓練士法(昭46法64)  文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務については、令和2年度中を目途に政令を改正し、廃止する。</p>	<p>診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)により関係政令を改正し、都道府県による事務を廃止することとした。  ※なお、都道府県に対しては、学校等による指定状況を文部科学省からメール等により周知する。</p>	<p>厚生労働省]診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_93">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_93</a></p>	<p>厚生労働省医政局医事課  文部科学省高等教育局医学教育課</p>
<p><b>【内閣府】</b>  (13)地域女性活躍推進交付金  地域女性活躍推進交付金の市町村(特別区を含む。)が行う事業については、当該交付金交付要綱を改正し、都道府県の予算計上を要することなく国から市町村に当該交付金を直接交付することを令和2年度に実施する同事業から可能とする。</p>		<p>令和2年3月27日に交付要綱等を改正し、同日に委任に伴う関係事務手続を完了した。</p>	<p>【内閣府】地域女性活躍推進交付金交付要綱(令和2年3月27日付け内閣府事務次官通知)  【内閣府】地域女性活躍推進交付金実施要領(令和2年3月27日付け男女共同参画局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_94">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_94</a></p>	<p>内閣府男女共同参画局</p>
<p><b>【経済産業省(1)】【国土交通省(3)】【環境省(1)】</b>  <b>風災法(昭23法125)、自然公園法(昭32法161)、大気汚染防止法(昭43法97)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)、水質汚濁防止法(昭45法139)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭45法139)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、浄化槽法(昭58法43)、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)、ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)、放射性物質の処理及び管理並びに貯蔵の適正化に関する法律(平14法53)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51)</b>  各法令で定められている立入検査に係る身分を示す証明書については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的に鑑み、様式の規格の統一化等について課題等を整理しながら検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><b>【経済産業省(1)】【国土交通省(3)】【環境省(1)】</b>  (1)風災法(昭23法125)、自然公園法(昭32法161)、大気汚染防止法(昭43法97)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)、水質汚濁防止法(昭45法139)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭45法139)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、浄化槽法(昭58法43)、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)、ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)、放射性物質の処理及び管理並びに貯蔵の適正化に関する法律(平14法53)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51)【R1F1-6】  各法令で定められている立入検査等に係る身分を示す証明書(以下この事項において「証明書」という。)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、省令を定め、複数の法令に基づく証明書の統合を可能とする。併せて、条例等において特例の事前が定められていない限り、各法令に基づく証明書の統合を可能とする。  〔措置済み(環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の名簿を添付する等)〕</p>	<p>環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の名簿を添付する等(令和3年環境省令第2号)等]</p>	<p>【環境省】環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の名簿を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)等を制定し、環境省の所管又は他省庁と共管の28本の法律に基づく45種類の身分証明書全ての統合及び地方公共団体が例外で独自に定める証明書の統合を可能とした。</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_95">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_95</a></p>	<p>環境省大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室長直通室</p>
<p><b>【厚生労働省】</b>  (17)クリーニング業法(昭25法207)  クリーニング師試験の受験願書に添付する写真(施行規則3条2号)については、省令を改正し、写真の大きさを本人確認が可能でかつ簡易に撮影ができるサイズに変更する。  〔措置済み(クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第75号)〕</p>		<p>クリーニング師試験の受験願書に添付する写真については、サイズを「札形」から「縦4.5cm×横3.5cm」に変更した。</p>	<p>厚生労働省]クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和元年11月27日付け生食発1127第1号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_96">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_96</a></p>	<p>厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課</p>



対応方針(閣議決定)記載内容 (播磨年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (17)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の新規登録、変更登録、死亡等の届出及び登録の消除に係る都道府県経由事務については、廃止する。</p>		<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)」が令和2年6月10日に公布され、不動産鑑定士等の登録申請等に係る都道府県経由事務が廃止された(令和2年9月10日より施行)。</p>	<p>【国土交通省】国土交通大臣に対する不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止について(通知)(令和2年8月18日付け国土交通省不動産・建設経済局地価調査課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_97">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_97</a></p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局地価調査課</p>
<p>【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (1)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (1)指定居宅介護支援事業所における管理者要件については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、当該要件に係る経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長するとし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることを可能とする。 〔措置済み(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号))〕</p>	<p>事業所の管理者を主任ケアマネとする要件の適用を令和9年3月31日まで暫くすること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとしない取扱いを可能とすることを内容とする省令改正について、令和2年6月5日に公布した。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年6月5日厚生労働省令第113号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_98">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_98</a></p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>
<p>【文部科学省(4)】【厚生労働省(9)】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 【文部科学省(4)】【厚生労働省(11)】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務については、令和2年度中を目途に政令を改正し、廃止する。</p>	<p>診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)により関係政令を改正し、都道府県経由事務を廃止することとした。 ※なお、都道府県に対しては、学校等による指定状況や文部科学省からメール等により周知する。</p>	<p>【厚生労働省】診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_99">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_99</a></p>	<p>厚生労働省医政局医事課 文部科学省高等教育局医学教育課</p>
<p>【国土交通省】 (15)道路整備特別措置法(昭31法7) 料金を徴収しない車両を定める告示3号に基づき、災害救助のために使用する車両に係る高速道路の無料措置を実施するに当たって、被災都道府県が行う高速道路会社等との調整については、被災直後における円滑な無料措置の実施に資するよう、その運用実態等を確認し、適切な取組事例等を都道府県及び高速道路会社等に令和元年度中に周知する。</p>		<p>料金を徴収しない車両を定める告示3号に基づき、災害救助のために使用する車両に係る高速道路の無料措置を実施するに当たって、被災都道府県が行う高速道路会社等との調整について円滑な無料措置を実施できるよう、取組事例等を都道府県及び高速道路会社等に周知した。</p>	<p>【国土交通省】災害救助等に使用する車両に対する高速道路無料措置について(周知)(令和2年3月27日付け国土交通省道路局高速道路課長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_100">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_100</a></p>	<p>国土交通省道路局高速道路課</p>
<p>【経済産業省】 (5)計量法(平4法51) 計量士登録申請書(施行規則54条1項)の別紙様式については、申請者の負担と地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和元年度中に省令を改正し、所定の用紙以外を使用を可能とする。</p>		<p>計量法施行規則(平成5年通商産業省令第六十九号)を改正し、計量士登録申請書(施行規則54条1項)の別紙様式について、所定の用紙以外を使用する事を可能とした。</p>	<p>【経済産業省】計量士登録申請書別紙様式の運用について(令和2年3月30日経済産業省計量行政室通知) 【経済産業省】計量法施行規則の一部を改正する省令(令和2年経済産業省令第19号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_101">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_101</a></p>	<p>経済産業省計量行政室</p>
<p>【農林水産省】 (15)草地畜産基盤整備事業 草地畜産基盤整備事業については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)に基づく市町村計画を作成することができる市町村の基準(同法施行規則2条の2)を満さない市町村においても、当該事業の活用により畜産振興が図られるよう、市町村計画の作成を必須とする実施要件を見直す方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 【農林水産省】 (14)草地畜産基盤整備事業 草地畜産基盤整備事業については、令和2年度中に農業競争力強化農地整備事業実施要領(平30農林水産省農村振興局長、生産局長)を改正し、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)に基づく市町村計画を作成することができる基準(同法施行規則2条の2)を満たさない市町村も、令和3年度事業から中山間地域の特別の対象とする。</p>	<p>草地畜産基盤整備事業について、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平30農林水産省農村振興局長、生産局長)を改正し、通知を発出した。</p>	<p>【農林水産省】農業競争力強化農地整備事業実施要領(令和3年4月1日付け農林水産省農村振興局長、生産局長連名通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_102">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_102</a></p>	<p>農林水産省畜産局飼料課</p>
<p>【総務省】 (19)財政事情等ヒアリング(1月実施分)については、都道府県及び指定都市の事務負担の軽減を図るため、令和元年度に調査項目を削減するとともに、調査様式を簡素化する。</p>		<p>財政事情等ヒアリング(1月実施分)については、調査項目を一部削減し、提出資料を一部簡素化した。</p>			<p>総務省自治財政局財務調査課</p>
<p>【法務省(2)】【厚生労働省(15)】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、知的障害者福祉法(昭35法37)及び老人福祉法(昭38法133) 市町村長(特別区を含み。)が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るため必要があると認めるときに行後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の1)の2、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条)については、市町村(特別区を含む。)の単立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実施等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 【法務省(2)、厚生労働省(18)】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、知的障害者福祉法(昭35法37)及び老人福祉法(昭38法133) 市町村長(特別区を含み。)が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るため必要があると認めるときに行後見開始、保佐開始及び補助開始等の審判の請求(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の1)の2、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条)については、市町村(特別区を含む。)間の調整を円滑にするため、単立の基準に関する基本的な考え方を明確化し、市町村に通知する。 〔措置済み(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)〕</p>	<p>令和3年11月26日に通知及び事務連絡(Q&amp;A)を発出し、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者の後見開始、保佐開始及び補助開始等の審判請求に複数の市町村が関わる場合の単立の考え方等について明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知) 【厚生労働省】市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について(Q&amp;A)について(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_105">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_105</a></p>	<p>法務省民事局 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課、老健局認知症施策・地域介護推進課</p>



対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
<p><b>5【厚生労働省】</b>  (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)  (34)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt;  <b>5【厚生労働省】</b>  (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)  (前)自立支援医療に係る支給認定等(54条)の事務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54条に規定する給付であつて、マイナンバー制度における情報連携の対象となつていない給付(給付保険法(昭14法73)に基づく障害年金及び障害手当金等)に係る照会方法等を地方公共団体に通知する。  [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)]</p>	<p>マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等の負担軽減方策を整理し、情報連携できない情報の取扱方法等の負担軽減方策を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付けで地方公共団体に周知を行った。</p>	<p>【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となつていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療の支給認定事務の取扱いについて(通知)(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)  【厚生労働省】令和3年6月改版後のデータ標準レアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る事務手続及び省略可能な書類の一覧等について(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_108">https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_108</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>
<p><b>5【厚生労働省】</b>  (42)保育対策総合支援事業費補助金の交付対象事業のうち、医療的ケア児保育支援モデル事業については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和2年度から事前協議に係る実施計画書の記載内容の簡素化等を図る。</p>	<p>事前協議様式を変更し、実施計画書全体における配置職員等に関する記載事項についての重複箇所の解消・緊急対応の取り決め(自治体作成)と事業実施の具体的手法(受入れ施設作成)における重複箇所の解消による簡素化を行った。</p>	<p>【厚生労働省】令和2年度医療的ケア児保育支援モデル事業実施計画書様式</p>	<p>【厚生労働省】令和2年度医療的ケア児保育支援モデル事業実施計画書様式</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p><b>5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】</b>  児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金  保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]</p>	<p>&lt;令2&gt;  <b>5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】</b>  保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。  [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]</p>	<p>認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。</p>	<p>【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)  【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働省事務次官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_112">https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_112</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部  文部科学省初等中等教育局幼児教育課  厚生労働省子ども家庭局子育て支</p>
<p><b>5【警察庁(1)】【総務省(9)】</b>  道路交通法(昭35法105)  交通安全対策特別交付金(附則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。</p>	<p>交通安全対策特別交付金の交付決定について、令和元年度の交付分(令和2年3月)から前倒した。  (実績)令和元年度交付決定 :3月12日(木)  (参考)平成30年度交付決定 :3月22日(金)</p>	<p>交通安全対策特別交付金の交付決定について、令和元年度の交付分(令和2年3月)から前倒した。</p>	<p>【警察庁】令和元年度交通安全対策特別交付金の交付決定について(通知)(令和2年3月12日)</p>	<p>—</p>	<p>警察庁長官官房会計課  総務省自治財政局交付税課</p>
<p><b>5【国土交通省】</b>  (14)旅行業法(昭27法239)  第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業を営もうとする者(施行規則1条の3)については、これらの新規登録又は更新登録を都道府県に申請しようとする場合に提出することとなっている、登録又は更新の拒否の要件に該当しないことを証する書類(施行規則1条の4及び1条の5)として、全ての役員の名簿の宣誓書の収集は必ずしも必要ではないことを明確化し、都道府県に通知する。  [措置済み(令和元年11月11日付け観光庁参事官(旅行振興)通知)]</p>	<p>第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業の登録事務は各都道府県の自治事務であるため、欠格事項に該当しないことを証明する旨の宣誓書については、全役員分の提出を必須としないようマニュアルに定めることも可能である旨通知した。</p>	<p>【国土交通省】都道府県における旅行業登録事務手続について(周知)(令和元年11月11日付け観光庁参事官(旅行振興)事務連絡)</p>	<p>【国土交通省】都道府県における旅行業登録事務手続について(周知)(令和元年11月11日付け観光庁参事官(旅行振興)事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_116">https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_116</a></p>	<p>観光庁旅行振興室</p>
<p><b>5【内閣府(11)(ほ)】【厚生労働省(33)(旨)】</b>  特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。</p>	<p>地域型保育事業者を行う者に対する事業所ごとの「確認」の効力について、事業所の所在する市町村の「確認」の効力が他の市町村にも及ぶものとし、教育・保育施設と同様に他の市町村による更なる「確認」は不要とした。</p>	<p>地域型保育事業者を行う者に対する事業所ごとの「確認」の効力について、事業所の所在する市町村の「確認」の効力が他の市町村にも及ぶものとし、教育・保育施設と同様に他の市町村による更なる「確認」は不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】特定地域型保育事業者の確認(43条)について(通知)(令和元年11月11日付け厚生労働省社会・援護局子ども家庭局保育課)</p>	<p>—</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部  厚生労働省子ども家庭局保育課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提出団体	関係府省	区分	根拠法令等	提案事項(申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における既設的な審議会(審議会)	
RI	118	12.その他	都道府県	埼玉県	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第20条の11、第382条第1項	不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする	不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記に係る情報に基づき課税している。重要事項を手書きで写している。 【現行制度】 不動産取得税の課税資料集にあたっては、地方税法第20条の11の規定に基づき、職員が登記所を訪問し、登記申請書を閲覧して不動産の取得について調査し、添付されている不動産の固定資産評価額等のデータを基に課税額を算出している。 【支障事例】 手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。 このように、人的労力が多大となっている。 ※平成29年度収集実績:約11万5,000件(十数倍の見直し、登記所への出戻回数:約1,000回) 全国地方自治体協議会が平成30年8月に都道府県を対象に行なったアンケートでは、不動産取得税課税資料について、過去に法務局に電子データによる提供を求めたが、法的根拠がないため断られたと複数の県が回答した。 また、令和2年1月に登記情報システムが更改され、登記所から市町村への地方税法第382条第1項の通知についてはオンラインにより提供可能となる。これについて、本県税課が総務省に照会し、都道府県にも提供されるか確認したところ、こうしたことは想定していない旨回答があった。 【制度改正の必要性】 上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第382条第1項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html
RI	119	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県、茨城県、群馬県、川越市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、和光市、北本市、ふじみ野市、白岡市、千葉県、長野県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第15条、第19条第1項 社会福祉法施行規則第1条の2など	生活保護ケースワーカーの要件(社会福祉主事)資格の緩和	指定科目の読替え範囲を拡大するなど、指定科目の履修について弾力的に対応できるよう、生活保護業務に従事するケースワーカーの任用資格の要件を緩和すること。 【現行制度】 生活保護業務に従事するケースワーカーは、社会福祉主事でないといけない。社会福祉主事に任用するには、大学等で(厚生労働大臣の指定する科目)を3科目以上修める必要がある。この指定科目名と大学等の科目名は原則一言一句同じでなければならないとされている。 【支障事例】 指定科目と読替えの範囲に該当する科目についても指定されているが、これについても一言一句同じであることが求められている。 指定科目の認定があまりに厳格である。例えば、指定科目「法学」については、「法学」以外でもその読替えの範囲として「法律学」「基礎法学」「法律入門」が認められるが、実質的に講義内容が同等の「法学(憲法を含む)」や「法学の基礎」は認められない。そのため、実質的には任用に必要とされる知識を有しているにもかかわらず、社会福祉主事として任用できない例があり、ケースワーカー担当職員の確保に困難が生じている状況にある。また、資格を有している職員は、1年程度の通信課程を受講して資格を取得する必要があるが、通常業務が多忙な中で受講は多大な負担であるとの意見が複数の自治体から挙がっている。 【制度改正の必要性】 高齢化等により、被保護世帯が増加していることから、より多くの適性の職員をケースワーカーとして従事させる必要があるが、※ 県被保護者世帯数 平成19年度:37,554世帯 平成29年度:73,870世帯	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html
RI	120	02.農業・農地	都道府県	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、菅野町、鳩山町、美里町、長野郡	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発達の促進に関する法律 第2条第1項、第9条第2項 多面的機能支払交付金実施要綱別紙の第9、別紙2の第9 多面的機能支払交付金実施要綱 第1の15(2)、第2の18(2)	多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合の返還額の簡便化	農業等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金に返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金の相殺交付を可能とすること。 【現行制度】 多面的機能支払交付金は、国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から活動組織への流れで交付されている。交付額は畑畑等の面積に応じて算定し交付されているが、活動の実績により執行残が生じる場合もある。 その場合の執行残の返還については、活動期間中、翌年度への持越しは可能であるが、国の指導により持越し額が多くなると返還を求められる。対象農業者の減少による返還の場合には返還相当額を次年度の交付金と相殺することが可能となっているが、それ以外の場合では翌年度以降の交付金との相殺はできず、返還手続を要する。 【支障事例】 活動組織が執行残を返還する場合、要綱に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続を行う必要があるが、経由する市町村、県にとってもそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。本県の例を挙げると、活動組織は県内47市町村に所在しており、執行残がある場合、①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。③最後に、県が47市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html
RI	121	10.運輸・交通	都道府県	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、川越市、神奈川県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅宿泊事業法(民泊)届出時の法定提出書類に「消防法令適合通知書」を追加	住宅宿泊事業法(民泊)届出時の法定提出書類に「消防法令適合通知書」を追加すること。 【現行制度】 住宅宿泊事業法に基づき住宅宿泊事業(民泊)を行うに当たり、事業者は住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項に定める書類を提出する必要がある。しかし、当該条項で定める書類には、事業を始める建物消防法令に適合している場合に消防署等から交付される「消防法令適合通知書」が含まれておらず、ガイドライン(住宅宿泊事業法施行要綱)において、届出時に併せて提出を求めているに過ぎない。 【支障事例】 ガイドラインには法的拘束力はないため、消防法令適合通知書の添付がなくても届出を受けざるを得ない。本県では現時点での事例はないが、他自治体では発生している事例がある。消防法に適合しているにもかかわらず、届出料を取って他人を消める施設を運営するに当たり非常に重大な要件(特に、家主が不在の住宅に宿泊させる施設の場合)であり、提出を受けなければ、地方自治体として最低限の安全性を確保することが困難である。現行法上では問題がなくても、一般的な観点からは、安全性を担保できない民泊施設の運営を容認していると捉えられかねない。安全性確保は全国どこでも必要であり、このような重要書類は、ガイドラインや各自治体の条例に任せるのではなく、法令に基づいた添付書類として明確に提出を求めなければならない。 【支障事例】 市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は指定が必要である。県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめ、指定を受ける財政上の必要性等の意見を成し、総務大臣に提出している。県意見書は市町村の財政状況等を勘案した指定の必要性を断る内容となる。当該指定を受けている団体の中に、政令市であるさいたま市(浦和競馬組合等の構成員)が含まれている場合であっても例外なく、県経由で国へ提出している。しかし、政令市の決算統括(地方財政状況調査)や経費協議等の業務については県を経由せずに市町に書類を提出しており、財政状況のアップ、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関与していない。 【制度改正の必要性】 したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものと考え、政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考え、	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html	
RI	122	12.その他	都道府県	埼玉県、神奈川県	総務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条	公営競技の施行団体の指定に関する都道府県経由の廃止	市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は指定が必要である。県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめ、指定を受ける財政上の必要性等の意見を成し、総務大臣に提出している。県意見書は市町村の財政状況等を勘案した指定の必要性を断る内容となる。当該指定を受けている団体の中に、政令市であるさいたま市(浦和競馬組合等の構成員)が含まれている場合であっても例外なく、県経由で国へ提出している。しかし、政令市の決算統括(地方財政状況調査)や経費協議等の業務については県を経由せずに市町に書類を提出しており、財政状況のアップ、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関与していない。 【制度改正の必要性】 したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものと考え、政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考え、	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html
RI	123	03.医療・福祉	都道府県	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法70条、75条、86条、89条、91条 介護保険法施行規則 老人福祉法14条、14条の2、14条の3、15条、15条の2、16条 老人福祉法施行規則	介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化	平成26年の提案募集において「介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化」が提案され、申請書の本体化や重複する書類の省略等が示されたところだが、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」は認められなかった。しかし、法の趣旨は異なるものの、実態として介護サービス事業者と居宅サービス事業者は同一であり、分けて申請をする必要性に乏しい。近年の働き方改革の流れから事務の効率化、負担軽減を進める必要があり、また、届出忘れや届出先の間違いが頻発していることから、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」を設ける。	—
RI	124	03.医療・福祉	都道府県	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督業務等の効率化 (1市町村内で事業所を運営する場合の居宅介護支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する)	市町村に指定権限がある指定介護保険サービスのほか、地域密着型サービスについては、1市町村内のみで事業所を運営する場合は、業務管理体制の監督権限等も事業所所在地の市町村となっている。しかし、同じく市町村に指定権限がある介護支援(平成30年度に県から市町村に指定権限を法定移譲)については、1市町村内のみで事業所を運営する場合も、業務管理体制の監督権限等は県にある。指定権限と監督権限等が分かれることで監督業務等が非効率となっているほか、事業者にとっても届出等を2か所に分けてする必要があり余計な事務負担となっていることから、1市町村内で事業所を運営する場合の業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html	
RI	125	03.医療・福祉	都道府県	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34、第117条	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督業務等の効率化 (1市町村内で事業所を運営する場合の介護予防支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する)	市町村に指定権限がある指定介護保険サービスのほか、地域密着型サービスについては、1市町村内のみで事業所を運営する場合は、業務管理体制の監督権限等も事業所所在地の市町村となっている。しかし、同じく市町村に指定権限がある介護予防支援については、1市町村内のみで事業所を運営する場合も、業務管理体制の監督権限等は県にある。指定権限と監督権限等が分かれることで監督業務等が非効率となっているほか、事業者にとっても届出等を2か所に分けてする必要があり余計な事務負担となっていることから、1市町村内で事業所を運営する場合の業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html
RI	126	12.その他	一般市	大府市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要綱 公的個人認証サービス事務処理要綱	マイナンバーカード等の手続における留意点の提示	マイナンバー制度が導入され、最初のマイナンバーカード及び電子証明書の更新時期(発行の日から5回目の誕生日)が本年12月に到来する。更新手続は事務処理要綱に基づいて行が、マイナンバーカード等の暗証番号を失っている場合やマイナンバーカードを紛失している場合など様々な場合が予想され、確認に時間を要する他、更新時期が住民票の更新時期と一致すれば、更新対象者から問い合わせが増えることが予想されるが、更新手続等に關した情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、説明が困難である。マイナンバーカード等は全国統一の事務を行うことが求められたため、共通の事項に関してはホームページ等に掲載することを求める。 ・2019年12月～2020年3月の電子証明書更新対象者:2,000人以上	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (編纂年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
<p>5【総務省(6)】【法務省(3)】 地方税法(昭25法22)</p> <p>382条に基づき登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入力することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入力する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。</p>		<p>市町村が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて地方税法第73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入力することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入力する方策について個別に法務局等と協議することができることを、地方公共団体及び登記所に周知した。</p>	<p>【総務省】市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項等について(令和元年12月27日付け総務部第48号) 【総務省】地方税法第382条に基づき登記所からの通知に係る電子データの不動産取得税の課税事務への利用について(令和元年12月27日付け総務部第49号) 【法務省】登記所と市町村長との間における地方税法に基づく通知のオンライン化並びに当該通知に係る不動産に関する地図及び図面情報の電子化等に関する留意事項について(令和元年12月27日付け法務省民事局民事第二課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_118">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_118</a></p>	<p>総務省自治税務局固定審査税課 法務省民事局民事第二課</p>
<p>5【厚生労働省】 (19)社会福祉法(昭26法45) (1)社会福祉主事任用資格に係る指定科目については、令和元年度中に通知を改正し、指定科目の科目名称と完全に一致しない場合であっても、同等の教育内容が含まれていれば、当該指定科目として取り扱うこととする。</p>		<p>指定科目の科目名称と完全に一致しない科目であっても、同等の教育内容が含まれていれば、当該指定科目として取り扱うことと可能とするため、改正通知を発出した。</p>	<p>【厚生労働省】「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の代替えの範囲等について」の一部改正について(令和2年3月6日付け厚生労働省社会・援護局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_119">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_119</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室</p>
<p>5【総務省(4)】【農林水産省(2)】【国土交通省(4)】 競馬法(昭23法158)及びモーターボート競走法(昭26法242) 競馬を行うことができる市町村(特別区を含む。)の指定手続(競馬法1条の2第2項)及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続(モーターボート競走法2条1項)において、指定都市が申請を行う場合の都道府県経由事務については、令和2年度分から廃止する。 【措置済み(令和元年10月28日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)】</p>		<p>競馬を行うことができる市町村の指定手続及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続において、指定都市が申請を行う場合の都道府県経由事務については、令和2年度分から廃止した。</p>	<p>【総務省】令和2年度における公営競技施行に係る市区町村の指定申請手続等について(令和元年10月28日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_122">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_122</a></p>	<p>総務省自治財政局地方債課</p>
<p>5【総務省】 (12)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)】</p>		<p>個人番号カード等の有効期間満了に伴う更新については、地方公共団体情報システム機構が個人番号カード等の更新対象者に通知した留意事項等の内容を再周知した。</p>	<p>【総務省】「個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(依頼)」の周知について(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡) 【総務省】別添1.01.個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(令和元年9月11日付け地方公共団体情報システム機構事務連絡) 【総務省】別添1.02.個人番号カード及び電子証明書有効期限切れ通知に関する業務概要及びスケジュールについて1.1版 【総務省】別添2.01.個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知の送付に関する資料の送付について(通知)(令和元年10月23日付け地方公共団体情報システム機構事務連絡) 【総務省】別添2.02.有効期限切れ通知の送付に関する説明資料(令和元年10月23日付け地方公共団体情報システム機構) 【総務省】別添2.03.パンフレット.有効期限切れ通知の説明</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_126">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_126</a></p>	<p>総務省自治行政局住民制度課</p>



対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>4【厚生労働省】</b> (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(36条、51条の2、51条の3、51条の4等)に係る事務・権限については、当該権限を市区町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; <b>5【厚生労働省】</b> (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)指定障害福祉サービス事業者の指定等及び指定障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(36条、51条の2、51条の3及び51条の4等)に係る事務・権限については、都道府県が条例による事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2第1項)に基づき市区町村にその事務・権限を移譲することが可能であることや、都道府県による指定障害福祉サービス事業者の指定等(36条1項等)に当たり、都道府県と市区町村の間で円滑に連携を行うための取組事例を、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年9月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課事務連絡)】</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等に係る事務・権限について、都道府県が条例による事務処理特例制度に基づき市区町村にその事務・権限を移譲することが可能であることや、都道府県と市区町村の間で円滑に連携を行うための取組事例を令和3年9月7日付けで地方公共団体に周知した。</p>	<p>【厚生労働省】令和元年の地方分権改革にて寄せられた提案への対応について(周知)(令和3年9月7日付け厚生労働省障害保健福祉部企画課・障害福祉課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_127">https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_127</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p><b>5【国土交通省】</b> (9)道路運送法(昭26法183) (v)一般乗合旅客自動車運送事業の許可(4条)に係る手続のうち、同事業の遂行に必要な法令の知識を有することを確認する試験については、許可の申請をしようとする者が地方公共団体からの運行の委託を受けようとする場合には、当該申請前の受験を可能とし、令和元年度中に必要な措置を講ずる。</p>	-	<p>一般乗合旅客自動車運送事業の新規経営許可の際の法令試験については、許可の申請をしようとする者が地方公共団体からの運行の委託を受けようとする場合には、当該申請前の受験を可能とした。</p>	<p>【国土交通省】「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験の実施方法について」(令和2年3月17日付け自動車局旅客課乗合バス班長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_131">https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_131</a></p>	<p>国土交通省自動車局旅客課</p>
-	-	-	-	-	-
<p><b>5【総務省】</b> (14)統計法(平19法53) (iii)住宅・土地統計調査の調査員については、都道府県から示された人数の範囲内で、市町村(特別区を含む。)における調査員の選考及び柔軟な配置が可能であることを明確化するため、令和5年の次回調査までに市町村事務処理要領を改正する。</p>	-	<p>令和5年住宅・土地統計調査の市町村事務要領において、市町村は、都道府県から示された人数の範囲内で調査員を柔軟に推薦することが可能であることを明確化した。</p>	<p>【総務省】「令和5年住宅・土地統計調査 市町村事務要領」</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_133">https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_133</a></p>	<p>総務省統計局国勢統計課</p>
<p><b>5【総務省】</b> (14)統計法(平19法53) (1)住宅・土地統計調査の調査票の配布・取集等に関する事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により、市町村(特別区を含む。)が当該事務を処理する場合、民間事業者へ委託することが可能であることを地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年11月5日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課事務連絡)】</p>	-	<p>住宅・土地統計調査の調査票の配布・取集等に関する事務については、事務処理特例条例により市町村に事務を移譲することで、市町村単位で民間委託が可能であることを通知した。</p>	<p>【総務省】統計法施行令別表第一備考第四号に基づく住宅・土地統計調査の調査票の配布・取集等に関する事務の民間委託について(周知)(令和元年11月5日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課(住宅・土地調査担当)事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_134">https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_134</a></p>	<p>総務省統計局統計調査部国勢統計課</p>
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案募集方式	提案募集方式の属性	関係府省	提案事項(趣旨)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な趣向(留意点)		
RI	03.医療・福祉	一般市	玉野市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	老人福祉法第14条、第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の2、第16条、老人福祉法施行規則第9条の9、第1条の14及び第2条等	介護サービス事業者の申請等に係る文書量の削減の見直し、介護保険法施行規則等の改正が行われたことと踏まえ、関係の観点から、老人福祉法施行規則を見直し、届出書類等の簡素化を求める。	介護サービス事業者、介護保険法及び老人福祉法双方に規定される事業者であるため、それぞれの法律に基づき書類を作成する必要があるため、申請や届出に際して大きな負担が生じている。また、自治体において同じ事務処理負担が発生している。【新しい経費政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護サービス事業者に対して国及び自治体から求める帳簿等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自で作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳簿等の文書量の半減を取り組む。」とされ、これを受けて、介護保険法施行規則等が一部改正されている。この帳簿等は、老人福祉法上の書類を作成する必要もあるため、文書量削減の取組の効果を十分に発揮させるためには、老人福祉法施行規則の見直しが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html	
RI	03.医療・福祉	一般市	むつ市、黒石市、五戸市、平内町、今別町、蓮田村、鮎ヶ沢町、深浦町、西目屋村、平治町、野辺地町、六戸町、東北町、六ヶ所村、風間浦村、三戸町、五戸町、南部町、陸上町、新郷村	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第115条の45第2項、第115条の46 介護保険法施行規則第140条の66 地域包括支援センターの設置運営について(平成18年10月18日厚生労働省通知)	市町村直営の場合(第1号被保険者3,000人未満)を配置することとする見直しをお願いしたい。	市町村直営の場合(第1号被保険者3,000人未満)を配置することとする見直しをお願いしたい。	—	
RI	03.医療・福祉	都道府県	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多市、二本松市、南相馬市、本宮市、川俣町、鏡石町、天栄村、玉川村、平田村、三春町、広野町、茨城町、栃木県、群馬県、新潟県、日本創生ための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、認定こども園施設整備交付金交付要綱、厚生労働省保育所等整備交付金交付要綱	①幼保連携型認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の内閣府への一元化 ②間接補助となっている文科料としての補助金について、保育の実施主体となる市町村へ直接補助への変更	一つの施設を整備するに当たって、厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要があり、別々に修正等の指示があるため、厚生労働省からの指示により、文部科学省へ提出している協議書も修正する必要がある場合が生じることが多くなっている。また、文部科学省の予算不足、平成29年度には市5施設で事業費280,679千円、協議額101,935千円を文部科学省に協議したが、内示率90%で91,739千円を内示額を圧縮された一方、厚生労働省の交付金は概ね100%以内で内示された。平成28年度には厚生労働省からは内示されたが、文部科学省に内示が保留され事業に着手できない、事業が滞るなど、交付金制度が2つに分かれていることによる財源の不安定さ等が施設整備を進める課題となっている。加えて、厚生労働省の交付金、市町村へ直接補助、文部科学省の交付金、県を經由した間接補助となっており、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題がある。 【県内共同提案団体からの主な支援事例】 ・幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所施設部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」、また幼保連携施設部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」での申請が必要であり、それぞれ補助対象経費の算定に当たり、施設の種類や利用人員等により事業費を按分し、2種類の書類を作成するなど事務の負担が生じている。認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られる。 ・補助制度が2つになるため、事業者手続の両方の回答をまとめて進めるため、スケジュール管理が煩雑となっている。 ・一つの施設を整備するために厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要がある現状は事務が繁雑となる大きな要因の一つである。また、本市においても過去に文部科学省の予算不足のため、内閣府の経費や内示を保留し事業に着手できない期間が生じた事業があったため、施設整備に関する所管や制度、財源の一元化は必要である。 (以上のような支援があるため、申請窓口の一元化等の事務手続きの簡素化を通じて、解消することを求める)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html	
RI	09.土木・建築	一般市	高島市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法	空家等対策の推進に関する特別措置法において、行政が把握している相続人の情報と関係する他の相続人情報の取扱いについて見直し	問題が発生する空家については、相続人が、自分が相続人であるという行政からの連絡を受けて初めて知ったり、相続人同士が連絡状態になってしまったりしていることが少なくない。本市においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に基づく指導又は助言を行う際に、相続人に適正管理を促す連絡を出すと、受け取った相続人から、自らだけでは判断がつかないの、他の相続人の連絡先を知りたいと提供してほしいと言われたことがかなり多い。本市は他の相続人の情報を把握しているにも関わらず、第三者に対する情報提供が法の規定上可能ではないために、情報の提供を行うことができず、相続人同士の協議が進まず、空家対策が停滞する事態が生じている。 また、ある相続人が、空家対策に消極的であるために情報提供に関する同意を拒否したために、積極的である他の相続人が行動を開始することができないといったケースもある。 同意を得られる場合であっても、適正管理を促す連絡を受けたから、再度、他の相続人に対して、情報提供に関する同意依頼を発生し、同意を得た上で依頼人である相続人こそ情報を提供する、といった段階を踏んでいると、最初の適正管理依頼の連絡から、相続人同士の連絡体制が確保されるまでに、1～2週間を要することになってしまい、事務が非効率なものになってしまう。(同意依頼を発生しても、全ての相続人が返してくれればならない) また、「適正管理依頼の発生後には、他の相続人の情報を求める電話への対応に追われることもあり、「相続人同士の連絡体制を整備する」という業務が、かなりの負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html	
RI	01.土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求めている。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大取府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—
RI	12.その他	一般市	松原市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法229条	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしており、当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)においては、公の施設の使用料決定処分と性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別紙)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」と記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。	—	
RI	12.その他	都道府県	千葉県	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第20条の11 地方税法第382条	不動産取得税に係る登記情報電子データの提供	【課税制度】 不動産取得税は、地方税法第4条第2項第4号の規定により都府県が課するもので、不動産を取得した者に対して課される税金である(同法第73条の2第1項)。不動産の取得の事実については、不動産の取得者による申告(当該不動産の所在地の市町村を経由)又は不動産の所在する市町村長が自ら取得の事実を発見した場合に、都道府県知事へ報告する旨が規定されている(同法第73条の18)。 【支拂となっている業務】 不動産取得税の適正な課税を行うに当たっては、申告があった場合はその内容が真正なものであるかを確認するため、また、申告がなされない場合は、所有権取得の事実を捕捉するため、官公署への協力要請(地方税法第20条の11)により県税事務所職員が法務局へ赴き、登記申請書類等を全て閲覧し、所有権取得に係る登記簿謄本を書き写して3枚、膨大な作業を要している。(平成30年度における登記申請書の閲覧、書き写しについては、千葉県法務局及びその支所等15か所へ、地域を管轄する県税事務所職員が毎月4回程度(1回に2～4人)赴き、約10万件を書き写している。) 【規制緩和の必要性】 この収集方法は、調査に多くの時間及び人員を必要とし、また、書き写し誤りによる課税誤りの恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html	
RI	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医師法第6条第3項 薬剤師法第6条第3項 薬剤師法第9条	医師等に義務付けられている届出に関して、現状の紙で行われている届出に変えて、対象者各自が付与されている難登録番号をIDとし、対象者各自がインターネットを使用して行う届出を可能とする。	医師等に義務付けられている届出に関して、現状の紙で行われている届出に変えて、対象者各自が付与されている難登録番号をIDとし、対象者各自がインターネットを使用して行う届出を可能とする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (編纂年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (22) 老人福祉法(昭38法133) 老人福祉法に基づく施設の設置の届出等に係る文書については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図る観点から、令和元年度中に省令を改正し、簡素化する。</p>		届出等に係る文書の提出を一部不要とすることを内容とする省令改正を行い、地方公共団体に通知を発送した。	【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号) 【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_138">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_138</a>	厚生労働省老健局長総務課
<p>【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 【措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)】</p>	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のもと統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働省事務次官通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_140">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_140</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
<p>【総務省(6)】【法務省(3)】 地方税法(昭25法226) 382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて3条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入力することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入力する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。</p>		市町村が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて地方税法第73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入力することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入力する方策について個別に法務局等と協議することができることを、地方公共団体及び登記所に周知した。	【総務省】市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項等について(令和元年12月27日付け総務省第48号) 【総務省】地方税法第382条に基づく登記所からの通知に係る電子データの不動産取得税の課税事務への利用について(令和元年12月27日付け総務省第49号) 【法務省】登記所と市町村長との間における地方税法に基づく通知のオンライン化並びに当該通知に係る不動産に関する地図及び図面情報の電子化等に関する留意事項について(令和元年12月27日付け事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_144">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_144</a>	総務省自治税務局固定審査税課 法務省民事局民事第二課
<p>【厚生労働省】 (11) 医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)及び薬剤師法(昭35法146) 医師法(6条3項)、歯科医師法(6条3項)及び薬剤師法(9条)に基づく届出については、令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令4&gt; 【厚生労働省】 (14) 医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)及び薬剤師法(昭35法146) 医師法(6条3項)、歯科医師法(6条3項)及び薬剤師法(9条)に基づく氏名等の届出については、以下のとおりとする。 ・医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師(以下この事項において「医師等」という。)については、オンライン届出に係るシステムを構築し、令和4年度中に運用を開始する。 ・医療機関等に勤務する医師等以外については、医療機関等に勤務する医師等の届出状況等も踏まえつつ、オンラインによる届出を可能とすることについて引き続き検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  &lt;令5&gt; 【厚生労働省】 (8) 医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)及び薬剤師法(昭35法146) 医師法(6条3項)、歯科医師法(6条3項)及び薬剤師法(9条)に基づく氏名等の届出については、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師(以下この事項において「医師等」という。)以外の医師等が、オンラインによる届出を可能とするよう、医療従事者届出システ</p>	令和4年度の届出から、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師については、オンラインによる届出が可能となった。 医療機関等に勤務する以外の医師等のオンラインによる届出については、届出情報の正確性を担保するため情報の参照元となる「国家資格等情報連携・活用システム」との連携を予定しているが、現時点において導入時期が未定であるため、当システム改修についても調整中としている。	【厚生労働省】令和4年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について(通知)(令和4年10月31日付け厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_145">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_145</a>	厚生労働省医政局医事課 厚生労働省医政局歯科保健課 厚生労働省医薬局総務課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	区分	拠拠法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整状況(留意点)	
RI	146	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法33条 保健師助産師看護師法施行規則33条	看護職員業務従事者届における届出の提出、オンライン上入力・届出が可能とし、都道府県を越して国への届出を可能とするシステムの構築	都道府県は法令の規定により、2年ごとの12月31日現在における厚生労働省令で定める事項について、保健師・助産師・看護師・准看護師に対して従事状況届出を規則第3号様式により実施している。都道府県では、従事者から提出された届出を、衛生行政報告例に定められている様式の内容ごとに集計し、集計結果を既定様式に認識してを厚生労働省へ提出している。このほか、届出内容を正確に報告するための作業(対象者への電話連絡等)に労力がかかっており、特に対象者が働きやすい場合、電話等の確認作業に時間がかかるとともに、業務効率が悪く支障がある。オンライン入力が可能で、集計が自動でできるシステム構築により、都道府県職員の労力の軽減が図られることが期待できる。	—	
RI	147	08.消防・防災・安全	市区長会	中核市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法	「借り上げ型仮設住宅」の借り換えを柔軟に運用	昨年の平成30年7月豪雨をはじめ、東日本大震災や熊本地震では、借り上げ型仮設住宅の入居申込みが短期間に集中し、申し込み世帯も非常に多かつたため、不動産業者は物件の内覧等に応じられない状況で、結果として、不便な物件を契約する被災世帯が数多くあった。生活が安定した被災者ら着いていくに伴い、通勤・通学や買い物の利便性を求める、転居したいという声が上がったが、制度上、原則として借り換えはできない。また、被災市街地から離れた郊外型の仮設住宅等は、公共交通の便が悪く、顔見知りも少なく、近隣にスーパーや集える場所がほとんどないため、孤独死等の二次被害を引き起こす可能性もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka_yosm.html	
RI	148	03.医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日閣議第032002号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通達(介護給付費等に係る支給決定事務等について(国の事務処理要領))	障害支援区分認定期間の見直し	障害支援区分認定期間の上限を延長すること(例えば6年等とする。)	国の通達及び事務処理要領において、「障害支援区分の認定の有効期間については、3年を基本とし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすいと考えられる場合等においては、審査会の意見に基づいて6年以上3年未満の範囲で有効期間を短縮できる。」と規定されている。更新の手続きにおいては、病院を受診する必要があるが、特に知的障害者については、この更新のためだけに病院を受診するため、ご家族の大きな負担になっているのが現状であるが、障害支援区分6の方の場合、区6認定者については、認定期間の延長が必要であり、一方で、区分認定については、個人の状況に応じて判断する必要がある。そこで、区分6認定者については、認定期間の延長もしくは撤廃し、認定期間については市長庁審査会に委ねることを希望する。なお、認定期間が延長もしくは撤廃できた場合においては、各システム(各自治体が導入するシステムや国保連システム)にて入力規制されていることが多く、入力制限を解除する対応が必要となる。(備考) 障害者福祉サービス支給決定者 区分有3,200人 区分無2,930人 ※区分ごとの支給決定者数 1:63人、2:557人、3:538人、4:531人、5:508人、6:1,003人、計3,200人	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	149	03.医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法施行規則、障害児通所給付に係る事務処理要領	障害児通所給付における支給決定有効期間の見直し	障害児通所支援に係る支給決定有効期間の上限を延長すること(例えば3年等とする)。	障害児通所給付決定の有効期間については、省令により、最長1年間と定められている。そのため、最長でも1年毎に申請から支給決定までの手続きを行っている。これは、児童は成長とともに状態にも変化があるため、1年毎に、支給の要否を判断するべきという考えに基づいたものである。現状として、一度障害児通所給付の支給をした場合、その後は18歳到達や転出になるまで支給を継続していることが大多数であるため、1年毎の申請が保護者にとって負担となっている。また、増し続ける支給決定者に併い、事務量が膨大なることで、新規申請については最長で3か月程度の待機期間が発生している。(備考) 障害児通所支援支給決定者数 平成29年3月末:2,318人 平成30年3月末:2,873人 平成30年9月末:3,168人 平成31年4月末:3,128人	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	150	08.消防・防災・安全	指定都市	熊本市	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第3条の2第2項から第4項、第6条、第8条、第10条第3項、第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第19条第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第25条、第26条、第26条の2、第29条第1項、第30条第1項、第33条第1項から第2項、第34条第3項、第35条第1項、同条第3項、第35条の2、第35条の3、第35条の5、第35条の6第1項、第35条の7、第35条の10第各項、第36条第1項、第37条の2第1項から第2項、第37条の3第1項から第2項、第37条の4第1項、第37条の5第3項、第37条の第1項、同条第3項、第37条の7、第38条の3、第38条の10、第38条第3項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正に係る登録、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲することを求める。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、言わば高圧ガス保安法から「液化石油ガス一般消費者等の保安に関する部分」を抜き出し、詳細に定めたものであり、液化石油ガスを取り扱う事業者には同法だけでなく、高圧ガス保安法が適用される部分(移動、輸入、廃棄、容器、事故等)も多い。このように適用範囲が複雑に入り組んでいる両法のうち、平成30年度から高圧ガス保安法のみが指定都市に権限移譲されたことで、事故対応や両法の適用に関する施設の完成検査及び保安検査等において県と指定都市の間で判断の難い調整業務が新たに発生している。また、事業者にとっても両法で窓口が異なることが負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html	
RI	151	08.消防・防災・安全	指定都市	熊本市	総務省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度消防施設整備計画実施調査の実施について(依頼)	消防防が自治体に依頼する当該調査において、市街地及び準市街地の地籍に関する事務作業の負担軽減を図るため国勢調査等の様々なデータを基に市街地及び準市街地の地図を作成できるシステムを導入し、それを全国の消防本部等が活用できるように対応していただきたい。	3年に一度実施されている当該調査において、市街地及び準市街地を多くの各消防本部(或いは市町村)が地図上(紙ベース)に手作業で区域分けを行い、多くの労力と時間を費やしている。さらに市街地及び準市街地の定義は複雑で、その業務に精通していない(希望していない)職員が専用のシステム等ではなく、手作業で当該作業を行うことは、大きな負担となるだけでなく、ミスが生じるリスクが高い。この作業において、ミスが生じれば消防防(人員、施設、車両等)の算定や消防水利の整備率等が不正確なものとなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html	
RI	152	09.土木・建築	指定都市	熊本市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	特定空家等に対する空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村が動産を処分できること、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一ルールは明確にされていない。本市において、本年3月に、法第14条第10項に基づく簡式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。その際、簡式代執行のみで、具体的な動産を処理できないもの、抱きながら取り壊される可能性もあり、いままでも保管しておきたいもの、本団体の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会とも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。以上の支障を解決するため、法上、河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一ルールを明確にしていきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html	
RI	153	05.教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第51条 学校教育法施行規則第73条	標準授業時数の廃止	学習指導要領に定める学習内容を維持しつつ、標準授業時数の廃止を提案するもの。	学習指導要領に定める学習内容を維持しつつ、標準授業時数の廃止を提案するもの。	—
RI	154	05.教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	特別支援学校への就学奨励に関する法律	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等	特別支援教育就学奨励費(小中学校分)の学用品・通学用品購入費、新入学生児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者への提出等を行う。また、保護者は学用品等購入時のレシートを保存及び提出が負担となっている。	特別支援教育就学奨励費(小中学校分)の学用品・通学用品購入費、新入学生児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者への提出等を行う。また、保護者は学用品等購入時のレシートを保存及び提出が負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html
RI	155	05.教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付令第4条第5項	学校・園等の管理上における児童生徒等の災害に対する、給付される災害共済給付金の支給方法について、見直しを提案するもの。	現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターが設置する(各教育委員会等)及び園・学校を越えて、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取り目を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。	—	

対応方針(閣議決定)記載内容 (播磨年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>5【厚生労働省】</b> (31) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (32) 障害支援区分の認定(21条1項)の有効期間については、市町村(特別区を含む。)における認定事務の実態等を踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p><b>5【厚生労働省】</b> (5) 児童福祉法(昭22法164) (v) 障害児通所給付決定の有効期間(21条の5の7第8項)については、給付決定の実態等に係る調査を行い、制度運用の在り方について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p><b>4【経済産業省】</b> (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) 液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の手続・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することは是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; <b>4【経済産業省】</b> (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・液化石油ガス販売事業者の登録等(3条1項及び2項、3条の2、4条並びに24条から26条の2) ・液化石油ガス販売事業者に係る各種届出の受理(6条、8条、10条2項及び3項並びに23条) ・液化石油ガス販売事業者に対する災害発生防止措置命令(13条2項) ・液化石油ガス販売事業者に対する書面交付等命令(14条2項) ・液化石油ガス販売事業者等に係る技術基準適合命令(16条3項、16条の2第2項、35条の5及び37条の5第3項) ・業務主任者等の選解任の届出の受理(19条2項及び21条2項) ・業務主任者等の解任命令(22条) ・保安機関の認定等(29条1項及び2項、31条、32条2項、35条の3並びに35条の4) ・保安機関の一般消費者等の数の増加の認可等(33条) ・保安機関に対する業務等改善命令(34条3項) ・保安業務規程の認可等(35条1項及び3項) ・保安機関に対する適合命令(35条の2)</p>	<p>令和元年度中に指定都市のある都道府県、指定都市及び業界団体向けに行った調査結果においては、全国一律の権限移譲について賛否意見が分かれた。さらに、令和2年8月から11月にかけて関係する道府県及び指定都市に対し、各業務における権限移譲の可能性等について調査を行い、その調査結果をもとに、令和2年12月の液石小委において審議を行ったところ、道府県から指定都市への権限移譲を行う方針が了承された。令和3年3月の液石小委において権限移譲に向けた体制構築のための必要な措置に関する方針を示した。 令和4年3月4日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、第208回通常国会に提出、令和4年5月13日成立、令和4年5月20日公布(令和4年法律第44号)。当該法律において、液石法の権限移譲について令和5年4月1日施行とした。「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第7号)」を令和5年1月18日、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年経済産業省令第4号)」を令和5年1月23日に公布。令和5年4月1日に施行された。</p>	<p>【経済産業省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号) 【経済産業省】「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第7号)」 【経済産業省】「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年経済産業省令第4号)」</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_150">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_150</a></p>	<p>経済産業省産業保安グループガス安全室</p>
<p><b>5【総務省】</b> (20) 消防施設整備計画実施調査 消防施設整備計画実施調査については、先進的な取組事例の調査及び技術的な検討を行った上で、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度実施予定の次回調査に向けて調査方法等の変更を改善・効率化を図る方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>令和4年度の次回調査に向けて、過去の調査の質疑応答について整理を行い、自治体の負担軽減に繋がる課題の抽出を行った。 抽出した課題より、入防ミスの防止及び作業負担の軽減など調査方法の改善・効率化に向け、検討した結果、以下4点のとおりに令和4年度調査より対応した。 ①本調査へ対応する方法の1つの選択肢として、国勢調査による人口情報を活用でき、かつ一般公開されている地理情報システムである「STAMAP」を提示し、その活用方法について周知する。 ②既存の地理情報システムの機能を活用することで、本調査に対応している消防本部の事例を展開し、情報共有を図る。 ③調査表内に記入時の留意事項を追加するなど、入力ミスを防止するための工夫を施す。 ④過去の調査時における質疑応答を整理し、次回調査依頼時にQ&amp;A集として添付する。</p>	<p>【総務省】「令和4年度消防施設整備計画実施調査の実施について(依頼)」(令和4年8月5日付け消防第270号消防庁消防・救急課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_151">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_151</a></p>	<p>消防庁消防・救急課</p>
<p><b>5【総務省(18)(a)】【国土交通省(19)(a)】</b> 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄物検査等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(「平27国土交通省住宅局」を改正し、市町村に令和2年中に周知する。 また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。</p>		<p>「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(「平27国土交通省住宅局」を改正し、代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いを市町村に周知した。</p>	<p>【総務省】【国土交通省】「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)の一部改正について(令和元年地方分権改革推進事項)(令和2年12月25日付け国土交通省住宅局・総務省大臣官房地域力創進審議官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_152">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_152</a></p>	<p>総務省自治行政局地域力創進グループ地域振興室 国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【内閣府(1)】【総務省(23)】【法務省(6)】 登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【厚生労働省(30)】介護保険法(平9法123) (1)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 【厚生労働省(30)】介護保険法(平9法123) (1)指定居宅介護支援事業所における管理者要件については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、当該要件に係る経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることを可能とする。 【措置済み(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号)】</p>	<p>事業所の管理者を主任ケアマネとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとしない取扱いを可能とすることを内容とする省令改正について、令和2年6月5日に公布した。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和2年6月5日厚生労働省令第113号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_158">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_158</a></p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>
<p>【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 【措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)】</p>	<p>認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のもと統一した。</p>	<p>【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働事務次官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_161">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_161</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>【内閣府(16)】【厚生労働省(40)】 子ども・子育て支援整備交付金 子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第13項)を実施するための施設(以下この事項において「病児保育施設」という。)の整備については、市町村(特別区を含む。)が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。</p>		<p>「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」を改正し、病児保育事業を実施するための施設の整備について、市町村が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して、令和2年度事業から交付対象とした。</p>	<p>【内閣府】「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の一部改正について(令和2年5月25日付け内閣総理大臣通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_162">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_162</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>【総務省(13)】地方独立行政法人法(平15法118) (2)地方独立行政法人(公立大学法を除く。)の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、公立大学法の例を参考にしつつ、各法人の本業業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けを可能とする。</p>		<p>地方独立行政法人法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(地方独立行政法人法改正の施行日は令和2年9月10日)。</p>	<p>【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について(令和2年6月10日付け総務省自治行政局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_163">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_163</a></p>	<p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室</p>
<p>【厚生労働省(30)】介護保険法(平9法123) (1)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 【厚生労働省(30)】介護保険法(平9法123) (1)指定居宅介護支援事業所における管理者要件については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、当該要件に係る経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることを可能とする。 【措置済み(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号)】</p>	<p>事業所の管理者を主任ケアマネとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとしない取扱いを可能とすることを内容とする省令改正について、令和2年6月5日に公布した。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和2年6月5日厚生労働省令第113号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_164">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_164</a></p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>
<p>【厚生労働省(23)】母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) 母子家庭自立支援給付金(31条)及び父子家庭自立支援給付金(31条の10)については、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担の軽減及び当該給付金の適正な支給を図る観点から、申請者が支給要件に該当することを都道府県等が確認するに当たり、申請者が離婚後に戸籍を他の市町村(特別区を含む。)に移した場合等、申請者の状況に応じて必要となる添付書類等について、改めて都道府県等に通知する。 【措置済み(令和元年11月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡)】</p>		<p>市町村において申請者が支給要件を満たすことを確認するに当たって、例えば申請者が転籍していた場合には過去の戸籍関係情報を確認する必要はなく、住民票等によって確認が可能である旨を示した。</p>	<p>【厚生労働省】母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業に関するQ&amp;Aの改正について(令和元年11月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_165">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_165</a></p>	<p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>
<p>【厚生労働省(26)】雇用保険法(昭49法116) 特定求職者雇用開発助成金(施行規則110条1項)のうち特定就職困難者コース助成金については、国が当該助成金に係る対象者が母子家庭の母等(同規則110条2項1号イの(5))に該当するか否かを確認するに当たって、市区町村に対し、当該対象者が母子家庭の母等であることの証明を求めるとがないよう、「雇用開発助成金支給要綱」(平25厚生労働省職業安定局)を令和元年度中に改正する。あわせて、改正後の取扱いを、都道府県労働局に令和元年度中に通知する。</p>		<p>国が当該助成金に係る対象者が母子家庭の母等に該当するか否かを確認するに当たって必要とした、市区町村長等が母子家庭の母等であることを証明する書類(写)を廃止した。</p>	<p>【厚生労働省】特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)等に係る母子家庭の母等であることの確認等について(令和2年3月31日付け厚生労働省職業安定局雇用開発企画課労働移動支援室長補佐、厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課補佐事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_166">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_166</a></p>	<p>厚生労働省職業安定局雇用開発企画課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案主体の属性	関係府省	審査区分	根拠法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整結果(留意点)		
R1	167	12.その他	一般市	宇佐市、大分市、別府市、中津市、臼田市、佐伯市、日柱市、津久見市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日田町、九重町、玖珠町	総務省	B 地方に対する規制緩和	統計法 住宅・土地統計調査規則 平成30年住宅・土地統計調査市町村事務要領(第2、調査の準備事項9、指導員事務打合せ会及び調査員事務打合せ会の開催) (2)調査員事務打合せ会における指導員・調査員の事務の説明に当たっては、以下の指導を徹底する。①インターネット調査書類は、調査票に先立って配布すること	住宅・土地統計調査の調査対象世帯に対して、オンライン回答用の調査票(ID・パスワード等)を郵便受け等に配布後、一定期間経過後、調査対象世帯を訪問し、面接にて紙の調査票を配布するといった、二段階配布方式の義務付けを見直し、調査書類等の最初の配布時におけるオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を可能とすること(平成25年度本調査実施時は同時配布)。または、自治体ごとの数量で選択可能とすること。	<b>【制度概要】</b> 平成30年度住宅・土地統計調査では、オンライン回答率の向上を図るため、調査対象世帯にオンライン回答用の調査書類を郵便受け等に配布後、一定期間経過後、調査対象世帯を訪問し、面接にて紙の調査票を配布する二段階配布方式を採用している。 <b>【懸念材料】</b> オンライン回答率の向上が、二段階配布方式による効果によるものか検証が不十分で、インターネットに不慣れた高齢者等の世帯が多い地方での効果については、疑問が残る。 <b>【支援事例】</b> 二段階の手順を踏む本事務局は、調査対象世帯の理解も得られず、調査現場での混乱を招く要因となっており、調査員の確保が困難な状況の中、調査員にかなりの事務負担を強い状況である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html</a>	
R1	168	06.環境・衛生	都道府県	栃木県、茨城県、群馬県	農林水産省、環境省	B 地方に対する規制緩和	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(第5条) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(第7条) 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼育等施設の基準の細目等を定める件(二十二)	外来生物法に基づく飼育等の許可制度の規制緩和 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(第5条)に定める条件について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。	本県では、特定外来生物による農業被害が発生しており、特にクワアザガキの被害が増大している。クワアザガキの効果的な防除方法の確立のために、試験に供するために大量の飼養が必要となるが、現状では1頭ずつの増殖管理が求められている。本県が直面しているように年間千頭以上の大量飼養が必要状況下で、かつ、逸出防止措置をとるべき公共の研究施設内における飼養については、少数個体の飼養や個人宅での飼養を前提としている管理方法と同様の、1頭単位・日単位での増殖管理を求めると、必要以上の時間と労力を要し、本来行うべき試験研究に関する業務の足かせとなっている。また、クワアザガキの防虫は樹木内部に寄生して生活するため、外部から観察しただけでは内部の個体の増殖(死滅)が難しい。地方公共団体による特定外来生物の研究成果は、地域農家等へ還元されるものであり、民間企業が行う営利目的のものではないことから、機動的な対応が可能となることを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html</a>	
R1	169	12.その他	都道府県	栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅宿泊事業法第3条、第13条、第11条 住宅宿泊事業法施行規則第4条、第11条 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)2-1(1)～②、2-2(8)～②	民泊制度運営システムにより行われる、住宅宿泊事業者が掲げる標識に関する手続の簡素化	住宅宿泊事業者が掲げる標識について、知事が届出を受理した際には、標識発行に最低限必要な内容の民泊運営システムへ入力すれば、同システムへの届出書類の登録を待たずに、標識が発行可能となるよう見直しを求めらる。	<b>【現状】</b> 住宅宿泊事業者は、事業を開始しようとする日の前日までに都道府県知事に届出を行い、事業開始時には届出住宅ごとに標識を掲げなければならない。 <b>【支援事例】</b> 現在、事業者から届出があった添付書類を含めた全ての書類を「民泊制度運営システム」に登録しなければ、同システムから標識記載事項(届出番号)を取得できず、標識を発行できない仕組みとなっている。添付書類は紙媒体で届出が必要でも多く、その都度、紙媒体の書類をPDF化し、システムに登録する事務が生じているが、事業者から届出があった場合など、これらの作業による担当職員への負担も大きく、状況によっては標識の発行が営業開始予定日に間に合わないおそれもある。届出については、書類の内容が適正であることを知事が確認すれば有効に受理することができることから、書類をシステムに登録することは、事業が開始された後に行われても法律上問題がないはずである。また、申請書類は一般に公表されておらず、利用者(客)がこれらの書類を確認することができないことから、利用者の利便性を損なうこととなる。また、申請書類は一般に公表されておらず、利用者(客)がこれらの書類を確認することができないことから、利用者の利便性を損なうこととなる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html</a>
R1	170	07.産業振興	都道府県	栃木県、福島県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要綱	国庫補助を受けて建設した商工会館の処分申請について、申請書類の簡素化を図るとともに、申請書類の具体的な記載方法を示したマニュアルを作成し、周知することを目指す。	国庫補助を受けて建設した商工会館の処分申請について、申請書類の簡素化を図るとともに、申請書類の具体的な記載方法を示したマニュアルを作成し、周知することを目指す。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html</a>	
R1	171	01.土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	財務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	財務省理財局長通知(平成13年3月30日 財理第1308号)	地蔵園有公園における利用計画変更手続きの改善	国有土地無償貸付を受けている土地にある公園について、都市公園法の下、公園の適切な管理を行うため、公園の管理権限を委譲してもらうこと。もしくは、事前の利用計画の変更申請を廃止し、年度末に行なっている利用状況報告に取り込む形式とする。	利用計画を変更する場合は事前に、変更となった利用計画を近畿財務局に申請し、その承認を受けなければならない。そのため、公園内でイベントを行なう場合でも、事前の承認が必要となっている。利用計画の変更申請は、約1ヶ月前の提出を求められており、イベント企画者との直前の打ち合わせが難しく、修正も難しい。	—
R1	172	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日 国道第592号) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成15年11月6日 障登第106002号)	障害者有料道路割引制度に関する申請の受付を郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすること。	障害者有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際にも証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	—	
R1	173	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第24条、介護保険法施行令第4条	後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象となること	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる特別徴収の対象となる年金額の優先順位を見直し	後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が特別徴収の対象となる年金額の2分の1以上の場合、特別徴収ができない。そのため、優先順位が上位の年金で条件を満たさない場合は、下位の年金でこの条件を満たす場合でも特別徴収ができない。 例) 老齢基礎年金(上位)：5万円、老齢厚生年金(下位)：9万円を受給しており、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が4万円となる場合、特別徴収は不可となる。(→優先順位が支給額順になれば、老齢厚生年金が優先され、要件を満たし、特別徴収が可能となる。) 老齢厚生年金としては十分な年金が払われるものにもかかわらず、特別徴収されないことから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html</a>
R1	174	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第21条、介護保険法第134～140条	後期高齢者医療保険料の特別徴収開始時期に関する見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる特別徴収の対象となる年金額の優先順位を見直し	毎年5月に年金保険者から特別徴収候補者データを受け取り、7月に国民健康保険団体連合会を通じて年金保険者へ特別徴収の4割(10月支給の年金)に該当するかどうかの確認を行っており、該当しないとした場合は翌年の同タイミングの連絡で特別徴収の開始依頼を行えない。(例:生保阻止、障害認定、口座振替選択の停止等) 被保険者は特別徴収を希望しているにも関わらず、普通徴収になることから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。また、普通徴収になっていることに気づかずには保険料を滞納している被保険者も多くなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html</a>
R1	175	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第21条、介護保険法第134～140条	後期高齢者医療保険料の特別徴収の金額変更に関する見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる本徴収のタイミングにおいても金額変更できるようにすること	毎年5月に年金保険者から特別徴収候補者データを受け取り、7月に国民健康保険団体連合会を通じて年金保険者へ特別徴収額通知している。この場合、翌年度まで金額の変更ができないため、当年度内に保険料額に変更があった場合には、両徴収への切替(特別徴収と普通徴収)、または全額を普通徴収に切り替えることしかできない。被保険者は特別徴収を希望しているにも関わらず、普通徴収になることから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html</a>
R1	176	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	児童扶養手当法第13条の3、児童扶養手当法施行令第8条	児童扶養手当法第13条の3、児童扶養手当法施行令第8条の1の支給を停止する減額措置の見直し	児童扶養手当法第13条の3に基づき、支給開始から1年又は支給要件に該当してから7年を経過した受給者に対する手当の2分の1の支給を停止する減額措置に関する事務手続きの見直し	本市では、ほとんどの受給者が減額措置の適用除外を受けている実施(※)があり、受給者にとって毎年申請書類を用意し、手続きを行うことが負担となっている。減額措置は、「離婚後等の変更を一定期間で緩和し、自立を促進する」という趣旨で設けられたものであるが、受給の継続を必要とする状況にある方には、その本来の趣旨の浸透が進みにくい実情があり、手続きが形骸化している。 また、地方自治体によっては、手続きが確実に行われるように、個別に案内する事務負担が大きくなっている。本市では、減額措置の対象者を個別にした上で、実行時に持参していただく適用除外申請書類の案内文を郵送しているが、不足書類の催促を行うことが多い。特に、就労以外の事由で適用除外を受ける場合には、障害や疾病などの状況を実行時に聞き取り、その方の状況に応じた除外事由や必要書類等を精査した上で、追加の手続きを個々に促している。 さらに、受給者にとっても、追加の手続のために複数回来庁しなければならない場合もあり、負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianhosyu/2019/teianhosyu_jekka.html</a>
R1	177	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条の4、医療法第30条の14、15、16	医療計画の策定等に係る権限の指定都市への移譲	医療計画の策定等に係る権限及び地域医療構想の実現のために必要な措置に関する権限を、二次医療圏が市域で完結している指定都市に移譲できるよう制度を改めること。	横浜市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域と医療需要の動向が異なっている。また、県からの権限移譲により病院の開設許可等を行い、地域の医療圏を把握しているほか、救急医療提供体制の整備など、効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している。 しかしながら、 1. 医療計画は都道府県が定めるとされており、本市が基準病棟数の算定や厚生労働省との協議等を直接行うことができない。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置(地域医療提供調整会議の運営や、過剰な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が進まない場合の対応)は、都道府県及び都道府県知事が行うとされ、本市の実情を踏まえた会議運営や地域医療機関への対応が行えない。 このため、介護保険事業計画との整合性を図り、地域特性に応じて、2025年に向けた医療提供体制に切り組めるよう、 1. 医療計画の策定等に係る権限を都道府県から指定都市に移譲できるよう制度を改めること。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置に関する都道府県及び都道府県知事の権限を指定都市に移譲できるよう制度を改めること。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (編纂年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (14) 統計法(平19法53) (a) 住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、令和2年の国勢調査及び住宅・土地統計調査に係る令和4年に予定される試験調査の状況等を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令5&gt; 【総務省】 (13) 統計法(平19法53) 住宅・土地統計調査における調査票の配布については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、オンライン回答用のID及びパスワード並びに紙の調査票を同時配布する方式により実施することとし、その旨を地方公共団体に周知した。 【措置済み(令和5年住宅・土地統計調査 調査の手引(総務省統計局))】</p>	<p>令和4年6月に実施した試験調査の状況等を踏まえ、二段階配布方式を見直し、同時配布方式を採用することとし、「実施準備事務打合せ会」において地方公共団体に周知した。 また、本内容を事務要領に反映した。</p>	<p>【総務省】「令和5年住宅・土地統計調査 調査の手引」</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_167">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_167</a></p>	<p>総務省統計局国勢統計課</p>
<p>【厚生労働省(36)】【国土交通省(20)】 住宅宿泊事業法(平29法65) 住宅宿泊事業者が届出住宅ごとに掲げなければならない標識(13条)の発行に必要な届出番号については、観光庁が運営する民泊制度運営システムに住宅宿泊事業者から届出のあった添付書類の登録が完了していなくても、都道府県知事等において取得可能であることを、地方公共団体に周知する。 【措置済み(令和元年11月19日第11回住宅宿泊事業法関係自治体連絡会議)】</p>	<p>民泊制度運営システムにおいて、住宅宿泊事業者が届出住宅ごとに掲げなければならない標識の発行に必要な届出番号については、システムに住宅宿泊事業者から届出のあった添付書類の登録が完了していなくても、取得が可能であることを周知した。</p>	<p>民泊制度運営システムにおいて、住宅宿泊事業者が届出住宅ごとに掲げなければならない標識の発行に必要な届出番号については、システムに住宅宿泊事業者から届出のあった添付書類の登録が完了していなくても、取得が可能であることを周知した。</p>	<p>【経済産業省】補助金事業により取得等した商工会館に係る財産の処分等の取扱いについて(令和3年4月)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_170">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_170</a></p>	<p>厚生労働省医療・生活衛生局生活衛生課 観光庁観光産業課民泊業務適正化指導室</p>
<p>【経済産業省】 (8) 補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 小規模事業経営支援事業費補助金及び小規模事業対策推進事業費補助金により取得した指導施設の財産の処分については、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、財産処分に係る申請手続と当該手続に必要な添付書類等の精査を行い、その内容を事務処理マニュアルとして取りまとめ、令和2年度中に都道府県に周知する。</p>	<p>小規模事業経営支援事業費補助金及び小規模事業対策推進事業費補助金により取得した指導施設の財産の処分については、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、財産処分に係る申請手続と当該手続に必要な添付書類等の精査を行い、その内容を事務処理マニュアルとして取りまとめ、令和2年度中に都道府県に周知した。</p>	<p>小規模事業経営支援事業費補助金及び小規模事業対策推進事業費補助金により取得した指導施設の財産の処分については、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、財産処分に係る申請手続と当該手続に必要な添付書類等の精査を行い、その内容を事務処理マニュアルとして取りまとめ、令和2年度中に都道府県に周知した。</p>	<p>【経済産業省】補助金事業により取得等した商工会館に係る財産の処分等の取扱いについて(令和3年4月)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_170">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_170</a></p>	<p>中小企業庁経営支援部小規模企業振興課</p>
<p>【厚生労働省】 (27) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【厚生労働省】「児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止適用除外に係る事務について」の一部改正について(令和2年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_176">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_176</a></p>	<p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>
<p>【厚生労働省】 (21) 児童扶養手当法(昭36法238) (ii) 児童扶養手当の一部支給停止の適用除外(13条の3)に係る届出については、受給資格者の提出書類の簡素化を図るなど、受給資格者や届出を受理する地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 【厚生労働省】 (24) 児童扶養手当法(昭36法238) 児童扶養手当の一部支給停止の適用除外(13条の3)に係る届出については、受給資格者や届出を受理する地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・受給資格者等が一定の障害状態にあることを地方公共団体内で確認できる場合には、身体障害者手帳の写し等の提出を不要とする。 ・公共職業安定所から発行された「紹介状(本人控え)」による確認を可能とし、別途の求職活動等申告書の提出を不要とする。 ・厚生年金の加入状況や障害年金受給者の障害状態について、省令を改正し、マイナンバー制度における情報連携による確認を可能とする。 【措置済み(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(令和2年内閣府・総務省令第8号)等)】</p>	<p>児童扶養手当の一部支給停止の適用除外に係る届出について、 ・地方公共団体内の実施部署に直接確認できる際に省略が可能となる書類に身体障害者手帳等を追加する ・公共職業安定所から発行された「紹介状(本人控え)」による確認を可能とし、別途の求職活動等申告書の提出を不要とする 等を地方公共団体へ通知した。</p>	<p>【厚生労働省】「児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止適用除外に係る事務について」の一部改正について(令和2年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_176">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_176</a></p>	<p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請 番号	分野	提案募集 の属性	関係府省	選定 区分	根拠法令等	提案事項 (申請書)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整状況(概要等)
RI	178	12.その他	中核市	豊田市	B 地方 に対する 規制緩和	戸籍法第48条第1項、第2項、第25条第2項、第49条第1項、第2項及び第3項、第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第57条第1項、第58条第1項、第59条第1項、第60条第1項、第61条第1項、第62条第1項、第63条第1項、第64条第1項、第65条第1項、第66条第1項、第67条第1項、第68条第1項、第69条第1項、第70条第1項、第71条第1項、第72条第1項、第73条第1項、第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第77条第1項、第78条第1項、第79条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第82条第1項、第83条第1項、第84条第1項、第85条第1項、第86条第1項、第87条第1項、第88条第1項、第89条第1項、第90条第1項、第91条第1項、第92条第1項、第93条第1項、第94条第1項、第95条第1項、第96条第1項、第97条第1項、第98条第1項、第99条第1項、第100条第1項	戸籍法48条1項受理証明書の請求者の拡大および戸籍法2項受理証明書の請求者の拡大に関する特別の事由の明確化 また、届書記載事項証明書について、戸籍法48条2項に規定されている特別の事由が具体的にどのような場合に明確にされておらず、発行可否を判断できないため、明確化を求める。	身分関係を証明する書類の提示を求められるケースとしては、児童扶養手当を受ける場合や、携帯電話の家族割りを申し込む場合等多岐にわたるが、戸籍がない外国人は、受理証明が届書記載事項証明書によってしか身分関係を証明できない。 そうした点について、受理証明の請求は届出人本人にしか認められていないため、届出人の委任状が準備できない場合や届出人が死亡してしまった場合等、届出人でない父母や子が必要としても取得できないといった事態が発生している。 また、届書記載事項証明書は、在留資格の更新や婚姻・離婚の無効等、極めて限定された場合にしか取得できないことから、外国人住民は身分関係の証明が困難になっており、虚偽の使用目的で届書記載事項証明を請求し、トラブルとなる事態も発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html	
RI	179	03.医療・福祉	中核市	豊田市	B 地方 に対する 規制緩和	厚生労働省	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等や入員、設備及び運営に関する基準等について 第二の1(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎的障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 第二の1(4) 「障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)(VO L.3)」(平成20年3月31日付け事務連絡)第6	生活介護事業所における事業所外での社会参加活動の実施が可能な明確化	【支援事例】 生活介護事業所が、サービス提供時間中に事業所外での社会参加活動等を実施する方法は、次の2通りである。 1 社会資源(既存施設)を活用したサービス提供を行う場合に、当該既存施設を事業所の一部(出張所)として指定する 2 利用者が行事等で外出した場合の取扱いに基づき、行事等で外出した場合として取扱うことが可能である具体事例は示されていない。このことで、例えば以下の事例を行事等で外出した場合として取扱うことが可能であるか疑義が生じている。 (1)特定の時期のみ事業所の敷地外にある農地において農作業を行う場合 (2)利用者が定期的に事業所外における社会参加活動等に参加する場合 上記(1)、(2)はいずれも行事等で外出した場合として取扱うことが可能であると考えられる。しかし、そのことが明確に示されていないことで、指定者毎に取扱いに差が生じ、事業所外における社会参加活動等の円滑な実施が妨げられる可能性がある。例えば、(1)のように一時的に使用する農地であっても出張所としての届出が必要であるという取扱いとする、変更届提出の事務手続きが必要となり、事業者の負担が増加する。さらに、事業者が利用権を有しない(事業所の一部である出張所としての届出ができない)場所での活動が困難となり、利用者の活動内容が制限されてしまう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html
RI	180	09.土木・建築	中核市	豊田市	B 地方 に対する 規制緩和	国土交通省	建築基準法第4条、第6条ほか	建築確認に関する事務の権限を有する者を民間の指定確認検査機関と同等に特定行政庁も変更することを求める。	建築基準法運用・解釈の統一化 建築士の運用が関係する自治体から自治体へ変わると、国からの指示である通達だけでなく、建築士自ら採否を判断する技術的助言が変わった。このことにより国以下の組織で対応していた状況から、一個人に判断を委ねる制度に変更された。現在、各々の建築士への解釈に広義と狭義で差が生じている状態である。豊田市内では木造化を推進しているが、狭義による建築士判断で木造化の計画を断念した事例もある。地域の実情にも対応した柔軟な法の運用や統一的な法の運用がなされていない状態である。 建築士士の担い手の減少 民間開放以降、平成14年から28年にかけて建築士数は約2,000人から約1,500人に減少して、建築士は確認済証の交付で名前が知れ渡ることにより、民事訴訟の発展につながる可能性もあり、市の積極的な意向に対して責任を求められる。建築士個人への負担が増える可能性がある。豊田市内では建築士数は急速に減少して資格を取らない人材も存在する。また、建築士が定年前に指定確認検査機関に転職したり、定年後も指定確認検査機関に再就職している状態である。	
RI	181	03.医療・福祉	村	鳥牧村	B 地方 に対する 規制緩和	厚生労働省	指定小規模多機能型居宅介護の定員29名を超えて35人まで登録しても、一定の期間は介護報酬の減算(70/100)を行わない。 (新しい定員については、現行18人以下のところ、21人まで) (過疎地域指定人口規模、サービス事業所の新規参入が見込めない等の条件付き) (関係法令に基づき、利用者増に対する職員増員を行うことも条件)	指定小規模多機能型居宅介護の定員29名を超えて35人まで登録しても、一定の期間は介護報酬の減算(70/100)を行わない。 (新しい定員については、現行18人以下のところ、21人まで) (過疎地域指定人口規模、サービス事業所の新規参入が見込めない等の条件付き) (関係法令に基づき、利用者増に対する職員増員を行うことも条件)	鳥牧村では平成28年度からの提案募集制度により、小規模施設内(要介護＝小規模多機能型サービス)に要するサービスAによるサービスを提供できるようになったことから、鳥牧村の小規模施設にサービスAを導入する可能性が危惧されている(今後、最大35人程度が見込まれる)。小規模施設設置後に「要介護者が村で受けられる他の在宅介護サービスは、村社会福祉協議会で行っている訪問介護(ヘルパー)だけという現状であることから、もし「通所介護(デイ)」や「短期入居(ショートステイ)」を必要とする要介護者が30人以上になった場合、ある程度の人たちを救済する術がない状況となってしまう。これらの問題の解決策として、サービス事業所の新規参入及びリニア型小規模多機能型居宅介護施設の利用について検討したが、現状、新規事業者の参入は見込めない状況であること、新たな施設整備に伴う財政負担など解消が難しい課題がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html
RI	182	03.医療・福祉	一般市	大分市、別府市、日田市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市、国東市、高島村、日出町、玖珠町	B 地方 に対する 規制緩和	文部科学省	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	「教育支援体制整備事業費補助金」の運用の改善	たんの吸引等、日常的に「医療的ケア」が必要な児童生徒(医療的ケア児)が在籍する学校に看護師を派遣することで、児童生徒の教育機会の保障、保護者の負担軽減を図っており、文科省の「教育支援体制整備事業費補助金」を活用している(補助率2分の1)。 本補助金のうち医療的ケアのための看護師配置のための経費における実施対象は「公立の小中学校、中学校、中等教育学校(後期日程を除く)、義務教育学校及び特別支援学校、又は本要綱で定める学校法人」であり、幼稚園は対象となっていない(公立保育所については、厚労省の保育対策総合支援事業補助金の「医療的ケア児保育支援モデル事業」により補助基準額が70万円の補助がある(補助率2分の1))。医療的ケア児が幼稚園に通ふ場合、現行は保護者が対応する必要があるため、就学前からの集団教育を受ける機会の妨げとなっている。大分市においても、早期の受入体制の構築が必要である。 【大分市の状況】 大分市において、日常的に医療的ケアが必要な未就学児が27人(平成29年度アンケート調査)あり、実際の受入相模もある。 平成30年度は市立幼稚園にて2名の医療的ケア児を受け入れているが、対応は保護者および本人が行っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka_yosun.html
RI	183	12.その他	一般市	大分市、別府市、日田市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市、国東市、高島村、日出町、玖珠町	B 地方 に対する 規制緩和	総務省、厚生労働省	地方税法施行規則第十條(別表二)第十七条の二第三款 地方税法第三百七条の三の三 地方税法施行規則第二条の三の六	公的年金の特別徴収における還付金の取扱いについて、市町村が日本文金機構等に口座情報の提供を受けることが可能となるよう制度を改正する。また、併せて扶養親族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。	年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。 還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返すを求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。 また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分らないのか」といった問い合わせも多い。 なお、本市の還付対象は約6,000件(4月:2,000件、6月:3,000件、8月:1,000件)あり、振込エラーは100件程度発生している。還付の通知受送後には市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyujokka.html
RI	184	12.その他	中核市	尼崎市	B 地方 に対する 規制緩和	総務省	地方公務員法第17条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の人事交流に関する法律と同等の制度を整備)	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様 「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同等の制度を整備することを目的として、国と同様の人事交流の仕組みを構築	現在本市では、民間企業との間で研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場で任命された職員に任命することによる待遇を、十分な人事交流が図れていない。 また、この場合、手続上の適性を担保した上で、民間企業と地方自治体の相互理解を深め、両者の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同等の制度の制定を求める。 民間からの受け入れを考えたときに、任期付職員として採用しようとしても民間を退職することは必須であり、そうなる民間に入っている退職金共済組合を脱退することとなる。勤続期間が短くなり、民間からの派遣者の退職金算定に対して不利益を生ずることになるため、民間の身分を持ったまま地方自治体を受け入れることができるようになることが必要である。	
RI	185	12.その他	中核市	尼崎市	B 地方 に対する 規制緩和	総務省	地方自治法施行令第158条第1項	地方自治法施行令第158条において、私人に徴収又は取納の事務を委託することができる内容が限定されており、徴収収入なる受講料及び入場料は含まれていない。 こうしたことから、指定管理者に受付業務を委託した場合においても、市職員が受講料等の徴収のため指定管理施設にて徴収等の処理を行う必要があることから、受講料及び入場料を、私人に徴収又は取納の事務を委託することができる内容への追加を求める。	地方自治法施行令第158条において、私人に徴収又は取納の事務を委託することができる内容が限定されており、徴収収入なる受講料及び入場料は含まれていない。 こうしたことから、指定管理者に受付業務を委託した場合においても、市職員が受講料等の徴収のため指定管理施設にて徴収等の処理を行う必要がある。	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】  (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)  (ii)生活介護事業所外でのサービス提供時間における社会参加活動等については、施設の事業計画又は利用者の個別支援計画に明記され、実際に職員が同行してサービスの提供を行っている場合には、当該施設利用者に係る報酬を算定して差し支えないことを、地方公共団体に令和元年度中に周知する。</p>					
<p>【厚生労働省】  (30)介護保険法(平9法123)  (ii)指定小規模多機能型居宅介護については、過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討し、令和3年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt; 令3 &gt;  【厚生労働省】  (45)介護保険法(平9法123)  (i)指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護における介護報酬については、過疎地域等において、地域の実情に応じて指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村(特別区を含む。)が認めた場合は、一定の期間に限り、登録定員を超過した場合の減算を行わないこととする。  〔措置済み(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号))〕</p>	<p>過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないことを可能とするため、改正省令を令和3年1月25日に公布し、令和3年3月15日より施行した。また、改正告示を令和3年3月15日に告示し、令和3年4月1日より適用した。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第9号)  【厚生労働省】厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正(令和3年厚生労働省告示第73号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_181">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_181</a></p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請年度	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	都道府県区分	拠出法令等	提案事項(申請名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における概算的な運営経費(百万円)
RI	186	08.消防・防災・安全	中核市	尼崎市	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条	災害復旧に係る災害復旧事業と、同事業採択時の施設の形状・材質等を変更・追加し、施設の効用を増大させるの事業を合併して行う場合には、まず原形復旧に係る災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る設計変更協議を受けなければならない。 この合併施行に係る設計変更協議については、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施する等の柔軟な対応が可能とし、合併施行の場合であっても迅速な事業実施を可能とする。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法における災害復旧事業において、災害にかかった施設を原形に復旧することが可能な場合の復旧工法の採択限度は、原形復旧までを原則としているため、施設の効用を増大させる部分の事業については、地方単独費で行うこととなる。 この場合の審査手続きについては、一度、原形復旧を行って仮定した設計書を作成し、災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る本来の設計書を作成し、設計変更協議を行わなければならない。例えば、本市では、平成27年の豪雨による水位上昇で河川敷緑地の圃場の土砂が流出し、原形復旧工事を施したが、昨年と同様に被災したため、再度の被災を防ぐべく、真砂土にセメントを混合し固化する事業を市単独費で実施することとなった。被災は昨年7月であり、災害査定は12月に実施されたが、その後の合併施行による設計変更協議は3月から始まり、5月末現在も続いている。このように、災害査定を行った上で改めて合併施行による設計変更協議を行う現行制度では、事業を早期に着手することができない。		
RI	187	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、神戸市、加賀市、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	地域未来投資促進法第3条第2項第1号、第11条第3、4項、第11条 地域における基本的な方針(告示)第1号(2) 農村産業法第5条4項第3号、第13条 農村地域への産業の導入に関する基本方針(告示)1(3)	地域未来投資促進法では農林産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地に拡張を行う場合に限る。当該法律の基本方針計画用地区域外の開発を優先する条件については、地域にみたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	【現状】 平成29年7月、地域経済を牽引する産業の立地・導入を促進し、地域創生を推進するため、地域未来投資促進法及び農林産業法が施行された。しかし、地域未来投資促進法または農林産業法に基づく計画を作成して、工業団地や工場を拡張しようとしても、拡張予定地が農業振興地域内農用地区域の場合は、当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な以下の条件を満たす必要がある。 ①農用地区域外での開発を優先すること ②周辺土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること ③面積調整が最小限であること ④農地中間管理機構等8年経過していない農地を含めないこと ⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること 【支障事例】 当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な条件は、農振法第13条第2項で規定されている農用地区域からの除外の5要件とほぼ同様のことから農用地区域からの除外が困難であり、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用ができていない。特に農用地区域外での開発を優先する条件が一律に適用されており、工業団地の拡張時の支障事例となっている。加東市は工業団地の隣接地に拡張を計画し、予定地が農用地区域であるため、農林産業法の活用も視野に入れて調整を行った。しかし、用地造成に係る経済性や企業の立地ニーズは斟酌されないため、農用地区域以外での開発を優先させるという要件を満たせず、計画の見直しをせざるを得ない状況となっている。また、農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求められるが、市内には既に一団の新たに指定できる農地が残っていないことも大きな障壁となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jekka.html</a>	
RI	188	10.運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊田市、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年9月15日付国土旅第141号 自動車局長通知)	市町村運営有償運送におけるIT機器等を活用した運行管理の実施	IT点呼が認められている営業車を有する一般旅客自動車運送事業者に運行しは運行管理を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認めると。	【現状】 市町村運営有償運送において安全運転のための点呼は、運行管理者が運転者に対して対面にて実施することが求められている。市が一般旅客自動車運送においては、一定の要件を満たせばモニター等の機器を活用したIT点呼が実施可能となった。 【支障事例】 自家所有有償客運送を実施している地域の多くは、採算性の問題から一般旅客自動車運送事業者によることが困難な地域であり、必然的に営業車が存在していない地域である。市が一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託し、その管理の下で地域住民が運行を行う場合は、事業者がIT点呼を認められていても、運転手は点呼のためには遠方の営業所まで赴く必要がある。これが地域内で運転手を確保する際の支障となり、運行経費増加の要因となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jekka.html</a>
RI	189	10.運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊田市、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	平成30年3月30日付国土旅第338号(道路運送法における許可又は登録をしない運送の態様について)	自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動	交通不便地または交通空白地において、市町の認められた高齢者移動ボランティア団体が、地域公共交通機関に報告の上で行う自家用無償運送に限り、ボランティア保険料(自動車乗車中の事故に対する保険を含む)を無償運送の範囲内で収受できる経費とする。	【現状】 自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動を行う場合、①ガソリン代、②道路使用料、③駐車場代については実費として、道路運送法の許可・登録なく無償運送の範囲内で収受できる。しかし、協賛金、保険料、カンパなど運送と直接関係のない名目で利用者から収受する場合であっても、運送による反対給付との関係があるとなりが認めるときは、収受する金額がたとえ少額でも道路運送法の自家用無償運送の許可又は登録が必要とされている。 【支障事例】 道路運送法による運行を実施する地域は少なく、長距離に導入できる新たな枠組みが必要となる。地域ボランティアによる自家用無償運送は、自家所有有償運送と同様、公共交通を補完する有効な手段である。平成30年6月に、三田市において地域ボランティアによる自家用無償運送を開始した。事故時の保障に備えてボランティア保険に加入することが望ましいが、ボランティア保険料については自家所有有償運送の登録を受けなければ収受できないことから、ボランティアの個人負担となり、活動を継続する上で支障となっている。平成30年3月の通達によって明確化された規制の趣旨を踏まえても、ボランティア保険料が一律に無償運送では収受できない金額に該当するとは必ずしも言いえないと考えられるため、地域における実情を踏まえた通達の見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jekka.html</a>
RI	190	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の23、第30条の24、第30条の27等 医師確保計画策定ガイドライン(平成31年3月29日)6-2	医学部の「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置	地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。このことから、二次医療圏ごと医師が不足する場合は、必要な医師数を定量的に確保するため、地域の実情に応じて臨時定員による地域枠の設置を認めること。従って、2022年度以降も当面は現行制度を継続し、地域枠については臨時定員で措置すること。	【現状】 地域における医師不足解消に向け、医学部を有する大学が入学定員の増加を行うこととする場合、都道府県から収受資金の貸与を受ける代わりに、卒業後にその地域で一定期間働く「地域枠」の定員増が認可される。 地域枠の入学定員(臨時定員)については、2021年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できていない、それにもかかわらず、医師確保計画策定ガイドライン(平成31年3月)においては、医師の需給が均衡することの前提で、2022年度以降、臨時定員による地域枠を申請できるのは、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有する県が、恒久定員の5割程度の地域枠を設けること。必要ない場合に限定された。 なお、2022年度以降の医師養成数については、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」でとりまとめられた医師の働き方改革に関する結論、医師偏在対策の状況等を踏まえ、再度、医師の需給推計を行った上で検討を行うこと、とされていることである。 【支障事例】 本県の人口10万人当たりの医師数は、圏域別では神戸と阪神圏以外の8圏域を全国平均を下回っている。全国平均を下回っている地域を全国平均並み(人口10万人当たり240.1人)にするためには、1,291人の医師が必要である。しかし、本県が地域枠で養成した医師は33人しかおらず、医師の地域偏在を解消できていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jekka.html</a>
RI	191	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長	精神障害者保健福祉手帳の更新期間を現行の2年から4年に延長すること。	【現状】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、「2年ごとに政令で定める精神障害の状態にあること」について、都道府県知事の認定を受けなければならない」と定められている。 【支障事例】 精神疾患を起因として、思考・感情や意欲の障害を現している精神障害者は、症状が一時的に治まっても再発の可能性がある寛解状態が長期化し、障害が固定する身体障害者としての差異は少なくなっている。しかし、身体障害者手帳は有効期限がない一方、精神障害者保健福祉手帳は1回更新が必要で、両手帳所持者としては有効期限の管理、診察書等の準備、手帳窓口で手続等の負担が大きいの。また、両手帳所持者は毎年増加しており、申請の増加に伴い、審査・判定と交付事務を行う精神保健福祉センターの事務量は急増しており、2年ごとに更新を行う現状では手帳の再発行が困難な状況となっている。 手帳の更新状況を確認したところ、更新前の等級から変更となった人の割合は95%程度で、概ね等級変更がない状況となっている。また、2回の更新で等級変更が少なくとも4年間、同一の等級であった人の割合も90%程度であるため、更新期間を延長しても概ね効果が低いものと考えられる。 平成27年末:24,227名→平成28年末:25,450名→平成29年末:27,033名→平成30年末:30,483名	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jekka.html</a>
RI	192	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省医政局長・老健局長通知(平成30年3月27日付医政発第0327第31号・老健0327第6号) 【病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について】	病児保育施設を医療機関に併設する案件についての介護保険施設等との併設等	病児保育施設についても医療機関内の設備(待合・廊下・トイレ等)の共用や職員の兼務が認められている。 病児保育施設は医療と密接な関連があり、介護保険施設等と機能的な差異がないにもかかわらず、国通知により待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の兼務が認められていない。	【現状】 介護保険施設等を医療機関内に設置する場合は、医療法解釈に関する国通知において一定の条件(医療に支障がない、管理者の明確化、利用計画の提出等)の下で、待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の兼務が認められている。 病児保育施設は医療と密接な関連があり、介護保険施設等と機能的な差異がないにもかかわらず、国通知により待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の兼務が認められていない。 【支障事例】 医療機関内に併設されている病児保育施設は、児童の預りに医師の診察を経るなど併設医療機関の管理下にある。医療法上、医療機関内の患者利用スペースに保育関係施設を設置することは想定されていないため、医療法を厳密に適用すると待合・廊下・トイレ等の導線分離等のために工事が必要となるなど、医療機関の構造や保健所の収容に左右され、医療機関が見えにくい病児保育施設を設置を躊躇することとなる。現状では、病児保育施設の必要性に鑑みて、特例的に一定の施設共用を認めるなどの配慮が行われているものの、政令指定都市・中核市・都道府県保健所ごとの数値に委ねられている。例えば、県内A市が、市内に立地する病院内に、一部の病室を転用して病児保育施設を開業する計画を策定したが、構造上、階段・廊下等導線の分離ができず、保健所の指導の下、運用上の対応策を模索することとなった。対応の検討に時間を要し、半年程度開業準備が遅れた。また、病院内における病児保育施設の位置付けが明確でないことから、病院が一時的に開設に後ろ向きな姿勢を示すなどの弊害も見られた。	

対応方針(閣議決定)記載内容 (摘要年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省(4)】【国土交通省(7)】 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 宮中で被災した施設を前部に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができること、地方公共団体に令和元年度中に通知する。</p>		<p>災害査定前に事前協議を行う必要があると認められる場合は、設計の変更に係る協議の円滑化に資するよう、合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)(令和2年3月18日付け国土交通省水管理・国土保全局防災課長通知) 【国土交通省】災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(新旧対照表) 【国土交通省】災害復旧事業と他事業との合併施行に係る取扱いについて(各政令指定都市、各一部事務組合)(令和2年3月18日付け国土交通省港湾局海岸・防災課総括災害査定官事務連絡) 【国土交通省】災害復旧事業と他事業との合併施行に係る取扱いについて(各都道府県)(令和2年3月18日付け国土交通省港湾局海岸・防災課総括災害査定官事務連絡) 【農林水産省】公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行に係る取扱いについて(令和2年3月19日付け水産庁漁漁場整備部防災漁村課) 【農林水産省】公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行に係る取扱いについて(令和2年3月30日付け林野庁森林整備部治山課長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_186">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_186</a></p>	<p>林野庁森林整備部治山課 水産庁漁漁場整備部防災漁村課 国土交通省都市局都市安全課、水管理・国土保全局防災課、港湾局海岸・防災課</p>
<p>【農林水産省(7)】【経済産業省(4)】 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112)及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(昭19法140) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下「農林産業法」という。)(に定められた基本方針(農林産業法3条1項)又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未本法」という。)(に定められた基本方針(地域未本法3条1項)に基づいて行う農用地区域(農林産業法5条2項1号)又は土地利用調整区域(地域未本法11条2項1号)に農地を含める場合において、都道府県等が基本計画に具体的な方針を定めるに当たって考慮すべき事項を明らかにし、都道府県知事が、市町村が指定する基本計画(農林産業法5条1項)又は土地利用調整計画(地域未本法11条1項)に同意する場合に当たって、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点を踏まえ、地域の実態に即して都道府県知事が総合的に判断するものであること併せて、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 法2、工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知する。</p>		<p>やむを得ず農用地区域内の土地を含めて工業団地等の拡張を行う場合における判断基準を明らかにし、都道府県知事が、市町村が策定する実施計画又は土地利用調整計画に同意する場合の判断に当たって、地域の実態に即して総合的に判断するものであることを地方公共団体に通知した。 また、工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知した。</p>	<p>【農林水産省】農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調整について等の一部改正について(令和2年3月30日付け農林水産省農村振興局長通知) 【経済産業省・農林水産省】地域未来投資促進法を活用して工業団地等の拡張を行った事例、及び「農林産業法を活用して工業団地等の拡張を行った事例」(令和2年3月30日)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_187">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_187</a></p>	<p>農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 経済産業省地域企業高度化推進課地域未来投資促進室</p>
<p>【国土交通省】 (イ)道路運送法(昭26法183) (ロ)市町村運営有償運送(施行規則49条1項1号)を実施する市町村(特別区を含む。)が行う、運転者ごとの疾病等の有無の確認及び安全を確保するために必要な指示(施行規則15条の18第1項)については、地域公共交通会議(施行規則9条の2)等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点から適当と認められた方法により必要な確認及び指示を行うことを可能とし、地方運輸局及び地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年9月5日付け国土交通省自動車局長通知)】</p>		<p>市町村運営有償運送を実施する際の点呼については、対面での実施が困難な場合には、適当と認められた方法での実施を可能とする旨を通知した。</p>	<p>【国土交通省】市町村有償運送の登録に関する処理方針(新旧)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_188">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_188</a></p>	<p>国土交通省自動車局旅客課</p>
<p>【国土交通省】 (イ)道路運送法(昭26法183) (ロ)法における許可又は登録を要しない運送において收受可能としている金銭(「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(平30国土交通省自動車局旅客課長))については、特定非常利活動法人等が車両に関して任意保険に加入する場合における、当該保険料への地方公共団体からの補助が含まれることを、地方運輸局及び地方公共団体に令和元年度中に通知する。</p>		<p>道路運送法における許可又は登録を要しない運送において收受可能としている金銭については、特定非常利活動法人等が車両に関して任意保険に加入する場合における、当該保険料への地方公共団体からの補助が含まれることを通知した。</p>	<p>【国土交通省】道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について(令和2年3月31日付け自動車局旅客課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_189">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_189</a></p>	<p>国土交通省自動車局旅客課</p>
<p>【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) (ロ)医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令5&gt; 【厚生労働省】 (10)医療法(昭23法205) 医学部入学生定員の臨時増員の枠組みについては、以下のとおりとする。 ・令和5年度末までとした期限について、令和6年度末まで1年間延長した。 【措置済み(令和4年11月4日付け文部科学省高等教育局長及び厚生労働省医政局長通知)】 ・令和6年度末までとした期限について、令和7年度末まで1年間延長した。 【措置済み(令和5年11月27日付け文部科学省高等教育局長及び厚生労働省医政局長通知)】</p>	<p>医学部入学生定員の臨時増員の枠組みについては、以下のとおりとした。 ・令和5年度末までとした期限について、令和6年度末まで1年間延長した。 ・令和6年度末までとした期限について、令和7年度末まで1年間延長した。</p>	<p>【文部科学省】【厚生労働省】令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて(通知)(令和3年10月13日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長連名通知) 【厚生労働省】令和6年度医学部臨時定員に係る方針について(令和4年10月27日) 【文部科学省】【厚生労働省】令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)(令和4年11月4日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長連名通知) 【厚生労働省】令和7年度医学部臨時定員に係る方針について(令和5年11月9日) 【文部科学省】【厚生労働省】令和7年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)(令和5年11月27日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長連名通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_190">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_190</a></p>	<p>文部科学省高等教育局医学教育課 厚生労働省医政局医事課</p>
<p>【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (イ)精神障害者保健福祉手帳の有効期限(45条4項)については、関係団体の意見等を把握した上で、有効期限の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令4&gt; 【厚生労働省】 (22)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神障害者保健福祉手帳の交付(45条2項)については、以下のとおりとする。 ・必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、申請者向けの申請書用チェックリスト及び医師向けの診断書用チェックリストを作成し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年2月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)】 ・地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において令和7年度までに行うこととされている地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に向けた取組の中で、地方公共団体が使用する障害者福祉システムを統一・標準化する。</p>	<p>地方公共団体の事務負担軽減策として、手帳交付事務において年間関係情報を円滑に取得できるよう、手帳交付事務における年間関係情報の取扱いについての留意事項等(情報照会マニュアル)を改正した。 また、自治体の事務負担軽減のため、申請者向けのチェックリストをそれぞれ作成し、都道府県・指定都市知に送付した。 地方公共団体が使用する障害者福祉システムの統一・標準化については、令和7年度までに実施予定。</p>	<p>【厚生労働省】精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における年間関係情報の取扱いについての留意事項等(情報照会マニュアル)について(令和2年9月11日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡) 【厚生労働省】精神障害者保健福祉手帳の申請書用及び診断書用チェックリストについて(令和4年2月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_191">https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_191</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請分野	分野	提案主体の属性	関係府省	提案区分	拠出法令等	提案事項(申請内容)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整状況(概要等)
RI	193	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、兵庫県市長会、兵庫県町村会、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、110条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第110条 介護保険法第134条～140条	後期高齢者医療制度における保険料が選付となつた場合の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が選付となつた場合であっても、特別徴収の対象者要件(年額18万円以上の年金支給及び介護保険料が減少し、年度途中で過徴収となつた保険料を調整するために、10月から2月の間の特別徴収額を0円に設定した場合、翌年度の徴収方法が特別徴収から普通徴収に切り替わる。 【支障事例】特別徴収された年金受給者にとっては、自動的に普通徴収に変更されることへの理解が得にくく、市町における円滑な保険料徴収事務の支援となつている。具体的なには、被保険者からの問合せ対応、納付書送付事務及び経費負担、未納になつた場合の督促や催告及びそれに係る費用負担が発生している。 【現況】後期高齢者には体が不自由な方が多く、納付書による支払いが被保険者にとって負担となるため、特別徴収に再度切り替えるまでの間の保険料の不納に繋がりやすい。なお、今年度から低所得者に対する均等割軽減特例の見直しが行われ、保険料納率の低下や一層の事務負担が懸念される中、保険料の滞納防止につながる制度の見直しが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html	
RI	194	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助法施行令第3条	災害救助法における救助の範囲への家屋被害認定調査等の追加	災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与のための経費として、罹災証明書の発行業務(その前段となる家屋被害認定調査を含む)に必要な経費を災害救助費の対象とする。 【支障事例】災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、避難所・応急仮設住宅の供与、食品の供給、埋葬などに限定されており、これらの「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。被災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査に基づく罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるにもかかわらず、罹災証明書の発行やその前段となる家屋被害認定調査に要する業務は、応援員も含めて災害救助費の対象外である。 【支障事例】大阪府北部地震や平成30年7月豪雨の際、兵庫県及び県内市町から家屋被害認定調査及び罹災証明発行業務のために、31日間で延べ300人・日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担が大きい。これまでの内閣府の回答は、家屋被害認定調査が災害対策基本法に基づき基本的に市町村が行うべき事務であることだったが、平成30年7月豪雨等の大規模災害時は、被災住宅件数が多いことから多数のマンパワーが必要になり、被災自治体だけでは家屋被害認定調査を迅速に実施するのが困難であることが改めて明らかになった。 また、罹災証明発行業務については、応急救助と同時に各種制度による支援のための証明書として多岐にわたって活用されることを理由に災害救助費の対象にできないとの回答であったが、罹災証明書の発行が遅れると多数の被災者が避難所での長期生活を強いられることから、救助費の対象とすべきである。さらに、今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害では、被災自治体の職員だけで迅速な対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があつても、負担が大きいことから、被災地応援に2の足を踏むこととなる。 なお、これらの応援職員に係る経費は特別交付税措置されるものの、通常は20.5、最大でも措置率0.8となつている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka_yosun.html	
RI	195	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第2条	被災者生活再建支援制度について、同一の災害による被害を受けた全ての地域が平等に支援対象となること 被災者生活再建支援法施行令第2条 被災者生活再建支援法施行令第2条	被災者生活再建支援制度について、同一の災害による被害を受けた全ての地域が平等に支援対象となること 被災者生活再建支援法施行令第2条 被災者生活再建支援法施行令第2条	【現況】被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が一つの都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことが適用要件となっている。このため、同一災害による同じ被害であっても住所地により支援対象とならない場合がある。また、法的に認めらる。半壊世帯も支援対象とする必要があるが、現行制度では支援対象とされていない。全国知事会も平成30年11月に、①支給対象を半壊まで拡大すること、②一部地域を適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とすることを提言している。 【支障事例】平成30年7月豪雨災害において、兵庫県内では10世帯の全壊被害が発生した神戸市や宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。 また、平成21年台風第9号災害においては、全壊189世帯、大規模半壊306世帯に対し、半壊659世帯と比べ、法制度の支援が受けられない世帯が多数発生した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka_yosun.html
RI	196	12_その他	都道府県	兵庫県、播磨町	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第68条第1項第5号 第86条の4第4項 公職選挙法施行令第89条第2項第1号	地方議会議員選挙の立候補届出に必要な添付書類の見直し	【現況】公職選挙法により、地方議会議員の被選挙権は同一自治体内に引き続き3ヶ月以上居住することが要件とされている。しかし、立候補届に必要な書類として住民票は規定されておらず、客観的に住所を確認する必要がある。立候補届に必要な書類は ①届出書、②住所証明書、③宣誓書、④所属党派証明書、⑤戸籍簿の謄本又は抄本 【支障事例】立候補届出において、県内に住所を有していないにもかかわらず県内に居住するとして立候補届を提出する事例が発生した。候補者が必要書類を形式的に不備なく提出した場合、「立候補届出の受理に当たっては、候補者が被選挙権を有するか否か等実質的な審査をせず、開票に際し、選挙区において被選挙権の有無を決定すべき」とする最高裁判例(1961年)から、住所の記載内容に疑義があつても受理せざるを得ない。立候補受理後に住所要件を満たさず被選挙権がないことが確認できれば、被選挙権のない候補者に対する投票は、公職選挙法の規定により全て無効投票として取り扱うこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html
RI	197	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県	B 地方に対する規制緩和	農林水産省、国土交通省	公共土木施設災害復旧事業費 国土交通法第7条 公共土木施設災害復旧事業査定方針第1・2・1 大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となっていることを踏まえ、頻発する局地的大規模な災害に対する被災復旧対応、災害復旧対応を速やかに実施するため、現状300万円未満としている机上査定上限額を整備局査定対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。 【現況】災害復旧事業費を決定する災害査定は、原則として実際に現場で行うものであるが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合、現地土木事務所等で被災箇所を写真や設計書等の資料のみで確認する机上査定を実施することができている。ただし、被災事業に指定された場合は、大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針により災害査定の手続きを迅速にするため、机上査定上限額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。 【支障事例】本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年1220件の被災があつたが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は141件(18.6%)に止まっている。(机上査定上限額が2,000万円未満に引き上げられれば、机上査定の実施が可能な被災箇所は173件(78.6%)になる。)今後災害が発生する時を考慮し、現行の机上査定限度額では、災害査定の手続きを迅速に実施することができない。 【支障事例】本県では激甚災害に指定されず、移動の際に同申請書の添付が求められており、福島運輸支局管内においても年間約25件の事務を処理している。同申請書の発行業務は市町村の窓口業務においても負担となっているほか、住民・事業者にとっても手間となっている。なお、軽自動車の登録等の際には同申請書の添付が求められていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html
RI	198	12_その他	中核市	郡山市、本宮市、大玉村、綾石町、天来寺町、淡川町、三春町、小野町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	自動車登録令	自動車の登録・廃車等の申請時における印鑑登録証明書の廃止	自動車登録令第15条において、申請書には印鑑に関する証明書の添付を求めている。その証明は、住所地の市町村長が作成するものとして、自治体が作成する印鑑登録証明書となっている。これを添付不要とする。 【支障事例】本県では激甚災害に指定されず、移動の際に同申請書の添付が求められており、福島運輸支局管内においても年間約25件の事務を処理している。同申請書の発行業務は市町村の窓口業務においても負担となっているほか、住民・事業者にとっても手間となっている。なお、軽自動車の登録等の際には同申請書の添付が求められていない。	—
RI	199	07_産業振興	中核市	郡山市、本宮市、大玉村、綾石町、霜苗町、平川町、淡川町、三春町、小野町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地に関する準則(備考)	工場立地法に基づく準則(備考)における既存工場等における緑地等面積の計算方法の明確化	工場立地法に基づく準則(備考)における既存工場等における緑地等面積の計算方法の明確化 【制度の概要】工場立地の準則等における特例計算は、一定の緑地等を直ちに整備することが困難な既存工場等のために、生産施設のビルド面積に応じた緑地等の整備を行うために設けられている。 【支障事例】工場立地法に係る緑地面積等については、国の準則に替えて準則例を定めることが可能となっており、当市においても平成27年度に準則例を制定している。当該準則例は国の準則に倣い既存工場等の緑地面積の計算に当たっては特例計算によることとしているが、緑地面積等を緩和したことに伴い、既存工場等でも通常計算による緑地面積を上回る企業が出てきている。そういった企業にとっては、複雑な特例計算を行うことに利益がないとも関わらず、特例計算を行わずに済むを得ない。特例計算は複雑な計算式であることから、計算内容を理解し、正しい計算を行うことが事業者の負担となっている。また、特例計算は変更履歴を積み重ねて行うことから、過去の届出を数十年にわたって管理・保存しなければならず、過去の届出の見直しも非常に困難である。行政にとっては、企業が増設を行う時期が重なる(決算時期関係)場合が多く、その際に、既存工場等の特例計算を行うことは、過去の届出についてのチェック、検算などが必要となり、通常計算に比べて負担が大きい。 【支障事例】本県では激甚災害に指定されず、移動の際に同申請書の添付が求められており、福島運輸支局管内においても年間約25件の事務を処理している。同申請書の発行業務は市町村の窓口業務においても負担となっているほか、住民・事業者にとっても手間となっている。なお、軽自動車の登録等の際には同申請書の添付が求められていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html
RI	200	09_土木・建築	町	厚真町、安平町、むかわ町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害公営住宅事業(一般災害)の指定要件の見直し	被災した戸数が被災地全域で500戸以上となっている災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件の一部を、「被災した戸数が被災地全域(おおむね)500戸以上とし、柔軟な適用を可能とする。」 被災地の減少戸数については、被災災害指定基準と同様、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を求める。 被災地では、人口流出が顕著となつており、公営住宅の収容要件が、更なる人口流出を招いている。	地震等天然現象の被害による災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件は、公営住宅法第8条第1項第1号で、その被災した戸数が「①被災地全域で500戸以上」又は「②市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の1割以上」となっているが、胆振東部地震による北海道(被災地全域)の被害は「480戸」であるため、本事業の対象外となっている(なお、厚真町だけは指定要件②によって本事業の対象となっている)。被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、被災地域では、人口流出が顕著となつており、公営住宅を整備できない事態が、更なる人口流出を招いている。 被災地では、人口流出が顕著となつており、公営住宅の収容要件が、更なる人口流出を招いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka_yosun.html
RI	201	09_土木・建築	町	厚真町、安平町、むかわ町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害公営住宅の入居資格要件の規制緩和	災害公営住宅の入居資格要件の規制緩和	被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、公営住宅への入居を希望しているが、災害に伴う予算不足、既存の公営住宅や民間賃貸住宅の絶対数の不足により再建が難しく、公営住宅の収容要件が、更なる人口流出を招いている。 被災地では、人口流出が顕著となつており、公営住宅の収容要件が、更なる人口流出を招いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka_yosun.html
RI	202	05_教育・文化	一般市	竹田市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則	部活動指導員の活用事例の周知	自治体の間のガイドラインに基づき導入を検討しているが、国の補助制度を活用しない人材の確保が困難となつている。 部活動指導員の導入事例を周知していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】  (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)  後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【総務省】  (5)公職選挙法(昭25法100)  (出)地方議会議員の選挙における候補者の立候補の届出(86条の4第4項)については、効率的な事務の実施に資するよう、9条2項及び9項に規定する住所に係る要件に關し、立候補の届出時の添付書類の見直し等必要な措置を講ずる。</p>		<p>地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に係る見直しに関する届出に添えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が選挙事項として、当該選挙の期日において公職選挙法第9条第2項又は第9項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加した(公職選挙法の改正を含む第10次地方分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(公職選挙法改正の施行日は令和2年9月10日)。</p>	<p>【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公職選挙法の一部改正の施行について(令和2年6月10日付け総務大臣通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_196">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_196</a></p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>【経済産業省】  (2)工場立地法(昭34法24)  既存工場等(工場立地に関する準則(平10大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示1)(備考)1)において、生産施設の面積の変更(減少を除く。)が行われるときの生産施設、緑地及び職業施設の面積の算定については、一定の条件を満たす場合には、既存工場等以外の工場と同様のより簡易な計算方法で算定できることをホームページで公表するとともに、その旨を地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて周知する。  【措置済み(工場立地法FAQ集(令和元年8月経済産業省地域企業高度化推進課))】</p>		<p>既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときの緑地等の面積の算定については、一定の条件を満たす場合には、より簡易な計算方法で算定できることを周知した。</p>	<p>【経済産業省】工場立地法FAQ集(令和元年8月経済産業省地域企業高度化推進課)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_199">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_199</a></p>	<p>経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課</p>
<p>【文部科学省】  (2)学校教育法(昭22法26)  部活動指導員(施行規則78条の2)については、その確保が円滑に進むよう、地方公共団体における取組事例を収集し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。</p>		<p>部活動指導員の確保が円滑に進むよう、地方公共団体から収集した取組事例を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【文部科学省】部活動の在り方に関する総合的なガイドライン「フォローアップ調査結果について(令和2年3月31日付けスポーツ庁政策課学校体育室、文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_202">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_202</a></p>	<p>スポーツ庁政策課学校体育室 文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室</p>

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請分野	分野	提案主体の属性	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(要旨)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における既存的な審議状況(留意点)
RI	203	03.医療・福祉	指定都市	さいたま市、埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第55条	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間並びに自己負担上限額の見直し等の決定に必要な医療機関等の確認を現行の1年から2年に延長する。	現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に届出する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備してくる利用者がおり、混乱やトラブルを招くと同時に利用者にも不利益が生じている。 精神障害者保護補手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。 更新書類に意見書添付分と不要分の2種があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。 近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyus/2019/teianbosyus/jokka.html
RI	204	12.その他	中核市	八王子市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項	選挙運動自動車における「乗用の自動車」に関する判断基準の明確化	選挙運動自動車は、公選法第141条第6項により、「政令で定める乗用の自動車」に限って使用可能とされているが、これは車検証の用途欄表記にかかわらず、身体障害者用に改造した特種用自動車等、実体的に乗用と見なされるものもれば使用可能とされている。一方、同じ特種用途である放送宣伝車については、同法同条第1項に「構造上宣伝を主たる目的とするもの」は使用不可と明記されているため、市選管では候補者等にこの旨説明している。 しかし、平成31年4月市議会議員選挙の際、「乗用としての使用があれは放送宣伝車も選挙運動に使用できる」との見解が国から得られたので、同自動車も選挙運動に使用する準備を進めているが、今まで認められていなかった放送宣伝車の使用は本当に可能かとの問い合わせがあった。 本市選管としては、東京都選管とも協議を遂げたが、「乗用」の判断基準が明かでない中で、構造上宣伝が主たる目的と思われる放送宣伝車の使用は認められないとの意見で一致した。この間、国に対しても、その判断基準を明らかにすることを再三求めたが、結局明確な回答は得られず、最終的に当該候補者は同自動車の使用を見送った。 このことについて、市選管では、国、都及び警視庁への確認に相当の時間を費やし、当該候補者も、長期間選挙運動用自動車を用意できない不利益を被った。また、「乗用」の判断基準が不明なまま使用した場合には、違法な選挙運動として取締対象となる恐れもあった。選挙運動用自動車に関して、「乗用」を市選管が個別に判断することは不可能であり、その判断基準を伴わない国の見解はあいまいで、かえって現場に混乱を招いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyus/2019/teianbosyus/jokka.html
RI	205	12.その他	中核市	八王子市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項 公職選挙法施行令第109条の3	選挙運動用自動車に関する規格制限(公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号に掲げられた各基準)の統一	現行の公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号に掲げられた規格制限(公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号に掲げられた各基準)は、警視庁から警察官派遣の協力を得て、同規格制限に基づき使用可否を説明しているが、実際に使用できる自動車の車種や用途等の複雑さやわかりやすさに関して、候補者にとって、違法な選挙運動用自動車を使用することは、公職選挙法違反となり選挙資格を失う恐れのある重要な問題である一方で、市選管においては、いかに公職選挙法施行令に定められた選挙運動用自動車の規格制限といども、一般的な自動車の車種や用途等に関して専門性を有しておらず、交通関係法令を所管する警察署に使用可否の確認が必要である場合が多い。このため、即時的確な対応ができず、結果として不利益を候補者に与えてしまう場合がある。この他、その問い合わせ先についても市選管が警察署から明確でないため、候補者において大きな混乱が生じているところである。	—
RI	206	03.医療・福祉	一般市	市川市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第19条第1項及び第4項	ケースワーク業務の一部外部委託化	本市では、国の施策に先行し、福祉施策の分野、特に障害のある方を地域で支える分野において、行政と民間双方が連携して協働していく土壌を整備し、福祉の充実を図ってきた。 生活保護の分野においても民間との協働による充実に取り組みかじと考えているが、生活保護の決定及び実施は、都道府県知事、市長及び町長が行い、委任はその管理下にある行政に限定するため、たとえその一部であっても外部委託することはできない。 本市の生活保護の被保護者は年々増加しており、ケースワーカーの負担が増加している中で、ケースワーカーには、被保護者の生存権を保障する支援はもちろんのこと、自立を促すための指導や、不正受給の防止など、多様な役割が求められるが、このまま被保護者数が増加する状況が続くと見込まれる中で、十分な支援を行うことが難しくなっていく可能性がある。 ※なお、過去の特区提案に対する厚生労働省の回答では「ケースワーク業務については、保護の実施機関である地方自治体の責任において行うべきものであり、管理的な業務(保護の決定及び実施にあたる業務)以外のケースワーク業務の一部についてのみ委託可能」との見解が示されている一方で、平成29年12月5日にとりまとめられた「生活保護制度の見直しについて(生活保護制度の見直しと関係機関の連携)」において、ケースワーク業務のあり方については、「稼働能力のある者に対する就労支援や不正受給対策等の業務を効率的、効果的に取り組む観点から、ケースワーク業務の重点化や外部委託のあり方、生活保護者自己支援制度との連携に関し、関係者で議論を深めていく必要がある。」とされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyus/2019/teianbosyus/jokka.html
RI	207	12.その他	一般市	市川市	法務省	B 地方に対する規制緩和	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における本人確認の簡素化	戸籍関係証明書のオンライン請求に係る本人確認の簡素化	郵送での請求が可能で戸籍関係証明書の交付について、オンラインでの請求では電子署名を必須とする規定となっているが、マイナンバーカードが必要であること、さらにICカードリーダーを用いなくてはならないことから、現行制度ではオンライン請求をするためにICカードリーダーを準備する必要があり、利用者の自己負担が生じるなど、利用者が簡易に申請できるシステムの構築が困難になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyus/2019/teianbosyus/jokka.html
RI	208	12.その他	都道府県	静岡県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	法務省	B 地方に対する規制緩和	なし	一部事務組合における不動産の登記手続の簡素化	【一部事務組合】 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であり、構成団体の議決を経た協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設置されるもの。 【支障事例】 現状、一部事務組合の「名称」「所在地」は規約の必要記載事項であることから、これら「2項目」については、規約に基づき資格証明を行っている。しかしながら、管理者については「その選任方法」が規約の必要記載事項とされており、規約により管理者の確認が可能な場合もあれば、規約のみでは管理者が判然としない場合もある。「管理者」に変更等があった場合に、都道府県知事に対する届出義務事項とされていることから、規約により管理者が判然としない場合は、都道府県は管理者の証明根拠を有していないこととなる。(現状は組合側への管理者の確認に基づき資格証明を行っている。) 【支障解消策】 組合規約の確認や組合側への管理者の確認は、法務局窓口でも行い得るものである。また、規約等の真正性については、地方自治法に基づき設置された特別地方公共団体の執行機関たる管理者が「原本証明」することで担保されると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyus/2019/teianbosyus/jokka.html
RI	209	12.その他	都道府県	静岡県、川越市、行田市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士吉田市、富士市、鶴岡市、美里町、神川町、上里町、澁谷市、沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、菊川市、牧之原市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	なし (上記法律で欠格要件を定めているのは民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第8条及び第26条)	犯罪人名簿の調製の実現と法律上の明確化	【支障事例】 平成30年4月に施行された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に関する平成30年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知(子家発0309第1号)によると、市町村長は、都道府県等や民間あっせん機関からの「児童情報の照会」に対し、情報提供を行うこととされている。しかしながら、「児童情報は」は配属個人情報にあたり、実際に当該法で規定された事項を確認するため「児童情報の照会」があった場合、通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の中で提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。今のところ児童情報の提供が出来なかった実績はないが、児童情報の提供が出来なかった場合、養育希望者は養子縁組が出来ないため、時間的・金銭的な実害を被る。 市町村において「新設に犯罪人名簿の調製が行われている」の前報(養子縁組の調製に必要となるため)に立ち、当該法律の運用に、市区町村からの「児童情報の提供」を組み込んで考え、任意の自治事務である以上、当該法律の運用が担保されている状態であると考えられる。(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けていると考えられる。) 【支障解消策】 市区町村における「犯罪人名簿の調製」を法律上の事務として義務付け、また、「児童情報を提供できる場合」の要件を法律上として明確化する。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (毎年度におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
<p>【厚生労働省】  (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)  (30)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt;  【厚生労働省】  (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)  (Ⅲ)自立支援医療に係る支給認定等(54条)の事務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54条に規定する給付であつて、マイナンバー制度における情報連携の対象となつていない給付(給付保険法(昭14法73)に基づく障害年金及び障害手当金等)に係る照会方法を地方公共団体に通知する。  [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)]</p>	<p>マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等の負担軽減方策を整理し、情報連携できない情報の取扱方法等の負担軽減方策を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付けで地方公共団体に周知を行った。</p>	<p>【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となつていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて(通知)  (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課課長通知)  【厚生労働省】令和3年8月改定後のデータ標準レアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る事務手続及び省略可能な書類の一覧等について  (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_203">https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_203</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>
<p>【厚生労働省】  (16)生活保護法(昭25法144)  (ⅳ)ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。  ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。  ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令4&gt;  (23)生活保護法(昭25法144)  (ⅰ)ケースワーク業務の外部委託については、福祉事務所が被保護者に対して行う家庭訪問の方法に関する取扱いを見直し、外部の専門機関との連携により被保護者に係る必要な状況確認が可能な場合は、これをもって家庭訪問とみなすことができる範囲を拡大すること等を地方公共団体に通知する。  [措置済み(令和4年7月26日付け厚生労働省社会・援護局長通知、令和4年7月26日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、令和4年7月26日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)]</p>	<p>社会保険審査会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論も踏まえ、家庭訪問に関する運用の見直しについて、令和4年7月26日付で通知を发出了。</p>	<p>「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について(通知) (社援発0726第3号)  「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について(通知) (社援発0726第1号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_206">https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_206</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課</p>



対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におよぼし)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【5】内閣府(17)【総務省(24)】 マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レアウトに関する事務 情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レアウトの改版については、データ標準レアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改版に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改版に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。		令和2年度と令和3年度におけるデータ標準レアウトの改版にあたり、地方公共団体に 対してレアウトの確定版を前年度の7月に提示し、情報連携開始までの改版に関わる スケジュールについても遵守された。			デジタル庁デジタル社会共通機能 グループ
【5】内閣府(3)(1)【厚生労働省(5)(11)】 児童福祉法(昭22法164) 認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断については、その基本的な考え方や指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行うことができることを明確にするため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平13厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。		認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断 【厚生労働省】認可外保育施設に対する指導監督の実施について(の一部改 正)について(令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_212	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局総務課少 子化総合対策室
【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (17)学校教育法(昭25法119)第13条については、現物給付によって行うことができる旨を明確化し、地方公共団体に周知するとともに、会計計に付し、学校給食費等を徴収・管理することとなった地方公共団体の長等に対して支払うことを可能とする。		生活保護法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6 月10日に公布した(生活保護法改正の施行日は令和2年10月1日)。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るた めの関係法律の整備に関する法律の公布について(令和2年6月10日付け厚生 労働省社会・援護局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_213	厚生労働省社会・援護局保護課
【5】農林水産省】 (11)消費・安全対策交付金 地方公共団体が農林水産大臣から協力指示(植物防疫法(昭25法151)19条1項)を受けて防除に関する業務に協力する場合の特殊病害虫 緊急防除に係る消費・安全対策交付金の交付については、あらかじめ病害虫の発生状況や防除措置の内容、スケジュール等を地方公共団体 と協議し、交付金額及び交付時期について十分調整を行った上で、地方公共団体の事務の執行に支障が生じないよう速滞なく決定する。		病害虫の発生状況、防除方法、防除時期等を精査し、病害虫の発生が確認された都道 府県・市町村と交付額及び交付時期について、事前に十分調整を行い、必要な予算を 確保し、早期に交付決定を行った。 なお、ブラムボックスウイルスの緊急防除については、令和2年度末をもって終了したこ から、令和3年度以降、消費・安全対策交付金の交付手続きはなくなった。			農林水産省消費・安全局植物防疫 課
【5】農林水産省】 (10)地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握 地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握における地方公共団体から国への回答内容に ついては、調査の合理的かつ効率的な実施の観点から、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調 査は不要であることを令和元年度中に地方公共団体に周知する。 また、地方公共団体の負担を軽減するため、それぞれの次回調査までに、調査項目や対象品目の削減等を行う。		地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の 状況把握における地方公共団体から国への回答内容については、地方公共団体が通 常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを 令和元年度に地方公共団体に周知するとともに、令和元年度から2年度にかけて、当 該3調査の調査項目や対象品目の削減等を行った。	【農林水産省】平成30年産特産果樹生産動態等調査入力上の留意事項(令和 元年11月18日付け) 【農林水産省】園芸用施設の設置等の状況の見直しに係る事前の意見照会に ついて(令和2年3月27日付け農林水産省生産局園芸作物課施設園芸対策班 事務連絡) 【農林水産省】地域特産野菜生産状況調査実施要領(平成30年度)一部改正 新追加添付(令和元年9月30日付け) 【農林水産省】令和元年度産特産果樹生産動態等調査入力上の留意事項(令和2 年12月9日付け) 【農林水産省】園芸用施設の設置等の状況把握の実施について(令和3年3月 11日付け農林水産省生産局園芸作物課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_216	農林水産省統計部生産流通消費 統計課、農産局園芸作物課、果 樹・茶グループ
【5】農林水産省】 (13)農業人材強化総合支援事業 (1)農業人材強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業に係る交付申請時等に添付する農地の所有権又は利用権を有してい ることを証する書面については、農地基本台帳の写しに限られるものではなく、農地法3条の許可を受けた賃貸借又は売買に係る契約書等の 他の書面で代替可能であることを明確化するため、令和2年4月を目途に「農業人材強化総合支援事業実施要領」(平24農林水産事務次 官)及び「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」を改正する。		農業人材強化総合支援事業実施要領(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林 水産事務次官依命通知)を令和2年4月1日付で一部改正し、農地の権利設定の状況が 確認できる書類について、農地基本台帳の写しのほか、農地法3条の許可を受けた賃 貸借若しくは売買契約書、公告のあった農地利用集積計画若しくは農用地利用配 分計画等のいずれかの書類で確認可能であることを明記した。	【農林水産省】農業人材強化総合支援事業実施要領(令和2年4月1日付け農 林水産事務次官依命通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_217	農林水産省経営局就農・女性課
【5】国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (1)土地区画整理事業の確定測量に係る成果の認証の申請(19条5項)等の手続については、都道府県知事を経由しないこととし、「土地区 画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について」(平15国土交通省都市・地域整備局都市街地整備課)を令和元年度中 に改正する。		土地区画整理事業の確定測量に係る成果の認証の申請等の手続について、「土地区画 整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について」(平15国土交通 省都市・地域整備局都市街地整備課)を改正し、都道府県の経由事務を廃止した。	【国土交通省】土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指 定等について(令和2年3月31日付け国土交通省都市局都市街地整備課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_218	国土交通省都市局都市街地整備課
【5】総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (1)試験研究を行う地方独立行政法人による出資等については、国立研究開発法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。		地方独立行政法人法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、 令和2年6月10日に公布した(地方独立行政法人法改正の施行日は令和2年9月10 日)。	【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関 係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について(令和2 年6月10日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_219	総務省自治行政局市町村課行政 経営支援室

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請 案種	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (申請名)	求める措置の具体的な 内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 選考結果(概要等)
RI	220	04.雇用・労働	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限 移譲	職業安定法第19条、職業訓練受講推薦要領	公共職業訓練のあっせん区分のうち、受講推薦について、県にもあっせんも行うよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。(シラカフなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること) 併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することになった求職者について、訓練手当や職業訓練受講給付金の支給要件を満たすことが事後に確認された場合は、ハローワークにおける手続により、支給可能となるよう措置すること。	【現状】 公共職業訓練の受講には、ハローワークによる受講あっせん(受講指示、支援指示、受講推薦)が必要であり、県による受講あっせんは出来ない。 【支援事例】 求職者の中には、ハローワークを利用せず県の就職支援機関のみを利用する者も一定数存在する。(主に、雇用保険が無い方。) その中には、職業訓練の受講が効果的と思われる者がいるが、ハローワークでの手続きを促すほかなく、通時の訓練受講につながる(ハローワークにおいて、改めて就職相談(複数回)が必要。) 【権限付与後の対応】 権限付与の際は、県就職支援機関のアドバイザーと高等技術専門校の就職等推進員とが連携し、職業相談の実施等により就職率向上を図るとともに、訓練終了後の就職状況調査を実施していく。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html</a>	
RI	221	05.教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	学校教育法	職業能力開発短期大学校から大学への編入学 職業能力開発短期大学校生の能力向上や進路の幅を広げるため、現在は認められていない文部科学省第4年制大学への編入学が可能となるよう制度の見直しを求めるもの。 現状では、学校教育法に定められている次の学校のみ編入学の対象とされているが、職業能力開発短期大学校も対象に含めてほしい。 ・短期大学(同法108条) ・高等専門学校(同法第122条) ・専修学校(同法第132条) ・高等学校専攻科(同法施行規則第100条)	職業能力開発短期大学校で履修した単位については、平成26年9月1日付け文科省高等教育局長通知により、大学での単位として認められるようになったが、編入学については認められておらず、単位互換の業績をみて判断するにされて、継続検討となっている。 しかしながら、時間割に余裕が無い場合、大学への移動に相当の時間を要するため、他校へ通学して単位を取得することは物理的に不可能である。 このため、単位互換の実施ではなく、専修学校と同等以上の水準を有していることをもって、編入学の対象とすべきと考える。 (専修学校の要件) ・修業2年以上 ・総授業時間数1700時間以上 ・単位数62単位 (熊本県立技術短期大学校) ・修業2年 ・総授業時間数2808時間 ・単位数78単位(大学設置基準レベル) また、本県の職能校で行った受検者及び在校生アンケートによると、約半数の学生が大学への編入学制度の創設を希望しているが、現状では進学への道が閉ざされており、教育機関相互の連携が無いため、多様な学習機会が保障されていない。	—	
RI	222	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	企業主導型保育事業における学童の受入れ	企業主導型保育事業において、当該施設を設置する一般事業主又は当該施設と協定を締結している一般事業主が属する労働者の監護する学童及び地域施設で利用している者の監護する学童の保育を可能とする	企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法第59条の2に基づき仕事・子育てで両立支援事業として実施されているが、当事業の目的は、「乳児又は幼児の保育」であり、就学する児童(学童)は含まれていないため、助成金により整備した施設で学童を受け入れると、施設の目的外利用となる。 例えば、夜間の保育ニーズがある学童がいるが、当該施設では、学童が夜間利用できる認可外保育施設は2施設しかなく、十分に対応できていない。一方で、就学前の子どもの夜間保育を実施している企業主導型保育施設(県内2か所)においては、上記の規制により、就学児童の夜間保育を実施できない。夜間は、兄弟でも未就学児は企業主導型保育施設に、小学生は認可外保育施設に別々に預けるが、又は子どもたちだけで留守番をしている。	企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法第59条の2に基づき仕事・子育てで両立支援事業として実施されているが、当事業の目的は、「乳児又は幼児の保育」であり、就学する児童(学童)は含まれていないため、助成金により整備した施設で学童を受け入れると、施設の目的外利用となる。 例えば、夜間の保育ニーズがある学童がいるが、当該施設では、学童が夜間利用できる認可外保育施設は2施設しかなく、十分に対応できていない。一方で、就学前の子どもの夜間保育を実施している企業主導型保育施設(県内2か所)においては、上記の規制により、就学児童の夜間保育を実施できない。夜間は、兄弟でも未就学児は企業主導型保育施設に、小学生は認可外保育施設に別々に預けるが、又は子どもたちだけで留守番をしている。	—
RI	223	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童福祉法、認定こども園法、子ども子育て支援法	休日における共同保育の実施可能性	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの。	休日保育加算の要件は「年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること」となっており、1つの施設が年間を通じて日・夜日に開所する必要があり、園長や保育士に負担が及びにくい手の確保も難しい。 【具体的な支援事例】 休日保育を実施する施設は、保育士に敬遠される傾向にあり、既に実施している施設においても、保育士の退職希望があり、休日保育の実施が困難となっている。また、実質的に年中無休状態となってしまう、施設長の疲労も大きい。そのため、自治体内で休日保育を引き続き可能とするために、複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施したいと考えているが、休日保育加算要件(年間を通じて開所)を満たさないことから施設の経済的負担が大きく、休日保育が実現できていない。 【制度改正による懸念点】 休日保育加算の対象となる施設が増加し、ローテーションを行う場合、市が担当連絡調整事務が生じる。また、通常預かっていない園児を他園の保育士が預かることが考えられ、引継ぎ事務が生じる可能性もある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html</a>
RI	224	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	施設型給付費等に係る加算項目の簡略化	施設型及び地域型保育給付費に係る加算項目については、全国的にも実施率が高い項目(所長設置加算等)を基本単価に組入れる。	施設型給付費及び地域型保育給付費の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況である。 【具体的な支援事例】 施設型給付費に関しては加算項目も多く、単価もかなり複雑になっており、市町村や県だけで判断できない質を内閣府へ問合せを行う場合も多数発生しており、このような作業が毎月生じることから保育現場の職員には本来業務がある中、かなりの負担が生じている。 また、確認監査を行う際のチェック項目が多岐にわたる、多大な時間を要し、万一、誤りが発生した場合には返還業務が生じ、更なる時間を要する。 なお、国の通知で、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、請求を簡素化できるとあるが、職権で支弁した場合、実態に即していない加算が行われる可能性があり、その期間が長ければ返還に対応できないケースが生じることが考えられる。 【制度改正の概要】 施設型給付費等の算定について、全国的にも実施率が高いと思われる項目(所長設置加算等)を、基本単価に加える等することにより、加算項目を整理し、簡便な算出方法とする。 【制度改正による懸念点・解消策】 きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka_yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka_yosan.html</a>	
RI	225	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	文部科学省、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査について(平成31年3月12日付事務連絡)、私立高等学校等の実態調査について(平成30年5月31日付文科高第191号)	認定こども園の耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一。	毎年、厚生労働省と文部科学省から認定こども園の耐震化に係る調査依頼があるが、調査依頼時期、調査時点、調査内容(様式)がそれぞれ異なるため、県内市町村及び施設の負担になっている。 【具体的な支援事例】 調査のとりまとめを行う県は、市町村及び施設の負担軽減のため、様式を一体化して照合しているものの、調査時点については、施設種別が4月1日付で変わる(保育所から幼保連携型認定こども園に変わる場合)こともあり、厚生労働省と文部科学省の調査時点(それぞれ3月31日と4月1日時点)が異なることで、回答する施設側の作業が煩雑になる例もある。 また、趣旨は同一と思われる調査であるが、調査内容が微妙に異なるため、それぞれの調査別に回答しなくてはならず、事務が煩雑となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html</a>
RI	226	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等の整備、防音壁整備及び防犯対策の強化に係る整備計画協議要綱	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は厚生労働省から支給される仕組みとなっており、交付申請等の際も同じような申請を文科省、厚生労働省にそれぞれに提出する必要がある。 そのため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、別々の窓口へ提出しなければならないなど、過度な事務負担を強いられている。 文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚生労働省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違っており、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成しなければならないなど分かりにくい制度となっている。 両省の内示の時期にずれが生じており、内示されていないと工事への着工が遅延していることから、工期の適正な管理に支障をきたしている。(平成30年6月分内示 文科省:6月27日、厚生労働省:6月8日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html</a>	
RI	227	10.運輸・交通	知事会	九州地方知事会	国土交通省	A 権限 移譲	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令手続	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許可事務や届出事務のうち、軌道法が政令市の区域内で完了するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	【現行制度】 軌道法及びその下位法令において、運輸開始の認可、道路の維持及び修繕の指示、一部の工事方法変更認可等については、都道府県知事が行うこととされ、これらの認可等が行われたときは、道路法に基づく許可が行われたものとみなされている。また、工事施行認可や工事着工・竣工の期限伸長の決定など一部の国の事務に係る申請については、都道府県知事を經由して行うこととされている。 【支援】 政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内で完結する軌道についても、都道府県知事において許可等の事務を行うこととされており、現に道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っているため、事務が非効率となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_jokka.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【内閣府(11)(iv)】【厚生労働省(33)(v)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育)及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 5【内閣府(9)(i)】【厚生労働省(34)(i)】 (1)施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育)及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、複数の施設等との共同により年間を通じて開所する施設等も対象とする。 【措置済み(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和2年内閣府告示第27号)、令和2年5月12日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)】</p>	<p>令和2年4月より、複数の施設等との共同により年間を通じて休日保育を実施する場合(輪番制で実施する場合を含む)も休日保育加算の対象とした。</p>	<p>【内閣府】【厚生労働省】特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和2年5月12日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_223">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_223</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>5【文部科学省(12)】【厚生労働省(41)】 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令5&gt; 5【子ども家庭庁】 (20)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、事業者及び地方公共団体の負担を軽減するため、令和5年度中に調査時点の統一及び調査に関する様式の共通化を図る。</p>	<p>調査依頼の発出時期について、文部科学省と厚生労働省の連名で調査を依頼し、依頼時期の統一化を行った。 また、私立幼保連携型認定こども園の耐震状況に係る調査については、令和5年度調査以降は調査時点を3月31日とし、1つの耐震化調査として必要な項目をまとめて実施することとした。</p>	<p>【文部科学省・厚生労働省】私立幼保連携型認定こども園の耐震化に関するフォローアップ調査について(令和3年6月29日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_225">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_225</a></p>	<p>こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)付 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課</p>
<p>5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 【措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)】</p>	<p>認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のもので統一した。</p>	<p>【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働省事務次官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_226">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_226</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>4【国土交通省】 (1)軌道法(平10法76) 軌道法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する。</p>	<p>都道府県知事が行う運輸開始の認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する内容の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を第201回国会に提出し、令和2年6月3日に成立。 令和2年12月に改正予定事項について事務連絡を関係都道府県及び政令市向けに発出した。 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令案のパブリックコメントを令和3年8月27日より令和3年9月25日まで実施した。 軌道法施行規則等の一部を改正する省令案のパブリックコメントを令和3年9月11日より開始した。 令和3年12月に軌道法の概要及び政省令改正作業の状況等について政令市向けに説明会を実施した。 令和4年3月25日に関係政令を、同月30日に関係省令・告示を公布し、政令市に周知した。</p>	<p>【国土交通省】軌道法等の一部改正に伴う権限移譲対象事務について(令和2年12月22日付け事務連絡) 【国土交通省】(新旧対照表)軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令(令和4年政令第84号) 【国土交通省】軌道法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第18号) 【国土交通省】軌道事故等報告規則の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第395号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_227">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_227</a></p>	<p>国土交通省鉄道局総務課・施設課、道路局路政課</p>	



対応方針(閣議決定)記載内容 (毎年度におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>4【国土交通省】</b> (2)鉄道事業法(昭61法92) 鉄道線路の道路への敷設の許可(61条1項ただし書)に係る都道府県知事の事務・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものについては、政令を改正し、指定都市に移譲する。</p>		<p>鉄道線路の道路への敷設の許可に係る都道府県知事の事務・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものに関する指定都市への委譲について、令和元年9月に、事務・権限の移譲に関する説明会を開催するとともに、政令市との意見交換を実施。また、令和2年12月に改正予定事項について事務連絡を関係都道府県及び政令市向けに発出した。 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令案のパブリックコメントを令和3年8月27日より令和3年9月25日まで実施した。 軌道法施行規則等の一部を改正する省令案のパブリックコメントを令和3年9月11日より開始した。 令和3年12月に政令改正作業の状況等について政令市向けに説明会を実施した。 令和4年3月25日に関係政令を、同月30日に関係省令を公布し、都道府県・政令市に周知した。</p>	<p>【国土交通省】軌道法等の一部改正に伴う権限移譲対象事務について(令和2年12月22日付け事務連絡) 【国土交通省】(新旧対照表)軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等(令和4年政令第84号) 【国土交通省】軌道法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第18号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_228">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_228</a></p>	<p>国土交通省鉄道局総務課・施設課、道路局路政課</p>
<p><b>5【法務省(1)】【厚生労働省(14)】</b> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 矯正施設の方からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報(26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。</p>	<p>通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を通知した。</p>		<p>【法務省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく都道府県知事への通報の対象者について(令和2年2月28日付け法務省矯正局事務連絡) 【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく都道府県知事への通報の対象者について(令和2年2月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_229">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_229</a></p>	<p>法務省矯正局成人矯正課・少年矯正課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>
<p><b>5【総務省(13)(前)】【文部科学省(9)】</b> 地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第2項及び第2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)】</p>		<p>不要財産納付時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決については、同時に議案の提出が可能である旨を通知した。</p>	<p>【総務省】地方独立行政法人の不要財産納付時における定款変更の手続について(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_230">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_230</a></p>	<p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 文部科学省高等教育局大学振興課</p>
<p><b>5【厚生労働省】</b> (38)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集の作成・充実など必要な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt; 令2&gt; 5【厚生労働省】 (41)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集を作成し、都道府県に通知する。 【措置済み(臨床研修費補助金(歯科医師)質疑応答集(令和2年8月厚生労働省医政局歯科保健課)、臨床研修費補助金(医師)質疑応答集(令和2年11月厚生労働省医政局医事課)】</p>	<p>都道府県が行っている補助事業者からの照会対応について、負担軽減を図るため質疑応答集を作成し、令和2年11月に都道府県担当課に周知した。</p>	<p>【厚生労働省】臨床研修費補助金(医師)質疑応答集(令和2年11月厚生労働省医政局医事課)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_235">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_235</a></p>	<p>厚生労働省医政局医事課</p>
<p><b>5【厚生労働省】</b> (38)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集の作成・充実など必要な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt; 令2&gt; 5【厚生労働省】 (41)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集を作成し、都道府県に通知する。 【措置済み(臨床研修費補助金(歯科医師)質疑応答集(令和2年8月厚生労働省医政局歯科保健課)、臨床研修費補助金(医師)質疑応答集(令和2年11月厚生労働省医政局医事課)】</p>	<p>都道府県が行っている補助事業者からの照会対応について、負担軽減を図るため質疑応答集を作成し、令和2年8月に都道府県担当者に周知した。</p>	<p>【厚生労働省】臨床研修費補助金(歯科医師)質疑応答集(令和2年8月厚生労働省医政局歯科保健課)</p>		<p>厚生労働省医政局歯科保健課</p>





平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	関係団体	関係府庁	関係区分	取組の目的	実施事項(申請書)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な調整見直し(概要)	
R1	251	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取りの適正化に関する法律(第3条第1項、第6条、第9条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等)	液化石油ガスの保安の確保及び取りの適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安事務の認定、修繕業者の改修命令の交付に係る事務・権限の移譲(保安業務等)	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に国に比べて広域なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。	
R1	252	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	電気工事事業の業務の適正化に関する法律(第3条～8条、第9条第1項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2・3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条)	電気工事事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事の登録、登録の取消、退会命令の上での府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支隊の権限となっているもの(一)の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に国に比べて広域なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。	
R1	253	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定の用に府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支隊の権限となっているもの(一)の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に国に比べて広域なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。	
R1	254	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	火薬類取締法に係る事務・権限の移譲	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定の用に府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支隊の権限となっているもの(一)の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に国に比べて広域なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。	
R1	255	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消の用に府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支隊の権限となっているもの(一)の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に国に比べて広域なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。	
R1	256	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消の用に府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支隊の権限となっているもの(一)の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に国に比べて広域なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。	
R1	257	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告の用に府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支隊の権限となっているもの(一)の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に国に比べて広域なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。	
R1	258	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び届出の用に府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支隊の権限となっているもの(一)の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に国に比べて広域なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。	
R1	259	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査委員の連任等の届出受理の用に府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支隊の権限となっているもの(一)の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に国に比べて広域なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。	
R1	260	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度の使用認可の用に府県域を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの(一)の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に国に比べて広域なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。	
R1	261	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督の用に府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支隊の権限となっているもの(一)の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に国に比べて広域なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。	
R1	262	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校卒業または、その者と同等以上の学力を有する者。」の受験条件について厳格することを求める。	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等)が必要となる。この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないことから、広域調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校事務事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続に加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが不要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上ことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に国に比べて広域なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。
R1	263	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	製菓衛生師試験受験資格の緩和	製菓衛生師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校卒業または、その者と同等以上の学力を有する者。」の受験条件について厳格することを求める。	製菓衛生師試験の受験資格としては、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等)が必要となる。この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないことから、広域調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校事務事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続に加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが不要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上ことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由が広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に国に比べて広域なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。
R1	264	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	港湾広域防災協議会の事務局機能の移譲	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことにより、法改正を求める。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところであり、港湾については、広域(アーク検討会)の中に港湾部会を設置し、大阪湾港湾の一体的な主要業務の担い手として機能している。港湾の機能の観点から協議会の観点から協議会の機能をより有効に発揮するための仕組みづくりは、将来的に更なる人口減少が見込まれる地方において、持つ能力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。関西には広域行政を担う関西広域連合があることから、当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の実情に最適化し、行政の効率化を図るとともに、地域の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口意識につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資するものとする。	
R1	265	12_その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	広域連合制度における国の事務の範囲拡大及び国との共同事務処理の特種創設	地方分権の観点から、国に移譲を要請できる事務の範囲を拡大し、国に移譲を要請できない事務の範囲拡大及び国との共同事務処理の特種創設。また、関西に關する国の計画策定や大規模災害対策等、共同で取り組むことで、効果が高まり、効率のよいものや、事象発生時等に迅速な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、広域連合からの要請により共同処理できる仕組みをつくることを求める。	地方自治法第252条の17の(2)に「条例による事務処理特例制度」では、市町村長ら追加で府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に委任し、要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は当該主要業務の担い手として機能している。一方、国からの事務・権限移譲を受けることできる広域連合においては、都道府県知事から追加で広域連合は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が担い処理することとすることができる(地方自治法第291条の2第4項) 現行規定では、移譲を求めるとできる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、予め一定の事務を構成府県市町村が持ち寄ることが必要である。要請権行使の具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒勞に終わる可能性があることから、法律に規定があるものの、形骸化している。また、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、共同処理による制度的な枠組みがないことから、その善し及び円滑な実施が難しい状態になっている。	



平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	平均 案数	分野	提案主体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (案名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における概率的な 審議結果 (概要)
RI	266	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	災害救助法施行令第3条	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費負担の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)とされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。また、災害時には災害者ニーズに可及的速やかに対応するため、都府県間総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要していること意見や、過去の災害で認められた事例において、特別協議を要すると、被災地域に救済の余地が乏しく、被災者の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うことを求める。なお、これまでの事例とどうも範囲を限定して内閣総理大臣の協議、同意を廃止することで、法律の趣旨を逸脱しない範囲で迅速かつ的確に被災者支援が可能と考える。	—
RI	267	05.教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	A 権限 移譲	学校教育法第4条、第95条、私立学校法第4条、第8条、大学設置基準	大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する大学に関する認可等の権限移譲を求める。	関西はひとつの経済圏及び生活圏であることに、集積・エネルギーやライフライン分野において世界トップクラスの研究機関や企業の集積を活かしたオープンイノベーションの取組も進んでおり、研究開発や高等教育のグローバル化を促すには遠征と連携を促している。関西広域連合及び広域連合の構成府県市においては、該団体や業界団体と連携しており、産業界が求める人材・ニューズや研究成果の実用化ニューズなどを把握することが可能である。広域連合の構成府県市では高校までの学校教育及び中堅人材を輩出する専門学校を所管しており、生徒の進学動向や学生ニーズを把握することが可能である。関西広域連合においては、これを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興と取組むことが可能である。	—
RI	268	05.教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	A 権限 移譲	学校教育法第4条、第95条、私立学校法第4条、第8条、専門職大学設置基準	専門職大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する専門職大学に関する認可等の権限移譲を求める。	今後の地方創生推進に向け、それぞれの地域特性に応じた人材育成のニーズが高まる中、そのための専門人材育成機関の認可等の事務は地域の将来像を描く自治体が担うことが望ましい。関西広域連合は関西の自治体で構成されており、既存の専門学校設置者が専門職大学の設置を目指すことも想定される中、現在専門学校を所轄している府県で構成する関西広域連合が審査者として適格である。関西広域連合は関西の経済圏などとのつながりも深いことから、設置(予定)者の人材育成方針の妥当性や将来性を的確に評価できるとともに、適切な実習フィールドや卒業後の進路等についての助言も可能である。関西広域連合においては、これを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興と取組むことが可能である。	—
RI	269	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	生活保護法第51条、第54条の2(別表第2) 介護保険法	生活保護法における介護機関の指定に関するみなし規定の範囲の拡大	生活保護法第54条の2別表第2下欄に、介護保険法各条項に規定される「指定の効力の停止が行われた場合」を追加すること。	【制度改正の経緯】 所管の窓口が関西にあることで、学校の設置(予定)者からの事務相談や事前相談に円滑に対応することも可能となり、より実現性の高い申請につながる。 【制度改正の経緯】 生活保護法改正により、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた場合は、介護サービス事業者があらかじめ特段の申し出をしない限り、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされ(生活保護法第54条の2第2項)。 (生活保護法第54条の2第3項) 生活保護法第54条の2第3項の規定において、別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る指定は、当該介護機関が同表下欄に掲げる場合に該当するときはその効力を失うことになる。(該当項目は、介護保険法各条項における「事業の廃止があったとき」、「指定の取消しがあったとき」、「指定の効力が失われたとき」が規定されている。) 【支障事例】 別表第2には、より軽微な処分である「指定の効力が停止された場合」が含まれていないため、効力が停止された場合には、行政手続法に基づく処分手続を行う必要がある。本市において、平成30年度に上記の事例が1件発生したが、処分にあたり、当該事業所に対し弁明書の提出期限を2週間と定め弁明の機会を付与するなど、事業発生から処分通知を発生するまでは、内部の事務手続等を省力化し月発している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kokka.html
RI	270	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第55条	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間延長	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間を自己負担上限額の設定及びその決定に必要な課税状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。	現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備していく利用者があり、混乱やトラブルを招くと同時に利用者にも不利益が生じている。精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者にも負担や混乱が生じている。更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kokka.html
RI	271	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	老人福祉法第14条及び第15条 老人福祉法施行規則第1条の9、第19条の14及び第2条等	介護サービス事業者からの申請及び届出について、老人福祉法の届出書類等を簡素化	介護サービス事業者からの申請・届出書類について、事業者は介護保険法及び老人福祉法双方に規定される事業者であるため、それぞれの法律に基づく書類を作成する必要があり、過大な負担となっている。また、受理・受領する側の行政についても同様である。 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書を含め変更の見直しを進め、帳票等の文書の半減に取り組む」とされた。 これを受け、平成30年6月29日に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成30年10月1日に施行されている。この省令は、文書量を削減する観点からの対応であり、介護保険法施行規則を含め4本の省令の改正が行われているが、老人福祉法施行規則の改正は行われていない。老人福祉法施行規則においても文書量削減のための改正が行われていない限り、事業者及び行政双方の負担軽減に資することはできないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kokka.html	
RI	272	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	生活保護法による医療機関の指定更新に係る手続きの簡素化	生活保護法(以下「法」という。)による医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定更新手続きにおいて、健康保険法に規定する医療保険機関又は保険医療機関(以下「保険医療機関等」という。)の指定更新があったときは、その保険医療機関等は指定医療機関として指定更新があったものとみなす措置	医療機関の指定は、平成25年の生活保護法の一部を改正する法律により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。 一方、第49条の2第2項第1号において、「当該申請に係る病院または診療所又は薬局が、保健医療機関等でないときは、指定をしない」と規定し、また、第52条第1項において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例に」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もおり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護の両方を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかである。 しかしながら、現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。 【参考(参考用)】 ・平成30年度の指定事件数:243件(内訳)指定:48件、更新:195件 ・令和元年5月末日時点の市内保険医療機関の指定率:90.1% (内訳)市内保険医療機関数1,718のうち指定医療機関数1,549	—	
RI	273	09.土木・建築	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	建築基準法第52条 建築基準法施行令第2条	建築基準法上の容積率不算入部分として交通広場等を取り扱うこと。	建築基準法の容積率制限は道路、公園等の公共施設の供給・処理能力とのバランスを保ち市街地環境の悪化を防止する目的として行われているものとされている。一方で交通広場は実質的に建築利用の規模等への影響がほとんどなく、公共交通の利便性向上によって周辺の交通環境改善等につながることに、都市施設等に位置付けることで阻害性、公共性を軽減するため、容積率算定から除外しても支障がないと考えられることから、交通広場等について地方自治体が都市計画の都市施設などに位置付けた場合に容積率不算入とする仕組みを要求する。	本市の駅前周辺は既に土地利用が行われており、種地不足やコスト面から、平面的に交通広場の面積を確保することが困難なため、交通結節機能の強化が図られていない。こうした状況の中、「駅前広場の上利用」(平成23年3月)において、積極的に駅前広場の上空を活用した結節点整備の推進が図られており、本市においても立体都市計画制度を活用し、民間活力による交通広場の整備を検討しているが、敷地が大きく上空利用しない場合は交通広場も敷地面積に含まれ、床面積も生じないものの、限られた空間で建物と交通広場を複合整備する場合は、交通広場より容積率が圧迫される。 検討事業において地権者と協議を行う際、交通広場の空間の掘出について一定の理解を得るもの、交通広場が容積率対象となることで地権者の土地利用に制約を与え、協議に支障をきたしている。容積率緩和も手法の一つと考えられるが、検討地区においては周辺の交通基盤に与える影響が多大であることや、容積率緩和に対する住民の懸念が窺えること等から、困難な状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kokka.html
RI	274	09.土木・建築	市区長会	指定都市市長会	総務省、法務省、国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空家等対策の推進に関する特別措置法	所有者不明空家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与	所有者不明空家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人:民法第25条～第29条、相続財産管理人:民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができないとされている。京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都市家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家でなければ利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。 一方で、所有者不明空家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条より空き家対策を実施する義務を負う地方公共団体から財産管理人選任の申立ができないと、同空家の活用や除却の進展が滞り、空家問題に対する適切な対応が十分に行われていない。 空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のみならずを進めらるべき大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることで、空家特措法で規定される「特定空家等」にまで至ってしまう蓋然性が高い。平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条において、「所有者不明の土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空家法上の「空家等」についても同様の規定を設けていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kokka.html	
RI	275	12.その他	市区長会	指定都市市長会	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	【各選挙の投票用紙】 公職選挙法第11条 公職選挙法施行令第45条、第77条 昭和51年6月「教育市長選挙 無効等認定請求事件」に係る名古屋高等裁判所判決 【国民審査の投票用紙】 最高裁判所裁判官国民審査法第24条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令第7条	各選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に於ける未使用の投票用紙の保存期間の見直し	未使用の投票用紙の保存期間については、選挙等の効力の確定までの期間としていただきたい。	選挙等の投票用紙の保存期間については、各選挙等当該選挙の任期中、国民審査は10年間で規定されているが、未使用の投票用紙の保存期間については、法令に明文の規定はない。 令和元年の各選挙等「未使用の投票用紙について、投票用紙係等による」との報告が提出され、確定していることから、未使用の投票用紙と使用済みの投票用紙を同様に扱うこととされているが、本判決は無使用の投票用紙については、選挙及び当選並びに審査及び罷免の効力の訴訟等の手続きができる期限以降であれば、廃棄したとしてもそれらの効力への影響はなく、保存する実益がないと考えられることから、効力確定後の未使用の投票用紙の扱いについて明確に示していただきたい。 本判によれば、使用済み投票用紙の2倍以上未使用となる現状において、保存の実益がないと考えられる膨大な量の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースや多額の費用が必要となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kokka.html
RI	276	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援法第31条、43条	地域型保育事業の確保の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確保の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	子ども・子育て支援法においては、児童が居住する市町村の地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など)を利用するには、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該施設要件等の確認(法第43条)を行う必要がある。しかしながら、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者間の調整・決定しており、利用の決定後、利用開始までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を遡認する形となり、形骸化している。 本市及びその周辺市町村においては、各市町村の区域を超えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (i)生活保護法による指定介護機関については、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力も停止する。		生活保護法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した生活保護法改正の施行日は令和2年10月1日。	【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について(令和2年6月10日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_269">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_269</a>	厚生労働省社会・援護局保健課
【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令3＞ 【厚生労働省】 (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii)自立支援医療に係る支給認定等(54条)の事務については、個人の取入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54条に規定する給付であつて、マイナンバー制度における情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)に基づく障害年金及び障害手当金等)に係る照会方法等を地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)】	マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等の負担軽減方策を整理し、情報連携できない情報の取集方法等の負担軽減方策を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付けで地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて(通知) (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 【厚生労働省】令和3年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る事務手続及び省略可能な書類の一覧等について (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_270">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_270</a>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
【厚生労働省】 (22)老人福祉法(昭38法133) 老人福祉法に基づく施設の設置の届出等に係る文書については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図る観点から、令和元年度中に省令を改正し、簡素化する。		届出等に係る文書の提出を一部不要とすること等を内容とする省令改正を行い、地方公共団体に通知を发出了。	【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号) 【厚生労働省】「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_271">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_271</a>	厚生労働省老健局総務課
【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (i)建築物の容積率(52条1項)の算定については、交通広場等を専ら道路交通の用に供する部分又は屋内的用途に供しない部分として判断できる場合、当該部分を床面積に算入しないことを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和元年度中に通知する。		建築物の容積率の算定にあたり、床面積の算入については、建築物に適用される制度等に関わらず、当該部分が屋内的用途に供するか否かや、専ら道路交通の用に供するか否かにより判断するものであり、計画内容に応じて特定行政庁が判断するものである旨通知した。	【国土交通省】建築物の床面積に算入されない部分に関する情報提供について(各指定確認検査機関(大臣指定)の長宛て)(令和元年12月23日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡) 【国土交通省】建築物の床面積に算入されない部分に関する情報提供について(各都道府県 建築行政主務課長宛て)(令和元年12月23日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_273">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_273</a>	国土交通省住宅局市街地建築課
【総務省(18)(i)】【法務省(4)】【国土交通省(19)(i)】 (18)空き家対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (i)空き家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行った不在者財産管理人(民法(明29法89)25条1項)又は相続財産管理人(同法52条1項)の選任の申立てが認められた事例を、空き家対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和2年中に周知する。		空き家対策における財産管理制度活用の事例集(市町村が債権を有しておらずかつ特定空き家等と認める手続を行っていない場合であっても財産管理人選任の申立てが認められた事例)を国土交通省のHPに公表の上、市町村に周知した。	【国土交通省】空き家対策における財産管理制度活用の事例集(令和2年12月18日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_274">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_274</a>	総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 法務省民事局参事官室 国土交通省住宅局住宅総合整備課
【総務省】 (2)最高裁判所裁判官国民審査法(昭22法136)及び公職選挙法(昭25法100) 最高裁判所裁判官国民審査及び各種選挙における未使用の投票用紙の保存期間(最高裁判所裁判官国民審査法施行令7条、公職選挙法施行令45条)については、保存スペースの確保などの支障を踏まえ、法制的な面等から可能な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					総務省自治行政局選挙部選挙課
【内閣府(11)(ii)】【厚生労働省(33)(ii)】 子ども、子育て支援法(平24法65) 特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住市町村の長による更なる確認は不要とする。		地域型保育事業を行う者に対する事業所ごとの「確認」の効力について、事業所の所在する市町村の「確認」の効力が他の市町村にも及ぶものとし、教育・保育施設と同様に他の市町村による更なる「確認」は不要とした。			内閣府子ども、子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	申請種別	分野	提案主体の属性	関係府省	審査区分	拠出法令等	提案事項(申請項目)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な審査結果(概要等)	
RI	277	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日 国道第52号) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成15年11月6日 障発第1106002号)	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者有料道路割引制度の系統について、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際は証明書の発行が必要であるが、年々、問い合わせや窓口への来所者が増え、職員対応時間や事務量が非常に多くなっている。	—	
RI	278	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法24条の2、児童福祉法に基づき指定入居支援に関する費用の額の算定に関する基準、重度障害児支援加算費実施要綱	障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和と、加算対象の施設要件を緩和する。	障害児入所施設において、重度障害児を受け入れたことによる報酬の評価(加算)については、障害児の支援度に係る要件だけでなく、厚生労働大臣が定める施設基準(①重度障害児専用棟を設ける。②専用棟の定員20名以上とする。③居室に設置する等)が設けられている。本市において、障害児入所施設について小規模グループケア化を進めているところだが、上記の施設基準(専用棟の定員20名以上等)があるため、重度障害児を受け入れている小規模グループケアにおいて、重度障害児支援加算を受けることが出来ない場合が多く、運営面での負担となっている。(参考)重度障害児支援加算を満たす岡山市の重度障害児の福祉型障害児施設入所者数(平成31年3月現在):25名 →このうち、14名が重度障害児支援加算が受けられていない。 国としても障害児入所施設について、小規模グループケア化を推進するよう示している一方で、重度障害児支援加算については定員を20人以上としていることは、制度として一貫していないと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html</a>	
RI	279	05_教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法第37条第2項、第13項 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 学校教育法第6条、第7条、第10条	授業教諭等の配置基準の民設共同調理場への拡大	国が定める授業教諭及び学校栄養職員の配置基準に民設民営の学校給食センター等を加えるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 しかしながら、食育等に関して非常に重要な役割を果たす授業教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか民設であるかによって分かれており、著しく合理性を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されると共に、授業教諭制度が創設され、従来の学校栄養職員に加え新たに授業教諭が設けられ、授業教諭は、従来は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達障害等への配慮した授業など給食に加え指導を行うことになったことにより、授業教諭及び学校栄養職員の配置基準は、従来の学校栄養職員の配置基準を踏襲することとなり、学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対する業務の重要性は高まっており、授業教諭及び学校栄養職員の配置基準が実施に即していなくても、学校における役割を十分に果たせるものとなっております、改善が必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html</a>
RI	280	05_教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法第37条第2項、第13項 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 学校教育法第6条、第7条、第10条	授業教諭等の配置基準の一本化	国が定める授業教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法、自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 食育等に関して非常に重要な役割を果たす授業教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか民設であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されると共に、授業教諭制度が創設され、従来の学校栄養職員に加え新たに授業教諭が設けられ、授業教諭は、従来は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達障害等への配慮した授業など給食に加え指導を行うことになったことにより、授業教諭及び学校栄養職員の配置基準は、従来の学校栄養職員の配置基準を踏襲することとなり、学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対する業務の重要性は高まっており、授業教諭及び学校栄養職員の配置基準が実施に即していなくても、学校における役割を十分に果たせるものとなっております、改善が必要である。	—
RI	281	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都府県知事・各指定都市市長、各中核市市長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁長通知)等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要綱(平成15年7月30日付日本道路公団等策定) 有料道路における障害者割引措置実施要綱(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)	有料道路における障害者割引制度について、割引を適用する車両の指定及び申請日以降2回目の誕生日までの更新手続を撤廃し、身体障害者手帳等の提示のみで適用する方法に改めるよう求める。 また、ETC割引手続で「ETC利用対象者証明書」を添付し、高速道路事業者等が設置する窓口に送付すれば利用手続が行える方法に改めるよう求める。	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都府県知事・各指定都市市長、各中核市市長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁長通知)等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要綱(平成15年7月30日付日本道路公団等策定) 有料道路における障害者割引措置実施要綱(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)」により規定されている。本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく簡式ETC割引を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取組まれる可能性もあり、いつまでも保管しておくわけでは無い。 一部の団体の事例も把握しているが、制度の処分に対して所有者から損害賠償請求の訴えを提起された際にも、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。 以上の支援を解決するため、法上に河川法第75条の5の規定を設けると、保管期間の統一ルールを明確にしたいと考えている。	—	
RI	282	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4(3)、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	幼保連携型認定子ども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼保連携相当部分に分けて、それぞれ厚生労働省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。 特に保育所や子ども園の共同部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っているが、煩雑な事務処理が発生している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html</a>	
RI	283	09_土木・建築	市区長会	指定都市市長会	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等の統一ルールは明確にされていない。本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく簡式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取組まれる可能性もあり、いつまでも保管しておくわけでは無い。 一部の団体の事例も把握しているが、制度の処分に対して所有者から損害賠償請求の訴えを提起された際にも、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。 以上の支援を解決するため、法上に河川法第75条の5の規定を設けると、保管期間の統一ルールを明確にしたいと考えている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html</a>	
RI	284	03_医療・福祉	中核市	東大阪市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育所対策支援事業費補助金交付金交付要綱の緩和	保育士宿舎併上げ支援事業に係る①雇用年数の要件緩和 ②特種児童、有効求人倍率による支給期間の短縮規定の撤廃等について。	当該事業の補助期間は、その年度の特種児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から10年以内(あるいは5年以内)となっているが、年度によって対象者が異なるような取扱い、市及び事業者にとって不公平、事業利用を始めた年度の連年と異なり、同じ市内の施設であるにもかかわらず、補助対象期間に延長が生じ、不公平な取扱いとなる。経過措置としての対応ではなく、短期規定の撤廃を望む。 また、補助期間が延長して10年となっているため、入職した保育士が10年以降に他の施設へ転職してしまえば中途離職の困難が促されてしまう。 以上のことから、雇用促進要件(特に待機児童数、有効求人倍率)による支給期間の短縮規定の撤廃を望む。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka_yosumi.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka_yosumi.html</a>	
RI	285	03_医療・福祉	中核市	東大阪市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子及び父子並びに寡母福祉法、同法施行令、同法施行規則、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	母子家庭高等職業訓練促進給付金の運用改善	母子家庭の母又は父子家庭の父が就労に必要な看護師等の資格を取得しようとする時に、母子(父子)家庭生活の両方を支えるために、母子(父子)家庭高等職業訓練促進給付金が支給される。准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する場合、支給期間が平成30年度からは通算3年間に延長されたが、当該ケースでは通算4年間の修業が必要であり、期間を網羅できていない。修業上生活の両立を支援するための観点から、必ずしも所有者の同意が得られない限り、昨今の相続放棄が進む状況下では、空き家の所有者が当該家庭に詳しいと限らない。 准看護師養成機関修了者が引き続き看護師養成機関で修業する場合、通算4年間の給付金を支給すること、ひとり親が経済的に安定して修業できるようにすることがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka_yosumi.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka_yosumi.html</a>	
RI	286	03_医療・福祉	中核市	東大阪市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	企業主導型保育事業に係る補助金交付金交付要綱	企業主導型保育事業の補助決定に係る(公財)児童育成協会からの市町村への迅速な情報共有	企業主導型保育事業の補助決定に係る(公財)児童育成協会からの市町村への補助決定の情報提供が遅れたために、既に開設している当該保育施設を利用希望者に紹介できなかった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html</a>	
RI	287	09_土木・建築	一般市	羽島市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法 不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物物面等)等に相当する情報の調査権限を付与	未登記の空き家に係る不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物物面等)等に相当する情報の調査権限を付与	問題となっている空き家の多は未登記であり、構造・面積、建築年数を把握する術がない。法及び平成27年2月26日付住団住第943号・総行地第25号により、空き家の情報については、固定資産税の課税情報のうち、所有者情報に限り、課税情報から空き家の属性を知らなくともよい。現行法では特定空家等の措置のための立入調査により、これを把握する仕組みとなっている。所有者の同意が得られれば課税情報の閲覧が可能になるが、必ずしも所有者の同意が得られないと限らず、昨今の相続放棄が進む状況下では、空き家の所有者が当該家庭に詳しいと限らない。 特定空家等に準らぬ「千層への適正管理の助言・指導を」として、空き家の属性が分からないままに所有者と相談を行っても、解体や利活用の具体的な提案が難しかったり、助言・指導がスムーズに進まない状況になっている。 以上のことから、不動産登記法にて義務付けられている表題部記載、所有者が申請していない事実を鑑み、本市の空家等対策条例の制定過程で所有者情報以外の情報利用によって空家を把握しようとしたが、空家等対策推進協議会の弁護士及び市顧問弁護士より、前述の通知「空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。」と明記されていることを前提に、法に違反するため採用とは一致した経緯がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2019/teianbosyu/kekka.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (播楽年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (5b)障害児入所施設(42条)における重度障害児支援加算費に係る施設要件については、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」における議論を踏まえるとともに、地域の実情にも配慮した上で、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 【厚生労働省】 (9)児童福祉法(昭22法164) (9b)障害児入所施設(42条)における重度障害児支援加算費については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、小規模グループケア加算を算定している場合は、重度障害児専用棟を設置すること及び重度障害児入所棟の定員をおおむね20人以上とすることの2つの施設要件を満たさない場合であっても算定を可能とする。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年告示第87号))]</p>	<p>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、小規模グループケア加算を算定している場合は、①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人以上とする要件の2つを満たさずとも、重度障害児支援加算を算定できるとした。なお、居室を1階に設ける要件については、重度障害児の火災時等の安全性の確保の観点から、小規模グループケア加算を算定している場合であっても、重度障害児支援加算を算定する上で必要な要件とすることとした。</p>	<p>【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月23日厚生労働省告示第87号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r16_tsuchi.html#r1_278">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r16_tsuchi.html#r1_278</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室</p>
<p>【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付文部科学省初等中等教育局長通知)]</p>	<p>認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。</p>	<p>【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付厚生労働事務次官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r16_tsuchi.html#r1_282">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r16_tsuchi.html#r1_282</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課</p>
<p>【総務省(18)(a)】【国土交通省(19)(a)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃業や検査等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(平27国土交通省住宅局)を改正し、市町村に令和2年中に周知する。 また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。</p>		<p>「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(平27国土交通省住宅局)を改正し、代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いを市町村に周知した。</p>	<p>【総務省】【国土交通省】特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)の一部改正について(令和元年地方分権改革提案事項)(令和2年12月25日付国土交通省住宅局長・総務省大臣官房地域力創造審議室通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r16_tsuchi.html#r1_283">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r16_tsuchi.html#r1_283</a></p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>
<p>【内閣府(11)(a)】【厚生労働省(33)(a)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 企業主導型保育事業(59条の2)については、「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」における意見を踏まえ、保育施設への助成決定等に係る情報を企業主導型保育事業実施機関から地方公共団体へ提供できるよう、令和元年度中を目途に企業主導型保育事業費補助金実施要綱等を改正する。</p>		<p>企業主導型保育事業実施機関から地方公共団体へ助成決定等の情報を提供することとした。</p>	<p>【内閣府】【厚生労働省】企業主導型保育事業等の実施について(令和2年3月16日付内閣府子ども・子育て本部総括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r16_tsuchi.html#r1_286">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r16_tsuchi.html#r1_286</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>【総務省(18)(a)】【国土交通省(19)(a)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 特定空家等の発生を予防する観点から市町村が実施する空家等対策については、所有者の注意を喚起するための取組事例の調査及び所有者の同意がなくても固定資産課税台帳情報のうち空家等に係る基本的な情報(建築年数、構造、面積等)の活用を行う必要性等について判断を行うための調査を市町村に対して行った上で、必要な方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づき必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 【総務省(14)】【国土交通省(14)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 特定空家等の発生を予防する観点から市町村(特別区を含む、以下この事項において同じ。)が実施する空家等対策については、空家等の所有者の注意を喚起するための取組事例及び固定資産課税台帳情報の活用に関して所有者の同意を得るための取組事例を、市町村に令和3年中に周知する。</p>	<p>空家等の所有者の注意を喚起するための取組事例及び固定資産課税台帳情報の活用に関して所有者の同意を得るための取組事例についての事例集を国土交通省のHPに公表の上、市町村に周知した。</p>	<p>【国土交通省】空家対策における事例集(令和3年3月国土交通省住宅局住宅総合整備課) 国土交通省HP: <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000042.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000042.html</a></p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r16_tsuchi.html#r1_287">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r16_tsuchi.html#r1_287</a></p>	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>